

令和5年（2023年）11月13日（月曜日）

第 4 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)11月13日(月曜日)

出席委員

委員長

清水拓也君

副委員長

小泉真志君

今津寛史君

角田一君

寺島信寿君

瀧上綾子君

滝口直人君

林祐作君

佐藤禎洋君

中川浩利君

赤根広介君

梶谷大志君

松浦宗信君

出席説明員

環境生活部長 加納孝之君

環境生活部
アイヌ政策監 相田俊一君

環境保全局長 竹澤祐幸君

自然環境局長 竹本広幸君

くらし安全局長 佐藤圭子君

文化局長 塚田みゆき君

スポーツ局長 高見芳彦君

アイヌ政策推進局長 高橋奉己君

総務課長 新井田順也君

水道担当課長 岡田朋子君

循環型社会推進課長 本間博人君

動物愛護管理
センター所長 小笠原重喜君

エゾシカ担当課長 高杉聖君

ヒグマ対策室長 井戸井毅君

道民生活課長 本田晃君

消費者安全課長 石動貴子君

文化振興課長兼
歴史文化担当課長 越田習司君

縄文世界遺産
推進室長 家山正吾君

スポーツ振興課長 松井直樹君

オリンピック・パラリンピック
連携室長 猪股由起君

アイヌ政策課長 鈴木昭弘君

象徴空間担当課長 高石浩子君

総合政策部長 三橋剛君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口伸生君

総合政策部
地域振興監 菅原裕之君

総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

官民連携推進局長 所健一郎君

次世代社会戦略局長 上原和信君

地域創生局長 大野哲弘君

地域行政局長 山中剛君

交通政策局長 千葉繁君

航空港湾局長 前川晃輝君

企業連携担当局長 阿部正幸君

鉄道担当局長 斎藤由彦君

新幹線担当局長	金 盛 修 君	交通企画課参事	永 田 浩 幸 君
物流担当局長	白 戸 則 幸 君	物流企画担当課長	椋 平 剛 史 君
総務課長	蓮 見 光 志 君	航空課長	嶋 田 貴 洋 君
官民連携推進局参事	福 山 琢 也 君		
同	藤 原 和 道 君	議会事務局職員出席者	
デジタルトランスフォーメーション 推進課長	漆 崎 卓 哉 君	議事課主幹	加 藤 隆 行 君
地域戦略課長	笹 森 穰 君	議事課主査	大 西 健 君
地域政策課長兼 胆振東部地震災害 復興支援担当課長	東 貴 弘 君	同	中 澤 正 和 君
行政連携課長	渡 辺 和 隆 君	同	斉 藤 晃 俊 君
交通企画課長	菅 野 圭 二 君	同	藤 田 知 樹 君
地域交通担当課長	齋 藤 冬 樹 君	同	中 川 典 彦 君
鉄道企画担当課長	佐 藤 寿 志 君	同	吉 本 麻 美 君
			井 端 卓 君

午前 10 時 開議

○清水拓也委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔大西主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

今 津 寛 史 委員

瀧 上 綾 子 委員

であります。

○清水拓也委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○清水拓也委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史君。

○今津寛史委員 皆さん、おはようございます。上川管内選出の今津寛史です。

これから質問をさせていただきます。

まず初めに、スポーツの振興について伺います。

初めに、北海道立総合体育センターの指定管理についてであります。

北海道立総合体育センター、通称・きたえーるは、本道のスポーツ振興の中核施設として、そ

の役割は極めて重要であると考えます。きたえーるの指定管理者である公益財団法人北海道スポーツ協会からは、施設の維持管理に関し、財政的に厳しい状況に置かれていると伺っております。

そこで、指定管理について、以下、伺います。

これまでの負担金の推移についてであります。指定管理は、これまで4年に一度更新してきておりますが、昨年度からは指定管理期間が4年から5年に延長になったと伺っております。

きたえーるに関して、これまでの指定管理ごとの指定管理負担金の平均年額はどのように推移しているのか、伺います。

○清水拓也委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 指定管理負担金の年間の平均額についてでございますが、指定管理期間ごとの負担金総額を当該期間で割り返した1年当たりの平均額は、平成18年度からの第1期は約3億9400万円、平成22年度からの第2期は約3億4800万円、平成26年度からの第3期は約3億2600万円、平成30年度からの第4期は約3億1700万円、令和4年度からの5年間となる第5期は約2億4500万円となっております。

○今津寛史委員 昨年度からスタートした第5期の指定管理負担金は、前期と比べて大幅に減少していますが、その理由について伺います。

○松井スポーツ振興課長 負担金の減額理由についてでございますが、指定管理負担金は、施設の維持管理業務を行うために必要な経費から、施設の利用者から徴することのできる利用料金収入の見込額を差し引き、これに消費税率を乗じたものが負担金の額として計算されます。

令和2年度に公の施設利用料金の改定が行われ、道立体育センター条例に定める料金単価の引上げに伴い、年間の利用料金収入見込額が約5700万円上昇したところでございます。このため、第5期は前期と比べて当該控除額が大きくなったことが主な理由となっております。

○今津寛史委員 そこで、今後の対応についてですが、本道のスポーツ振興にとって中核施設であるきたえーるの安定した施設運営が望まれます。

負担金の大幅な減少による影響が懸念されますが、本道のスポーツ振興を進める立場から、どのように今後取り組んでいくのか、所見を伺います。

○清水拓也委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 今後の対応についてでございますが、きたえーるは、様々な世代がスポーツに親しむことができる空間であるとともに、選手の競技力向上に向けたトレーニングの場を提供するほか、全国や全道大会をはじめ、プロスポーツの試合の開催など本道のスポーツ振興の拠点となっているものでございます。

このため、施設の安定的な運営は、スポーツに親しむ環境づくりの観点からも重要であると認識しておりまして、指定管理者が置かれている現状や課題などを指定管理者制度を所管する関係部局へ伝えるなどし、利用者へのサービスの質の維持確保に努めてまいります。

○今津寛史委員 続きまして、クラブチーム等と連携したスポーツ機会の充実について伺いま

す。

近年、少子・高齢化の進展に伴い、地域ではスポーツ少年団が年々減少傾向にあり、指導者の確保も難しくなっています。また、部活動の地域移行に関する検討も進められる中で、新たな受皿の確保も課題となっています。

道内各地においては、プロ野球独立リーグに所属をするチームのほか、サッカーやバレーボール、フットサルなど様々なクラブチームが活動しており、選手の皆さんが地域におけるスポーツイベント等にも積極的に参加いただくことにより地域づくりの一翼を担っていただいております。

私としても、地域におけるスポーツ指導者の確保及び地域スポーツの機会の確保と質の向上のためにも、これらのチームと連携して地域スポーツの受皿づくりを進めていくべきと考えます。

道においても、既にスポーツクラブチーム等と連携した取組を進めていると伺っていますが、近年、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○松井スポーツ振興課長 クラブチーム等と連携した取組についてでございますが、少子・高齢化が進行する本道にあって、クラブチーム等は、スポーツの振興はもとより、地域の活性化に寄与する大切な存在であると認識しております。

道では、スポーツ参画人口の拡大に向け、クラブチーム等や本道ゆかりの元オリンピック選手などと連携して、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体感するスポーツチャレンジ教室を、令和3年度は6か所、令和4年度は7か所、令和5年度は7か所で実施しておりますほか、競技力の向上を図るために専門的な指導者を地域へ派遣する広域スポーツセンター指導者派遣事業では、令和3年度は5か所、令和4年度は7か所、令和5年度は7か所において講師役を務めていただいております、これらの事業を合わせて、令和3年度は572人、令和4年度は727人、令和5年度は808人の方に御参加いただいたところでございます。

○今津寛史委員 続いて、冬季スポーツの競技力の維持向上について伺います。

2030年札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致の中止により、地元開催に夢や希望を持ってスポーツに取り組んでこられた子どもたちの目標の一つが失われつつあります。このような状況にあるからこそ、日本スポーツ界の将来を担う子どもたちが、国際舞台で活躍するアスリートを目指すことができる環境の整備が必要だと考えます。

初めに、北海道タレントアスリート発掘・育成事業について伺います。

道では、小中学校の有望な選手を対象に北海道タレントアスリート発掘・育成事業を実施していますが、育成に要した経費と過去3年間の育成選手数などの実績について伺います。

○清水拓也委員長 オリンピック・パラリンピック連携室長猪股由起君。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 過去3か年の実績についてであります。選手の育成に要した経費の主なもの、指導者への謝金、選手の合宿に係る会場使用料、旅費であり、令和2年度は約640万円、令和3年度は約733万円、令和4年度は約563万円となっております。

令和2年度から令和4年度の間在籍した育成選手の実人数は17名、そのうち15名が各競技団体の強化指定選手に選出されており、特にカーリングに関しては、日本ジュニア選手権、全国高等学校選手権大会で優勝するなど、好成績を収めているところでございます。

○今津寛史委員 続きまして、競技団体からの反応ですが、冬季オリンピック・パラリンピックの招致の可能性が遠のいた状況において、スポーツ関係者からは落胆の声が上がっているかと思えます。

事業の実績について伺いましたが、この事業に対して競技団体からはどのような評価があるのか、今後の事業展開に対してどのような要望があるのか、伺います。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 競技団体からの要望などについてでございますが、この事業については、開始から10年目の節目を迎えたところであり、現在、道内の各競技団体の皆様にも参加いただき、事業の検証を行っているところでございます。

各競技団体からは、これまでの取組に関して、この事業は発掘、育成に有効であることが分かった、継続実施は必要、また、今後につきましても、これまでの事業成果を基に、新たな要素を加えて効果的な育成プログラムの実施を望むなど、事業の継続、拡充を望む声が寄せられているところでございます。

○今津寛史委員 あわせて、冬季オリンピック・パラリンピックの招致について伺います。

道では、秋元札幌市長とJOCの共同記者会見により、札幌市が昨年12月に機運醸成活動を休止するまでの間、札幌市と連携して招致に向けた取組を進めてきたと承知しています。

これまで、道がどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 招致に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、JOCと札幌市が本格的な招致活動を進めるために設立した北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピックプロモーション委員会の副会長として知事が参画するとともに、道内市町村へのポスター掲示依頼や、地域でのスポーツ教室などの機会を通じてオリパラの魅力を幅広い世代に伝えるなど、道民の皆様の理解促進に努めてきたほか、道内の様々なイベント等でのPRブースの出展や、道の広報媒体を活用した周知など、招致に向けた機運醸成に協力してきたところでございます。

○今津寛史委員 これまで御答弁いただきました北海道タレントアスリート発掘・育成事業で鍛えられた子どもたちが目標としていた2030年札幌冬季オリパラの招致が中止となり、2034年については相当厳しいとのJOCの認識があることも承知しています。

これまで、札幌市と共に機運醸成に取り組んできた道としては、今後も引き続き、スポーツの機会の確保や競技力の維持向上を図るためどのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 競技力向上についてでございますが、本道で生まれ育った選手たちが国際的なスポーツ競技会で活躍する姿は、私たち道民に夢と感動を与えますとともに、次世代を担う子どもたちにとっても大きな目標、励みになるものと考えてございます。

【第1分科会 11月13日 第4号】

道といたしましては、誰もが日常的にスポーツに楽しめる環境づくりを進めまして、スポーツ参画人口の拡大に努めますとともに、競技団体等と連携、協力しながら、ジュニア期からトップレベルにつながる戦略的な強化や、スポーツ医・科学に基づいたサポートなどを行い、どさんこ選手がオリンピック・パラリンピック大会など世界の舞台で活躍できるよう、引き続き取り組んでまいります。

○今津寛史委員 ここまで道のスポーツ振興について伺ってまいりましたが、日本スポーツ界の将来を担う本道の子どもたちの夢をつなぎ、冬季スポーツを充実、発展させていくためには、2030年札幌冬季オリパラの招致の中止に左右されず、先ほど御紹介いただいた様々な育成事業を継続していくことが大変重要だと考えますので、その点を指摘させていただきます。

また、道のスポーツ振興につきましては、オリパラの招致中止等の社会情勢の変化を受けて、総括質疑において改めて知事のお考えを伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

続きまして、ヒグマ対策についてであります。

私の地元、上川管内幌加内町の朱鞠内湖では、5月に釣り人がヒグマに襲われ犠牲になるという大変痛ましい事故がありました。加えて、10月31日、福島町の大千軒岳を登山中の消防署員3名がヒグマに襲われ、1名がナイフで反撃したものの、2名が負傷、11月2日には、この事故のあった付近においてヒグマに襲われたと思われる男性の遺体が発見されるなど、再びヒグマによる犠牲者が出てしまいました。

道警察へのヒグマの出没による通報件数は、本年1月から9月までで既に3110件と、過去5年間で最も多い令和4年の通報件数を超えたほか、人里周辺への出没も多発するなど、人とヒグマのあつれきが大変高まっており、早急にヒグマ対策を進めていく必要があります。

そこで、道が令和4年度からヒグマ対策室を設置し、実施してきた対策について伺います。

初めに、令和4年度のヒグマ対策費ではどのような事業が行われてきたのか、その概要について伺います。

○清水拓也委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマ対策費についてであります。令和4年度は、人身事故や農業被害の増加、市街地出没の多発などを踏まえ、出没に対する地域対応力の強化や個体数の適正管理、情報発信の強化などに取り組んできたところでございます。

具体的には、地域対応力の強化のため、市町村や警察に参加を呼びかけ、市街地出没を想定した対応訓練を行い、関係機関の連携強化を図るとともに、解決が困難など、専門家による対応や助言が必要と思われる事案に対して専門家を派遣する事業、いわゆるヒグマ専門人材バンクを開始したほか、市街地への出没に対し、監視の効率化や精度の向上を図るため、出没の可能性が高い重点監視エリアの抽出や個体数推計の精度向上に向け、AI技術により個体識別をする検証事業を開始しております。

また、個体数の適正管理のため、生息密度を推計するヘア・トラップ調査や広域痕跡調査を実

施したほか、情報発信の強化のため、ヒグマ等の事故防止のための啓発リーフレットを作成するとともに、パネル展やヒグマシンポジウムを開催し、ヒグマに関する正しい知識の普及啓発を行ったところでございます。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 取組を進めてこられておりますが、さきに述べたように、残念ながら、一層、事故の発生が懸念される事態になっています。

こうした現状を踏まえ、今年度につきましては緊急的にどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○**井戸井ヒグマ対策室長** 今年度の取組についてであります。人里周辺への出没が多発するなど、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっていることを踏まえ、早急に地域対応力の強化を図ることとし、市町村の緊急時の防除体制を支援することを目的に、全道域をカバーできる6振興局に電気柵や自動撮影カメラを配備するとともに、9月に本庁ヒグマ対策室に新たに職員3名を兼務発令したほか、10月には14振興局環境生活課の職員を本庁に兼務発令し、体制の強化を図ったところでございます。

また、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画の充実に向けて見直しを行うこととし、ヒグマ保護管理検討会において、適正管理のための捕獲目標の設定や、ゾーニング管理の導入などの検討を進めているところでございます。

さらに、10月には、環境省に対して、ヒグマ対応への支援や捕獲従事者の育成確保など、捕獲強化に資する事業の実施について緊急要請を行ったほか、人身事故が多発している秋田県をはじめとした東北各県とも連携をして、国に対して働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○**今津寛史委員** しかしながら、現状を踏まえると、抜本的にさらなる取組の強化が必要と考えますが、今後、道として、道民の安全を守るため、どのような対策を進めていく考えか、ヒグマ管理計画の充実に向けた取組も併せて具体的に伺います。

○**加納環境生活部長** 今後の取組についてでございますが、このたびの福島町での痛ましい事故を踏まえまして、これまでのSNSによるヒグマ注意報の発出等に加えまして、移動中の登山者等に対して、ラジオを活用して、野山に入られる際の基本的なルールを改めて道民の皆様へ注意喚起してまいります。

また、春期管理捕獲につきましては、ハンターの育成や問題個体の駆除の推進などといった目的を市町村に十分周知いたしますとともに、市町村アンケートや専門家の御意見を踏まえまして、積極的に捕獲を促す方策を検討し、取組を強化してまいります。

さらには、体制の強化につきましては、専門的職員の育成確保に努めますとともに、出没状況や被害の状況などを踏まえ、次年度に向けて職員の優先的な配置を検討いたしますほか、地域におきましては、行政、狩猟者、専門家、道警などの関係者が一体となって迅速に実効性のある対応ができるよう、連携の強化に取り組んでまいります。

【第1分科会 11月13日 第4号】

道といたしましては、個体数調整の在り方やゾーニング管理の導入など、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画の充実に向けて見直しを行うこととし、ヒグマ保護管理検討会において御議論いただきながら検討を進め、一層の危機感を持って抜本的なヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○**今津寛史委員** 現在は調査中ですが、今回犠牲になったと思われる北大水産学部の屋名池奏人さんは、カヌー部に在籍し、私も毎年参加していますが、上川北部天塩川で開催されています「ダウン・ザ・テッシ」カヌー大会に、救急ボランティアとして部員の皆さんと一緒に泊まり込みで参加をしてくださっていた、自然を愛する将来豊かな青年であります。

道のヒグマ対策につきましては、私が本年の第2回定例会一般質問で取り上げて以降、2定予特、第3回定例会代表質問、そして今回の決算特別委員会と、我が会派の同僚議員が継続して道の姿勢を問うてきた重大なテーマと考えます。

報道によりますと、ちょうど本日午前中に、鈴木知事が北海道東北地方知事会の緊急要望で、農水省、環境省を訪問しているとのことですが、要望内容、例えば、捕獲に対するクレームの自制などにつきましては、国に頼らずとも個別自治体の努力で補える作業だと考えますので、ぜひ、国に対しては、指定管理鳥獣への指定、銃器等の運用基準の明確化、さらに財政的・技術的支援制度の創設など、より具体的かつ実効性のある成果を勝ち取ることが重要であることを強く指摘いたします。

また、環境省は、今月10日に閣議決定された補正予算案に、熊対策として事業費7300万円を計上するなど、自治体支援の動きもあり、道として早急な対策が求められております。国との折衝状況と、これから鈴木知事が先頭に立って道民を守る決意について、総括質疑において改めて伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

○**清水拓也委員長** 今津委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

淵上綾子君。

○**淵上綾子委員** 通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、人権施策について伺います。

北海道人権施策推進基本方針が一昨年に改定され、その内容は、道のあらゆる施策に反映されるということで進められましたが、反映された施策はごく一部にとどまりました。まずは、足元である庁内で理解促進が必要だと思います。

人権については、庁内横断で連携が取られているとは承知していますが、どのような形で行われているのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 道民生活課長本田晃君。

○**本田道民生活課長** 庁内連携についてであります。道では、庁内に設置した人権施策推進本部やその幹事会を通じて、人権施策の推進状況の確認のほか、国や他自治体の動きなどを含めた関連情報の共有、管理職レベルでの庁内勉強会の開催などを適宜行い、庁内関係部局が密接に連

携しながら、総合的かつ効果的な人権施策の推進に努めているところであります。

○**淵上綾子委員** 人権については、庁内でも部局によって温度差が大分あり、自分事として捉えられていないような点、それは環境生活部だからと思われている節があります。どう理解を進めていくかが課題となっています。人権なくして地域創生はない、人権なくしてこれからどうやってラピダスを進めていくのか、こうしたメッセージでほかの部局に当事者意識を持っていただきたいというふうに思います。

続きまして、人権に関する取組の大きな柱の一つが啓発活動だと思います。

環境生活部では、人権教育指導者研修会、LGBT理解促進セミナー、人権に関する様々な啓発活動の強調週間に合わせ、パネル展など様々な啓発活動を行っていると思っておりますが、どのような取組を行っているのか、伺います。

○**本田道民生活課長** 環境生活部の取組についてであります。当部では、7月の再犯防止啓発月間や、犯罪をした人等の更生について理解を深める、社会を明るくする運動強調月間、11月の犯罪被害者週間、12月の人権週間などの国が定める人権啓発の強調期間において、それぞれ関係する機関や団体と連携しながら、フォーラムの開催やパネル展、法律相談や街頭啓発などを集中的に実施することで効果的な啓発活動に取り組んでいます。

○**淵上綾子委員** 基本方針の第3章、人権施策の総合的・効果的な推進の中で、地域社会と企業等が挙げられています。この二つは、なかなか啓発が難しい領域なのではないかと思いますが、どのように取り組んできたのか、伺います。

○**本田道民生活課長** 地域などへの啓発についてであります。道では、人権に関する道内各地における各種フォーラムの開催に加え、広報誌や街頭啓発、生涯学習センターと連携したオンラインセミナーの開催などにより、地域に暮らす方々への人権学習の機会の提供に努めてきたところであります。

また、企業等につきましては、関係法令の遵守を含め、採用時の就職の機会均等やハラスメントの防止のための啓発のほか、人権配慮に取り組む道内企業を登録し、広く紹介する制度を推進するなどして、企業等における人権意識の向上に努めております。

○**淵上綾子委員** 地域社会について、地域活動に関しては高齢者主導で行われることが多いかと思っております。学校や職場で人権について触れる機会がなかった方、また、LGBTやインターネット上の人権侵害など、知識のバージョンアップが必要な方も多いかと思っておりますので、高齢者層への働きかけは重要です。

また、企業に関しては、人権に取り組む余裕がなかったり、時に利害が対立するなどの理由で進まないことが多いわけですが、以前には環境と経済の両立が難しかったのが、今は環境への取組が経済の大きな一角を占めるようになったことを見ると、人権も同様のことが今後進んでいくものと考えています。多くの企業で取り組まれるよう働きかけていただきたいと思います。

次に、人権に関してそもそも抵抗があるようなグループへの啓発は非常に難しいと思っておりますが、ここにどう啓発していくかが重要なポイントだと思います。これまで取組があったかについ

て伺います。

○**本田道民生活課長** 人権啓発についてであります。道では、家庭、学校、地域社会、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進することとしており、子どもから大人まで全ての道民の方々を対象に、各段階に応じ、一人一人が人権の重要性を知識として身につけ、人権への配慮が日常の態度や行動に現れるよう、SNSをはじめとする多様なメディアを活用した情報発信など、創意工夫を凝らした啓発活動に取り組んでいるところであります。

○**淵上綾子委員** ヘイターに直接働きかけるのは困難だと思いますが、少なくとも、道として、差別的な表現等に対してノーというメッセージを示し、社会的に受け入れられないという意識を広め、包囲していただく、これを進めていただきたいと思います。ヘイターに直接働きかけずともフェードアウトできるものと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

次に、基本方針の改定で、新たにインターネット上の人権侵害が項目立てられました。比較的新しい分野ですが、誹謗中傷は人の命にも関わることで早急な対策が必要です。明らかに意図的に行うケースに直接対応することは困難ですが、無自覚に行われることも多く、気づきを与えることで回避することができます。

道では、人権を侵害する人を増やさないための取組を行っているとは承知していますが、どのような場でどのような活動を行ったか、伺います。また、その効果をどのように捉えているか、併せて伺います。

○**本田道民生活課長** インターネット上の人権侵害防止についてであります。道では、昨年度、プロバイダ責任制限法の専門家を招いて、侮辱罪の厳罰化など、ネット上の関係法令の改正内容や、意図せず加害者とならないための知識を共有するオンラインセミナーを開催したほか、ネット上の人権侵害防止に関する動画コンテストを実施し、応募のあった20作品の中から入賞作品をホームページで公開するとともに、大学生との協働によるSNS被害防止ポスターの作成、配布や、プロスポーツチームと連携した動画の作成、配信などを行ったところであります。

アンケートによれば、保護者を中心とする113名のセミナーの参加者のうち、94%の方から、参考になったとの回答をいただいております。取組の実施が人権意識の醸成につながったものと考えております。

○**淵上綾子委員** 参加している人は関心を持っている時点で意識が高いわけですし、そこから関心が薄い層、否定的な層にどう波及していくかがポイントとなります。ここを一つの起点に理解を広げる働きかけをしていただきたいと思います。

次に、更生保護について伺います。

人権施策推進基本方針の分野別施策の推進には、犯罪をした人が項目立てられています。毎年7月、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間となっており、私も街頭やお祭り会場などでティッシュ配りなどを行ってまいりました。

道では、この運動と連動した啓発活動を行っているとしていますが、どのような活動を行ったか、伺います。

○**本田道民生活課長** 社会を明るくする運動についてであります。道では、この全国運動の強調月間と同じく7月に設定されている、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく再犯防止啓発月間とを連動させ、国の関係機関や民間団体などとも連携しながら、本運動への国民の協力を求める内閣総理大臣メッセージの伝達式や、犯罪をした人等の社会復帰を支える民間の方々などを講師とする再犯防止フォーラムの開催、道庁ロビーでのパネル展やJR駅での街頭啓発など、道民の皆様の中に広く再犯の防止について関心と理解が深まるよう活動したところであります。

○**瀧上綾子委員** 道では、北海道再犯防止推進計画が策定され、協力雇用主と連携していますが、協力雇用主と被雇用出所者の推移、その評価と課題について伺います。

○**本田道民生活課長** 協力雇用主等についてであります。協力雇用主は、犯罪をした人等の事情を理解した上で雇用する事業主であり、就労を確保、継続し、円滑な社会復帰を進めるために特に重要な役割を果たされているものと認識しております。

道内における令和5年の協力雇用主の数は、令和元年と比較して107社増加し、1584社、また、同時期の被雇用出所者数は42人減少し、78人となっており、協力雇用主の登録は増え、出所後の就労の確保に向けた取組には一定の成果が見られる一方、相談体制の充実や多様な業種の協力雇用主の開拓などが課題となっているところであります。

○**瀧上綾子委員** 再び受刑となれば、そこに多額の税金が投じられます。しかし、仕事の間、生活の間が確保されれば、逆に納税者となります。雇用主の周辺住民なども含め、社会的な理解が広く普及されるよう努めていただきたいと思います。

次に、今年2月から人権配慮企業登録・紹介制度が始まりました。企業を回って説明し、協力いただいたと聞いています。

現在、21社と聞いていますが、受けてもらえなかった企業もあるかと思えます。説明した際に企業側からどのような意見があったか、伺います。

○**本田道民生活課長** 人権配慮企業登録・紹介制度についてであります。この制度は、人権配慮の取組を行っている道内企業等を登録し、道のホームページなどで広く紹介することで、より多くの道内企業の皆様に人権配慮の輪が広がるよう導入したものであります。

制度の周知は、経済団体などの御協力により、道内事業者に対し広く行っているところであり、登録を御相談した企業等からは、企業の取組を紹介シートで分かりやすく紹介してくれることは大変興味深い、企業内で人権配慮の取組を進める機運の醸成につながるの好意的な御意見をいただく一方で、他自治体の類似制度に既に参画済みであり重複は避けたい、人権への配慮が採用や企業の評価にどのように結びつくのか不明であるといった御意見もありましたことから、今後、先進的な取組や登録企業の声なども紹介しながら、登録を促進してまいる考えであります。

○**瀧上綾子委員** 人権施策推進本部が定期的に関催されていると承知していますが、昨年度の開

権状況について伺います。

また、基本方針は5年をめぐり見直すことになっていますが、次の見直しの準備について議論があったかについて伺います。

○本田道民生活課長 人権施策推進本部についてであります。道では、昨年4月に人権施策推進本部幹事会を開催し、基本方針の考え方や各部所管の計画等における人権配慮の取組方向について改めて共有を図ったほか、幹事会を対象としたLGBT勉強会を6月に開催し、本年3月には各部が所管する人権関連計画の改定状況などを調査し共有するなど、推進本部の体制を活用し、庁内各部が緊密に連携し人権施策の推進に努めているところであります。

また、現在の道の基本方針は令和3年7月に策定したものであり、5年を目安に、人権を取り巻く社会情勢の変化や国の動向等も踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととしているところであります。

○淵上綾子委員 人権施策推進懇談会も含め、改定の準備には1年近くを要します。そろそろ準備に取りかかっていたいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連した人権の配慮については、感染拡大初期に道のホームページに掲載され、その後、いつまでだったか確認できませんでしたが、長期間にわたりトップ画面の注目情報の一番上にピン留めされていました。

ほんのささいなことかもしれませんが、環境生活部の思いが表された大変よい取組だと思いました。どのように調整されて実現できたのかについて伺います。

○本田道民生活課長 新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。感染した方々や御家族、治療に当たった医療関係者等に対する差別、偏見等が道内でも社会的な問題となっておりましたことから、道では、令和2年5月、関係部局で協議の上、道民に対し冷静な行動を呼びかけるために、道の公式ウェブサイトのトップページにある注目情報への掲載を行うこととしたものであります。

その後、社会情勢を考慮し、人権配慮の観点から、必要な期間、掲載を延長していったところでありました。

○淵上綾子委員 新たな感染症が広まることがあれば、ぜひ、またお願いをしたいと思います。

コロナに関する人権の課題については、私たちの生活を支えるために尽力されているエッセンシャルワーカー、例えば、スーパーの方や宅配の方などへのカスタマーハラスメントが問題となりました。こうしたことが起こらないよう対策に取り組んでいただきたいと思います。

人権については、庁内連携など課題も多く、この点を含め、知事に改めてお伺いしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、性的マイノリティーに関する諸課題について伺います。

にじいろガイドブックは、性的マイノリティーについて非常に分かりやすくまとめられています。表紙のドーチョくんは10年前に生まれたキャラクターですが、意図的か偶然か、この当時、既に赤、だいだい色、黄色、緑、青、紫の6色が用いられています。環境生活部がこのドーチョ

くんにレインボーフラッグを持たせたのは、当事者にとっては、道が認めてくれたと大変勇気づけられるものでありました。

地域社会や職場などあらゆる場面で活用できるこのにじいろガイドブックについては、どのような方法で周知をしているのか、その配付先、また、おおよそでいいので、分かれば配付数、ホームページからのダウンロード数について伺います。

○本田道民生活課長 にじいろガイドブックの周知についてであります。このガイドブックについては、道内の経済団体などの御協力を受け、構成する全道の事業者の方々に広く周知いただくとともに、庁内、振興局、道教委、道立学校、道警察、各種委員会や市町村、市町村教育委員会などに配付したほか、事業者や市町村などを対象とする理解促進セミナーにおいても周知、活用を行っているところであります。

ガイドブックの配付数について、印刷物としてはこれまでに600部程度となっているほか、メールによる電子媒体を中心に配付しておりますが、その配付の広がりやホームページからのダウンロード数については把握する手法がございません。

○瀧上綾子委員 経済部ではLGBTQツーリズムに関しても動きがありますので、次はぜひキョンちゃんにもお願いしていただきたいと思います。

次に、道では、毎年、LGBT理解促進セミナーを行っていますが、対象や場所、参加人数など開催状況について伺います。

○本田道民生活課長 LGBT理解促進セミナーについてであります。道では、事業者や市町村、教育機関、一般の方々などを対象にオンラインでこのセミナーを開催しており、令和4年度は、道内を、道央、道東、道北、道南の4ブロックに分けて開催し、合計で355名の参加があり、本年度は、これまでに道央圏を除く3ブロックで開催し、合計で226名の参加があったところであります。

○瀧上綾子委員 先ほども申し上げたとおり、参加した方からどう波及するかがポイントだと思います。参加した方が持ち帰って広める取組を支援していただきたいと思います。

次に、スポーツにおけるトランスジェンダーやDSDsの取扱いについて、昨年4月の環境生活委員会で質問しました。この課題についての議論はまだ道半ばではありますが、そのような中でも、道は、「トランスジェンダーなどを含む選手の皆さんが安心してスポーツを行うための環境づくりに努めてまいります。」と答弁しています。道の取組について伺います。

○清水拓也委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 スポーツにおけるトランスジェンダー等の取組についてでございますが、道では、これまで、北海道スポーツ協会などの関係団体と連携し、競技団体や指導者を対象に、日本スポーツ協会が策定いたしました「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」の説明を行うなど、性的指向や性自認に関する理解が深まるよう取組を進めるとともに、選手の皆さんが安全、安心してスポーツを行うことができるよう、相談窓口に関する情報などをホームページ上で提供しているところでございます。

【第1分科会 11月13日 第4号】

令和4年度も、競技団体や指導者などを対象に、多様な性の理解について説明を行い、対応、協力を依頼しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、トランスジェンダーを含む選手の皆さん、そして、道民の皆さんが安全、安心に楽しくスポーツを実施できる環境づくりに取り組んでまいります。

○**瀧上綾子委員** スポーツについては議論中ではありますが、だからといって、生活や人権に関わる部分でトランスジェンダーを排除するための理由とする動きがあることについて、私たちは大変身の危険を感じています。このような言論が助長されないよう取り組んでいただきたいと思います。

ところで、トランスジェンダーの課題とはやや異なるかもしれませんが、皆さんは、4年に一度開催される世界最大のLGBTのスポーツの祭典、ゲイゲームズを御存じでしょうか。日本ではあまり知られていませんが、1982年に始まったこの大会は、性的指向、性自認、人種、性別、宗教、国籍、民族的出身、政治的信条、運動能力、芸術的能力、年齢、身体的困難、健康に関係なく、全てのアスリートの参加を募っています。ここに何かヒントがあるような気がしてなりません。

次に、パートナーシップ制度について伺います。

初めに、道での議論の状況について、パートナーシップ制度については、これまで幾度となく議会で取り上げてきましたが、議論は依然として停滞をしています。

雇用や経済、人口減少対策など幅広い分野に関わる制度ですが、道庁内でどのように議論されてきたのか、伺います。

○**清水拓也委員長** くらし安全局長佐藤圭子君。

○**佐藤くらし安全局長** パートナーシップ制度についてでございますが、この制度は、住民登録などの事務を担う市町村において、地域住民の方々の理解などを踏まえて議論、検討が進められていくことが望ましいと考えております。

道としては、この制度の背景にある性の多様性について、より多くの方々に理解を深めていただくことが優先して取り組むべき課題と考えており、道内外の動向や性的マイノリティー施策の実施状況の把握に努め、庁内とも共有し、各般の政策課題の検討に活用しております。

以上でございます。

○**瀧上綾子委員** 人権施策もそうですが、パートナーシップ制度についても庁内全体で理解を深めていただくようお願いいたします。

他都府県、道内市町村でも次々と導入が進んでいる状況ですが、先行する都府県や市町村との意見交換や情報提供についてどのように取り組んできたのか、伺います。

○**本田道民生活課長** パートナーシップ制度に関する情報提供等についてでございますが、道では、昨年度、パートナーシップ制度を含めた性的マイノリティー施策の取組状況について、他都府県や道内市町村を対象にヒアリングを行いながら調査し、その結果を取りまとめ、本年2月に関係自治体にフィードバックするとともに、道内市町村が広域的な導入に向けて開催した住民説

明会に出席し、情報交換を行ったほか、市町村職員などを対象に実施するLGBT理解促進セミナーにおいて、制度の概要や道内の導入状況等を分かりやすく整理し、情報提供をしてきたところであります。

○**淵上綾子委員** 道によるパートナーシップ制度の導入を多くの性的マイノリティーが望んでいます。その思いが知事に届いていないものと感じます。

道は、開催する「にじいろ講座」などで、当事者を講師に迎え、当事者の思いを聞く体験を通して理解を広げようとしています。そのことはすばらしいことだと思います。そうであるならば、まずは、知事自ら当事者の声を聞いてもらいたいと思います。

全国の都府県でパートナーシップ制度の導入が進んでいるという社会情勢を捉え、環境生活部として性的マイノリティー施策に適切に取り組んでいくためには、パートナーシップ制度を道に導入してほしいという当事者の思いを知事にも聞いてもらう機会を設けるべきではないか、考えをお伺いします。

○**佐藤くらし安全局長** パートナーシップ制度についてでございますが、道では、これまで、基本方針の見直しに当たり、当事者を含む関係団体の方々から御意見を伺うとともに、にじいろガイドブックの作成に際してはこうした団体から御協力をいただいたほか、理解促進セミナーや職員向け勉強会におきましては、性的マイノリティーの方を講師に迎えるなど、当事者の方々の声をお聞きし、その思いに寄り添いながら各般の取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、施策の推進に当たり、様々な方々から御意見をお伺いすることは重要と考えておまして、引き続き、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに向けて理解と適切な配慮の輪が広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

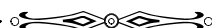
○**淵上綾子委員** 知事は、今年の第2回定例会における我が会派の代表質問の知事の政治姿勢についての中で、道民の皆様の切実な声を伺い、思いを受け止めと答弁しています。私たちの切実な声も伺っていただけるのでしょうか。

状況が変わっているかもしれないという希望を抱きながら、知事に考えを直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○**清水拓也委員長** 淵上委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩



午前10時53分開議

○**清水拓也委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質疑させていただきます。

初めに、水道事業についてであります。

水道は、住民生活に必要なライフラインであります。水道事業を取り巻く環境は、配水管や浄水場といった施設の老朽化、人口減少問題、水道事業を担う職員の不足など、事業の持続的運営に多くの課題を抱えており、経営基盤の強化が不可欠となっております。

国では、平成30年に水道法を改正し、市町村の枠を超えた広域化の推進を都道府県の責務として位置づけ、また、令和4年度までに水道事業の広域化を推進するためのプランの策定を都道府県に要請しており、道は、これを受けて今年3月に北海道水道広域連携推進プランを策定したと承知しています。

そこで、水道事業における経営基盤強化及びプランの策定に当たって、これまでどのように取組をしてきたのか、また、プランに基づく広域連携の推進への今後の取組について、以下、お伺いします。

令和4年度における水道事業の生活基盤施設耐震化等交付金の活用状況や、水道広域連携推進プランの策定に関する取組及び決算内容について伺います。

○清水拓也委員長 水道担当課長岡田朋子君。

○岡田水道担当課長 令和4年度の事業についてでございますが、生活基盤施設耐震化等交付金は、水道事業者が浄水場や水道管路の耐震化、緊急時の給水拠点確保などを行う上で必要となる施設整備事業に対する補助であり、令和4年度につきましては、40事業者に対し合計で33億1635万円交付したところでございます。

また、水道広域連携推進プランの策定に当たりましては、令和元年度から3年度にかけて、委託事業により水道事業の現状分析と将来推計、ソフト連携やハード連携のシミュレーションを行ったところであり、4年度は、こうしたシミュレーション結果につきまして、プランでの掲載方法などに関し水道事業者と個別に意見交換を実施したほか、地域ごとの検討会議や外部有識者から成る検討委員会を開催したところであり、決算額は217万8000円となっております。

○滝口直人委員 水道事業者の耐震化計画は、令和元年で、浄水場が29事業者、16.5%、配水池が31事業者、17.6%、管路が46事業者、26.1%の計画策定済みとなっておりますが、直近ではどのような状況になっているのか、伺います。

○岡田水道担当課長 耐震化計画の策定状況についてでございますが、令和4年末現在、浄水場が38事業者で全体の21.5%、配水池につきましては43事業者で全体の24.3%、主要管路につきましては64事業者で全体の36.2%となっており、令和元年の策定率と比較いたしますと、浄水場につきましては5.0ポイント、配水池につきましては6.7ポイント、主要管路につきましては10.1ポイント、それぞれ上昇しているところでございます。

○滝口直人委員 各水道事業者の耐震化計画が、令和元年の水道広域化推進プランに関する検討会が開始されてから、浄水場、配水池、主要管路でそれぞれ整備が進んでいる状況であるとのことですので、次に、水道施設の耐震化について伺います。

配水管や浄水場、配水池といった施設の老朽化については、国の補助等を活用し事業者が整備を進めてきたところではありますが、これまでの上水事業者と水道用水供給事業者における耐震化の進捗状況について伺いますとともに、市町村における計画的な施設整備の促進に向け、どのような取組をしていくのか、伺います。

○清水拓也委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 耐震化の進捗状況などについてであります。令和3年度末現在、道内の上水道事業及び水道用水供給事業において、導水管や送水管などの主要管路のうち、耐震適合性がある割合は46%、浄水場の耐震化率は25%、配水池の耐震化率は52%となっております。

道ではこれまで、各水道事業者に対して耐震化計画や更新計画の策定などについて指導や助言を行ってきており、引き続き、安全で安心な水道水の安定的かつ持続した供給に向けまして、各種会議や立入検査を通じて計画的な施設の更新などを促してまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 主要管路のうち、耐震適合性がある割合は46%であるとのことですが、地域では、主要管路となっていない配水管、配水支管の耐震適合性への更新需要が相当あることから、補助対象の拡大や財政支援の拡充、耐震化対策の充実について、これまで以上に国に要望していただくとともに、各事業者がそれぞれ主要管路等の耐震適合性や耐震化率を向上していくことが、広域推進プランのハード、ソフト面での連携促進につながると考えますので、耐震化計画の策定などについても助言等をお願いいたします。

次に、プランに対する市町村の受け止めについて伺います。

北海道では、水道事業の市町村の枠を超えた広域連携を推進するため、令和元年から4年をかけてプランを策定したところではありますが、水道事業の実施主体である市町村における受け止めについて伺います。

○岡田水道担当課長 市町村の受け止めについてでございますが、道では、プラン策定に向けた水道事業者との検討会や個別の説明時に様々な意見を伺っているところであり、ソフト面の連携につきましても、シミュレーションでの効果のあった項目に関して今後検討を進めていきたいといった意見がございました。

一方で、今回のシミュレーションは、全道一律に一定の条件の下で行ったものであり、プランで示したハード面での連携が自治体における施設整備の方向性と一致しないケースがあるなど、地域の具体的な実情まで反映されていないといった意見もございました。

さらに、今後、具体的な広域連携を進めるに当たりまして、道にリーダーシップの発揮を期待する意見もいただいたところでございます。

○滝口直人委員 市町村では様々な受け止めをしているようですが、今後、広域連携を実現していくためにはどのような課題があるのか、伺います。

○竹澤環境保全局長 広域連携に向けた課題についてでございますが、ソフト面では、施設の維持管理の共同委託、薬品や水道メーターの共同購入などの連携が考えられますが、現状では、水道

事業者ごとに維持管理の委託業者が様々であること、薬品などの購入頻度、購入時期、型式や仕様が異なることなどから、これらの実現に向けては水道事業者間の調整が課題として挙げられるところであります。

ハード面では、まずは自治体内での施設の集約を優先したいと考えている水道事業者や、集約後の災害時における浄水場の管理体制に不安を抱いている水道事業者の理解を得ることのほか、具体的な検討を進めるに当たりましては、地域の実情を踏まえた、より詳細な施設計画の作成と経費の精査など、さらなる検証が必要と考えられるところがございます。

以上でございます。

○滝口直人委員 水道広域化推進プランにおいて、ソフト面で連携した場合の効果については、施設の維持管理で30%、料金関係事務で20%、水道メーターの購入で27%と、現状に比べて削減が認められているとの結果が出されています。

水道事業者からは、ソフト面での検討を進めていきたいとの意見に対する課題として、水道事業者間の調整が必要であるとのことでした。施設の維持管理等に関し、これまでの事業者の取組の違いはあると考えますが、ソフト面の連携は費用削減効果が大きなメリットとなりますので、道は助言等を的確にされて、広域自治体として事業者間の連携に調整機能を発揮していただくことをお願いいたします。

また、ハード面では、自治体内の施設の集約を優先したい事業者や、災害時における浄水場の管理体制に不安を抱いている事業者がいるとのことですが、広域化推進の前提として、事業者の経営基盤が確立されることで広域連携が進みやすくなりますので、既存補助制度が地域の実情に合ったものとなるよう、国に対し制度改正を求めていくなどの取組についてもお願いしたいと思っております。

次に、今後の取組について伺います。

広域連携を進める上では様々な課題があります。水道事業者の経営環境がますます悪化していく中、経営基盤の強化を図っていくためには、市町村区域を越えた広域連携が重要と考えます。

水道事業の実施主体である市町村が広域連携の推進に向けて検討を進めていくために、広域連携を推進していく立場である道は、プランに基づき、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、本道は、積雪寒冷で広域分散型の地域構造を有するなど、水道事業にとって収益性が低い環境の中、今後、人口減少に伴います給水収益の悪化や施設の老朽化といった様々な経営上の課題に直面することが想定されており、広域連携を進め、業務運営や施設利用の効率化に取り組むことでコスト削減効果が見込まれるなど、経営基盤の強化が期待される場所であります。

道といたしましては、水道事業者向けの研修会や関係団体主催の講習会などにおきまして、プランで示されました水道事業の経営状況の現状や将来的課題などにつきまして事業者の皆様にも周

知を図りますとともに、道が調整役として、ソフト面やハード面での連携について、地域の実情に応じた最適な自治体の組み合わせや連携手法の選択ができるよう、関係者の情報共有や検討の場である地域別会議を活用し、意見交換を重ね、加えて、国に対しまして支援制度の拡充を求めするなどして、広域的な連携が促進されるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、地域別会議を活用し、意見交換を重ね、国に支援制度の拡充を求めるなどして、広域連携が促進されるよう取組をされていくとの御答弁がありました。

水道広域化推進プランでの将来推計では、給水人口の減少により、料金収入は現状の6割程度となり、また、管路や施設の老朽化による更新需要が増大し、多くの水道事業者で資金不足が見込まれるなどの様々な課題が示されています。

水道広域化推進プランに記載されている広域化への具体的な取組を進めていただくとともに、その効果について市町村と意見交換をするなどにより、水道事業者と連携し、急速な人口減少や施設、管路の老朽化等に伴い厳しさが増す中で水道事業の持続的な経営を確保するため、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進めていただくことをお願いします。

次は、循環型社会の推進についてであります。

道は、令和2年に改定した北海道循環型社会形成推進基本計画に基づき、本道の優れた環境を保全し、次の世代に継承していくため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めているものと承知しております。

そこで、道内における廃棄物の減量化や適正な処理について、以下、伺います。

初めに、事業活動に伴い排出される産業廃棄物は、適正処理を行うことはもちろんですが、持続可能な循環型社会の形成に向けては、可能な限り排出抑制やリサイクルを行っていくことが求められています。

そこで、道においては、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○清水拓也委員長 循環型社会推進課長本間博人君。

○本間循環型社会推進課長 道の取組についてでございますが、令和4年度は、道が認定いたしましたリサイクル製品の利用拡大を図るため、展示会への出展などを行ったほか、産業廃棄物処理業従事者を対象といたしました人材育成セミナーや、リサイクルに取り組む中小企業等に対する技術的な助言等を行うアドバイザー派遣事業などを実施してきたところでございます。

また、循環資源利用促進税を活用しまして、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備の整備に対して11件、5億4900万円を補助するとともに、技術的な課題等によりリサイクルが難しい産業廃棄物について、道総研が行う研究開発に要する経費に約4200万円を補助するなど、様々な取組を実施してきたところであり、最終処分量は、税導入前である平成14年度の154万トンから、令和2年度には75万トンに減少し、一定の効果があったものと考えております。

○滝口直人委員 これまでのリサイクル製品の利用拡大や循環税を活用した排出抑制やリサイクルの取組によって、最終処分量が循環税導入前と比較してほぼ半減したとのことであり、排出抑制、リサイクルが進んでいることが分かりました。

【第1分科会 11月13日 第4号】

次に、最終処分場の現状について伺います。

リサイクルを進めても、どうしてもリサイクルできないものは最終的に埋立処分をしなければなりません。その受皿として、廃棄物の最終処分場の設置の現状と最終処分量の状況はどのようになっているのか、伺います。

○本間循環型社会推進課長 最終処分場の現状などについてでございますが、直近の令和2年度における道内で発生しました産業廃棄物量は3992万5000トンであり、その約2%に当たる75万1000トン余りが最終処分されているところでございます。

また、令和2年度末現在、道内の産業廃棄物処分場は、ヒ素など有害物質を含む廃棄物を処理する遮断型が10か所、汚泥やばいじん等の廃棄物を処理する管理型が103か所、廃プラスチックやコンクリート等の廃棄物を処理する安定型が152か所で、計265か所となっております。

なお、令和2年度末現在の最終処分場の埋立可能な容量は約972万立方メートルとなっております。また、残余年数につきましてはおおむね10年程度となっているところでございます。

○滝口直人委員 令和2年度において、産業廃棄物量の約2%が最終処分され、その埋立てをしている最終処分場の残余年数はおおむね10年程度となっていることから、今後の排出抑制やリサイクルの推進状況によっては、近い将来、現在の最終処分場では埋立処理ができなくなるということが分かりました。

次に、今後の取組方針について伺います。

最終処分場の円滑な設置も重要であります。やはり、近年の気候変動の問題からも、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルから脱却し、可能なものはリサイクルをし、できるだけ埋立処分はしないといった資源循環の取組が重要と考えます。こうした産業廃棄物の処理について、今後、道としてはどのような方針で取り組んでいくのか、伺います。

○竹澤環境保全局長 今後の取組についてであります。道では、これまで、循環型社会の形成に向け、循環資源利用促進税の活用などを通じて様々な取組を進めておりますが、令和2年度に実施した産業廃棄物の排出事業者や処理業者へのアンケート調査では、リサイクルにコストがかかり、費用対効果が見込めない、リサイクルに関わる人材の育成や確保、リサイクル製品の販売先の確保といった課題が挙げられているところであります。道といたしましては、引き続き、税を活用し、リサイクル設備の整備や研究開発への補助、人材育成に向けたセミナーの開催、道が認定したリサイクル製品のPR、リサイクル製品の事業化に向けた市場調査などへの支援を行ってまいります。

また、循環資源の利活用に関し、産学官から成る北海道循環資源利用促進協議会において、課題解決に向けた方策を検討するなどして、リサイクルの推進や最終処分量の抑制に努めますとともに、最終処分場の設置に当たりましては、生活環境保全上、支障が生じないよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、局長より、リサイクルの推進や最終処分量の抑制に努め、最終処分

場の設置に当たっては、生活環境保全上の支障がないよう適切に対応していく旨の御答弁がありました。環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めていくためには、可能な限り排出抑制やリサイクルを行っていくことが求められておりますので、これまで以上に産業廃棄物の管理や削減への取組を推進していただくようお願いします。

次に、文化芸術活動の支援等についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、活動の中止や規模の縮小を余儀なくされた舞台芸術団体や個人の活動を支援するため、道では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年までの3年間、文化芸術活動支援事業を実施してきたと承知しております。

これまでの取組や今後の対応などについて、以下、伺います。

初めに、文化芸術活動支援事業の目的や事業の概要について伺います。

○清水拓也委員長 文化振興課長越田習司君。

○越田文化振興課長 文化芸術活動支援事業についてでございますが、この事業は、コロナ禍において休止や停滞を余儀なくされた文化芸術活動の再開や継続に向けた取組などを支援することにより、道民の皆様の文化芸術に触れる機会の確保を目的とし、国の臨時交付金を活用して、昨年度までの3年間、関係する団体と連携の上、実施してきたところでございます。

具体的な事業内容といたしましては、令和2年度と令和3年度は、音楽や演劇などの舞台芸術を対象に、公演などの再開に要する経費や、オンライン配信用の公演動画の収録に係る経費のほか、感染症対策と収益性の確保の両立の模索に向けた実証などのモデル事業に対し支援を行ってきたところでございます。

令和4年度は、コロナ禍からの早期回復や社会経済活動との両立の観点からより幅広い活動を支援することとし、文化芸術に係る展覧会や映画、アニメーションも対象に加えたほか、電子チケットの導入など感染防止対策のための取組や、直近2年間に活動実績のない地域で行う公演などに対しても支援を行ったところでございます。

○滝口直人委員 次に、支援実績について伺います。

文化芸術活動を行っている団体や個人に支援を行ったとのことですが、令和2年度から昨年度までの各年度の支援について、交付件数と補助金の交付額を伺います。

○越田文化振興課長 文化芸術活動支援事業に係る実績についてでございますが、本事業については、北海道文化財団や北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会と連携し取り組んできたところであり、道内に在住し、道内を拠点に継続的な文化芸術活動を行っている団体や個人に対して、令和2年度は240件、4875万円、令和3年度は160件、4709万4000円、令和4年度は221件、4908万7000円を交付したところでございます。

○滝口直人委員 次に、事業の成果等について伺います。

道は、昨年度までの事業による成果をどのように評価しているのか、課題と併せて伺います。

○越田文化振興課長 事業の成果等についてでございますが、本事業は、コロナ禍において入場制限など文化芸術活動を行う上で様々な制約がある中で実施したところでありまして、支援を行

【第1分科会 11月13日 第4号】

った団体からは、休止期間の短縮につながったや、十分な収益が見込めない中でも再開に踏み切れたといった声が聞かれるなど、活動の再開や継続に一定の成果があり、道民の皆様の文化芸術に触れる機会の確保につながったものと考えております。

一方、課題といたしましては、オンライン配信については臨場感に欠けることや、視聴数が限られたものがあつたことに加え、町村をはじめ、様々な地域での開催を期待して実施した、過去2年間に開催実績のない地域における公演への支援では、そのほとんどが比較的人口が多い市での開催にとどまる結果となつたところがございます。

○滝口直人委員 この事業は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時交付金を活用していたもので、昨年度で終了しています。

文化芸術活動については、様々な形で継続して支援を行っていくことが必要と考えますが、今年度の取組状況について伺います。

○越田文化振興課長 今年度の取組についてでございますが、地域における文化活動については、活動されている方の減少や高齢化などコロナ禍による影響以外の課題もあり、活動の継続に向けた支援などが引き続き必要と考えております。

このため、道では、文化芸術活動を行う団体等が抱える問題の解決や人材育成などをサポートするため、専門的な知識や経験を有する者を派遣するアドバイザー派遣事業や、道内における鑑賞機会の拡充を目的とし、市町村等が企画する優れた音楽公演などに対して助成を行うアートシアター鑑賞事業のほか、道内の文化活動の活性化などを目的とした文化団体の海外への派遣や招聘に対して助成を行う文化交流事業などに引き続き取り組むこととしており、北海道文化財団と連携し、実施しているところでございます。

○滝口直人委員 今後の取組について伺います。

コロナ禍により閉塞感が漂う中、人々を元気づけたり感動をもたらしたりする文化芸術の果たす役割が再認識されたところであり、こうした文化芸術の振興は今後ますます重要になってくるものと考えます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日からインフルエンザ等の感染症と同様の位置づけになりましたが、観客等はコロナ禍前までには回復していないともお聞きしています。

北海道における文化振興について、道としては今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○加納環境生活部長 文化振興に係る今後の取組についてでございますが、コロナ禍を経て、人々に感動をもたらす、日々の暮らしに潤いを与える文化の価値は、人々の生活に不可欠なものとして再認識されたところございまして、次世代への文化の継承や文化活動の活性化に取り組んでいくことは重要というふうに考えてございます。

道といたしましては、今後も、地域の特色を生かした文化活動が継続発展されますよう、文化団体が行う人材育成の取組に対するサポートや、地域における優れた公演活動に対する助成などに北海道文化財団と連携して取り組み、道民の皆様が心の豊かさを実感できる地域社会の実現に

向け取り組んでまいります。

○**滝口直人委員** ただいま、部長より、コロナ禍を経て、文化の価値は人々の生活に不可欠なものとして再認識され、文化の継承や文化活動の活性化に取り組んでいくことは重要であり、道民の皆様が心の豊かさを実感できる地域社会の実現に向け取組を進めていくとの御答弁がありました。

活動を再開していない、観客等はコロナ禍前までには回復していないなど、コロナ禍の影響はまだ残っている中で、地域の文化活動が、一日も早くコロナ禍前に戻り、行うことができるよう、地域の声をしっかりと受け止め、これまで以上に公演活動への助成や人材育成への支援の充実が図られるような取組をお願いしたいと思います。

次に、消費者行政についてであります。

政府が公表している令和5年版の消費者白書によると、令和4年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は、前年の85.2万件から87万件に増加し、コロナ禍を背景に増加したインターネット通販に関する相談割合が全体の約3割を占めているとされています。

デジタル社会特有の消費者トラブルなど、消費者を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題が発生しており、道民の消費生活の安定と向上を図る消費者行政の充実がますます求められています。

以下、本道における消費者を取り巻く課題や消費者行政の推進状況等について伺います。

令和4年度に道立消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数について伺いますとともに、近年の相談件数と比べ、どのような状況にあるのか、併せて伺います。

○**清水拓也委員長** 消費者安全課長石動貴子君。

○**石動消費者安全課長** 消費生活相談件数についてでございますが、令和4年度に道立消費生活センターに寄せられた相談件数は8607件であり、前年度の8791件と比較して2.1%の減少となっております。

令和2年度からは8000件台後半で推移しており、過去3か年では大きな変化は見られておりません。

○**滝口直人委員** 次に、相談内容について伺います。

令和4年度に道立消費生活センターに寄せられた相談内容について、どのような特徴があるのか、伺います。

○**石動消費者安全課長** 相談内容についてでございますが、令和4年度は、全国的にインターネット通販における定期購入トラブルに関する相談が多く、道内においても、前年度の約1.7倍となる1009件の相談が寄せられました。

また、副業や投資などの勧誘による、いわゆるもうけ話のトラブルに関する相談が187件あり、その4割が30歳代以下の消費者からの相談となっております。

このほか、契約に当たってクレジットカードの利用や消費者金融からの借入れを強要されたとする相談が令和4年度は52件となり、前年度の19件から大幅に増加しております。

○滝口直人委員 次に、定期購入トラブルについて伺います。

消費者庁の白書によれば、通信販売の定期購入に関する相談件数は過去最多とのことですが、道内において、定期購入に関しトラブルの多い相談内容と問題点について伺います。

○石動消費者安全課長 定期購入のトラブルについてでございますが、商品の品質やサービスの効果を確認するためのいわゆるお試しや、1回限りのつもりで商品を注文したところ、後から定期購入と分かり、解約しようとしたが連絡がつかないといった相談が多くを占めています。

また、相談者の多くはインターネット上の広告をきっかけに注文しており、定期購入の表示が不十分であること、消費者から申出を受け付ける体制が整備されていないこと、広告では低価格や効果の高さなどが強調されていて、定期購入が条件であることを消費者が見落としがちであることなどが問題点として挙げられます。

○滝口直人委員 こうした消費者トラブルに対して、道は、事業者に対しどのように対応しているのか、また、消費者に対してはどのような注意喚起を行ってきたのか、伺います。

○石動消費者安全課長 消費者トラブルへの対応についてでございますが、道では、定期購入に関する消費生活相談が増加していることを踏まえ、消費者取引の適正化を図るため、特定商取引法や北海道消費生活条例に基づき事業者情報の収集調査を行い、令和4年度は、通信販売7事業者に対し、定期購入であることの表示が不十分な広告を改善するよう行政指導を行い、消費者被害の拡大防止に向けて厳正に措置したところでございます。

消費者に対しては、消費生活に関するトラブルの事例や行政措置の事例について、広報誌はもとより、ホームページやメールマガジンで注意喚起するとともに、市町村などホームページリストにより情報提供を行っております。

また、クーリングオフ制度などの基礎知識や、注目すべき消費者問題などをテーマとした「くらしのセミナー」などの講座を開催するなど、消費者被害の未然防止、拡大防止に向け、積極的な啓発に努めてきたところでございます。

○滝口直人委員 改正民法施行による新成年の消費トラブルについて伺います。

令和4年4月から、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。成人になると親権者などの同意なしに契約できるようになり、18歳以上は未成年者取消権が行使できなくなるため、若年者の消費者被害の増加が懸念されておりました。

18歳、19歳の消費生活相談の件数や内容について伺います。

○石動消費者安全課長 18歳、19歳の相談件数などについてでございますが、民法改正前の令和3年度は98件であったのに対して、令和4年度は88件と減少しており、全国的にも18歳、19歳の相談件数については法改正前後で大きな変化は見られませんでした。

また、相談の内容としましては、令和4年度は、出会い系のサイトやアプリに関するものが一番多く、これには、異性の悩みを聞くことで報酬が得られるなどの内職や副業のもうけ話が含まれています。このほか、脱毛エステ、ダイエットパーソナルジムなどの美容に関するものも多くなっております。

○滝口直人委員 新成年に限らず、社会経験が浅く契約に不慣れな20歳代の若者は、悪質な事業者狙われやすく、様々な手口で強引に高額の商品やサービスの契約をさせられる可能性があります。

20歳代の消費生活相談の件数や内容についても伺います。

○石動消費者安全課長 20歳代の相談件数などについてでございますが、令和4年度の道内での相談件数は784件で、令和2年度以降、700件台で推移しているところでございます。

また、相談内容については、退去時に高額な原状回復費用を請求されるなどの賃貸アパートに関するトラブルが128件と最も多くなっているほか、出会い系サイトに関するものが32件となっています。

令和4年度は、脱毛エステに関する相談が69件あり、令和3年度の13件と比べ急増いたしました。これは、事業者の倒産、経営難による事業譲渡により、既に支払いをしたにもかかわらず、当初の契約内容で施術をしてもらえないといった相談が多く寄せられたことによるものです。

○滝口直人委員 将来を担う若年層が、消費者トラブルによって深刻な経済的損失を被るといったことがないよう、自立した消費者の育成を目指し、消費者教育の取組を推進することが重要と考えます。

道では、これまで若年層に対してどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○石動消費者安全課長 若年層に対する取組についてでございますが、民法改正を見据え、道では、令和3年度から若年消費者向けの特設ホームページを開設し、若年者に被害の多い消費者トラブルの事例や、その対処法に関するコンテンツを毎月掲載するとともに、こうした情報をSNSやブログなどでも発信する取組を行っております。

また、小・中・高等学校、大学等の児童生徒、学生を対象に、消費生活相談員など消費者教育の専門人材を講師として派遣する学校訪問講座などを年60回程度開催しているほか、学校における消費者教育を推進するため、小・中・高等学校の教員向けセミナーを開催するなど、消費者の年齢や特性に応じた消費者教育に取り組んでおります。

○滝口直人委員 次に、消費者行政推進のための財源について伺います。

今後も消費者トラブルは多様化、複雑化し、新手的被害の発生も懸念されることから、道内の消費生活相談体制の充実や消費者教育・啓発の一層の推進が必要となりますが、現在、その財源の多くは、国の財政措置として地方消費者行政強化交付金を活用しているものが多いと聞いております。

道における令和4年度の交付金決算額は約1億7000万円となっておりますが、どのように活用したのか、伺います。

○石動消費者安全課長 地方消費者行政強化交付金の活用状況についてでございますが、令和4年度の交付金約1億7000万円のうち、約1億4000万円を市町村に対する道の補助事業として活用し、市町村においては相談体制の整備や消費者教育・啓発などを行っております。

道では、約3000万円を活用し、市町村の職員や消費生活相談員などを対象とした研修を行い、

【第1分科会 11月13日 第4号】

消費者施策の担い手を育成するとともに、被害の未然防止や消費者問題への意識向上を図るため、一般消費者を対象とした被害防止セミナーなどを開催し、また、各年代に合わせた啓発資料を作成して、学校、大学生協、地域包括支援センター等の関係機関に配付するなど、消費者教育の推進に取り組んでおります。

○滝口直人委員 次に、財源措置について伺います。

国は、各地方公共団体が交付金等により整備した消費者行政体制を自主財源により安定的に維持充実するものとして、交付金の活用期間が定められています。道においては、令和7年度までとされていますが、財政状況が厳しい道や道内市町村にとって交付金は貴重な財源となっています。

今後も国の財源措置を求めるためには、地域の現状や要望をしっかりと伝えることが重要と考えますが、これまでにどのような対応をしてきているのか、伺います。

○清水拓也委員長 ぐらし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤ぐらし安全局長 財源措置の確保に向けた対応についてでございますが、道では、毎年度、国に対し、これまで交付金を活用して整備してきた市町村の相談窓口機能の維持や、消費者教育の一層の充実のため、現行の交付金制度の活用年限まで着実に事業を実施できるよう、必要経費の総額確保などを要望してきたところでございます。

また、交付金の活用期間終了後においても、道内の消費生活相談体制を安定的に維持、継続し、道民の皆様の消費生活の安全、安心を確保できるよう、さらなる地方消費者行政の充実強化に向け、相談窓口の機能強化や、担い手の確保育成のための新たな財源支援など、将来にわたる安定的な財源措置につきましても国に要望しております。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、今後の消費者行政の取組について伺います。

道の消費生活条例では、消費者と事業者間で情報の質や交渉力に大きな格差があることから、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念等を定め、道民の生活の安定と向上を図ることとされております。

消費者被害を防止し、道民生活の安定と向上を図るためには、道としては、今後、財源確保を含め、どのように消費者行政を進めていくのか、伺います。

○加納環境生活部長 今後の消費者行政の取組についてでございますが、デジタル社会の急速な展開によりまして、消費生活におきましても利便性や快適性が向上する一方で、子どもや高齢者などデジタルサービスに不慣れな消費者が、インターネットの利用をきっかけとしたトラブルに遭うなど、消費者を取り巻く環境の変化により、新たに発生する消費者問題はますます多様化、複雑化しております。

こうした様々な消費者トラブルから住民を守るには、地域において必要な相談体制の維持向上や、各年齢層における消費者教育、普及啓発などを一層充実していく必要があると認識しております。

道といたしましては、今後も、本道の消費者行政の推進強化のため、長期的な財政支援について国への働きかけを継続いたしますとともに、消費者被害の救済や消費者教育の推進はもとより、公正な消費者取引の確保、関係団体との連携や情報発信などに取り組んでまいります。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、デジタル社会の急速な進展により、新たに発生する消費者問題はますます多様化、複雑化しており、様々な消費者トラブルから住民を守るために、国へ財政支援の働きかけをしていくとの御答弁がございました。

国の支援は、市町村において、相談体制の整備や消費者教育・啓発等の事業に充てられています。今後も、地域の実情に応じた交付金の必要性を国に働きかけることが、道民の暮らしを守ることにつながり、地域が求めていることから、消費者行政に関する財政措置が令和8年度以降も継続されるよう、さらにその取組をしていただくことをお願いします。

次に、アイヌ施策の推進についてであります。

アイヌの人たちの誇りが尊重される共生社会の実現のためには、歴史や文化を学ぶ機会の提供が大切と考えます。近年は、民族共生象徴空間・ウポポイの開業などを契機として、アイヌ文化への関心が高まっていると承知しておりますが、ウポポイは、アイヌ文化の復興、発展の役割はもとより、世界の先住民族の文化伝承や保存、交流につながる重要な拠点であると認識しております。

一方で、内閣府が令和4年度に実施した「アイヌに対する理解度に関する世論調査」では、アイヌの人々や文化と接した機会があると回答した人は、6年前より約4%少ない21%にとどまっており、アイヌ民族やアイヌ文化との接点は増えていない現状が明らかになっています。

アイヌへの理解促進、さらには、ウポポイや道内外のアイヌ文化発信などに向けた道の取組について伺います。

初めに、道では、アイヌの歴史や文化に対する理解促進に向けた普及啓発事業を行っていますが、その必要性や事業目的についてどのように考えているのか、伺います。

○清水拓也委員長 アイヌ政策課長鈴木昭弘君。

○鈴木アイヌ政策課長 理解促進事業の必要性などについてでございますが、アイヌ施策推進法の制定から4年、また、ウポポイの開業から丸3年を経過する中、漫画などの影響も手伝いまして、ここに来てアイヌの歴史や文化に対する関心が高まりつつある一方で、SNSを使った誹謗中傷とも言える心ない投稿など、アイヌの方々への差別や偏見は依然として後を絶たない状況にございます。

道といたしましては、この原因にはアイヌの方々への関心や正しい理解が十分ではないといったことがあると考えておまして、その理解促進に向けて、幼少期からの学ぶ機会の提供や啓発が必要と考えているところでございます。

このため、道では、道民の方々にアイヌの歴史や文化を学ぶ機会を提供することにより、アイヌの人たちに関する理解を促進することを目的として、親子向けの体験学習や人形劇の上演など、理解促進普及啓発事業を実施しているところでございます。

【第1分科会 11月13日 第4号】

○滝口直人委員 次に、令和4年度における理解促進普及啓発事業の内容と、どのような成果があったのか、伺います。

○鈴木アイヌ政策課長 理解促進普及啓発事業の内容と成果についてでございますが、道では、アイヌ文化などの理解促進を図るため、昨年度は、主に親子を対象として、野外や各種イベント会場におきまして、アイヌ文化伝承者によるムックリの演奏などの親子向け体験学習会を6回開催いたしましたほか、道内各地域の幼稚園や図書館などで、松浦武四郎とアイヌの少女を主人公としたアイヌの歴史や文化に関する人形劇を14回上演したところでございます。

これらのイベントの参加者からは、小さい頃からアイヌの文化に触れられ、とてもよい経験になった、アイヌの文化を伝えるための人形劇の鑑賞に子どもも夢中で、アイヌ語のせりふを口にするなど、学ぶことができましたといった意見が多数寄せられておりまして、一定程度の評価をいただいたものと認識をいたしております。

○滝口直人委員 次は、ウポポイについてであります。

民族共生象徴空間・ウポポイでは、先般、令和2年7月の開業以降の累計入場者数が100万人を達成しました。新型コロナウイルス感染症により集客に大きな影響を受けたと承知していますが、このような中、令和4年度、道としてはどのように取り組んだのか、過去3年間の来場者の推移と併せて伺います。

○清水拓也委員長 象徴空間担当課長高石浩子君。

○高石象徴空間担当課長 ウポポイ来場者の推移についてでございますが、2度の緊急事態宣言による臨時休業等により、令和2年度は22万2794人、3年度は19万618人とどまりましたが、感染防止対策が緩和された昨年度は36万9038人増加、今年度は10月末現在で26万1591人となっているところでございます。

道では、昨年度、ポストコロナを見据え、インバウンドを意識し、ウポポイをはじめ、道内のアイヌ関連施設を紹介するPR動画の多言語版の制作、配信をし、フォロワー数の多いインフルエンサーを招き、現地からSNSでの発信をしたほか、日頃、アイヌ文化に接する機会が少ない方々にも、まずはアイヌ文化に興味を持っていただき、ウポポイにお越しいただくことが大切と考え、本道の豊かな食材を活用したアイヌ料理の新レシピを開発し、道内各地のレストランで提供するなど、生活に身近なテーマや素材による新たなアイヌ文化へのアプローチにも取り組んだところでございます。

○滝口直人委員 誘客促進の取組では、周辺自治体などとの連携が不可欠と考えますが、道としてはどのように取り組んできたのか、その成果について伺います。

○高石象徴空間担当課長 地域との連携についてでございますが、本年7月、ウポポイが開業3周年を迎えたことから、現地におきまして記念セレモニーを開催するとともに、来場された皆様にウポポイの魅力を体感していただけるよう各種イベントが実施されたところであり、道におきましても、このイベントに合わせ、ウポポイ周辺の市町と共に連携イベントを開催したところでございます。

連携イベントの主な内容といたしましては、道、各市町がそれぞれの得意分野を持ち寄る形で行われ、白老町では、ウポポイ近隣のポロトミンタラで「3周年記念ポロトミンタラフェスティバル」を開催、また、苫小牧市では、刺しゅうや伝統工芸などのアイヌ講習会を実施し、登別市は、都市間高速バス車内モニターでのPRを行ったほか、胆振総合振興局では、地域FMでのCM放送や振興局ロビーでパネル展などを実施したところであります。

○滝口直人委員 ウポポイを盛り上げていくためには、自治体のみならず、民間企業なども巻き込み、連携した取組が重要と考えます。

道は、官民連携にどのように取り組んできたのか、その成果について伺います。

○高石象徴空間担当課長 民間との連携についてでございますが、ウポポイ官民応援ネットワークは、本道のアイヌ文化振興とウポポイの開設効果を全道に波及させることなどを目的に平成28年に設立され、現在、227の企業等が参画しております。

同ネットワークでは、ウポポイ開業前の機運の醸成や誘客促進に向けた取組といたしまして、参加企業が自社商品のパッケージにウポポイロゴマークを表示するなど、ウポポイへの興味や関心を高める取組を進めたところでございます。

また、開業後では、昨年11月、ウポポイ現地におきまして、同ネットワークと道による連携イベントが開催され、冬季閑散期対策として積極的な誘客促進を図ってきたところでです。

道といたしましては、今後とも、企業ならではの機動的な強みを生かした取組が拡大していくよう、情報発信や企業間連携の強化に努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、施策の全道展開について伺います。

アイヌ文化の振興を図るためには、ウポポイへの集客促進はもとより、全道各地のアイヌ関連施設と連携し、その魅力を発信するなど、広く施策を展開させることが必要と考えます。

道は、全道展開に向けて令和4年度はどのように取り組んできたのか、伺います。

○高石象徴空間担当課長 施策の全道展開についてでございますが、令和4年度、道では、コロナ禍からの人流回復を期待し、より多くの方々にウポポイをはじめ関連施設に訪れていただけるよう、道内外でのイベントの開催やインバウンド向けのプロモーション、工芸品の期間限定アンテナショップの開設など、幅広いターゲットに対し、より直接的な働きかけを行いました。

また、アンテナショップでは、平取町二風谷や釧路市阿寒など各地域に伝わるアイヌ工芸品の展示や、人気漫画と連携し、作品内に登場する道内各地の聖地を巡るスタンプラリーを企画、実施したほか、道央、道東、道北、道南の各圏域におきまして、アイヌ関連施設と観光地、食や特産物、温泉などを周遊するモデルコースを提案し、情報誌やポータルサイトに掲載するなど、道内各地のアイヌ関連施設の魅力を積極的に発信、紹介し、施策の全道展開に努めてきたところであります。

○滝口直人委員 次に、海外への発信等について伺います。

本年9月、アドベンチャートラベルワールドサミット北海道大会が開催され、世界からも多数の方が北海道を訪れました。アイヌ文化についても海外へ積極的に発信していくことが大切であ

ると考えます。

道としては、海外への発信についてどのように取り組んできたのか、伺います。

○高石象徴空間担当課長 海外への発信についてでございますが、道では、本年4月に開催されたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の政府主催レセプションにおきまして、各国政府要人に対し、アイヌ舞踊を披露したほか、9月には、ATWSにおきまして、各国観光事業者の皆様へアイヌ舞踊の披露や工芸品の展示を行うなど、国際会議の場を最大限活用し、海外へのアイヌ文化の発信に努めてきたところです。

また、今年1月と7月には、道とハワイ州の交流事業において、アイヌの方々がハワイの地で先住民の方々と、直接、民族間の文化交流を深めるとともに、現地の行事に参加し、舞踊披露などの文化発信を行いました。

なお、今月1日からは、台湾やシンガポール、オーストラリアなど、訪日リピーター率の高い国々におきまして、各国の言語で、ウポポイをはじめ道内アイヌ関連施設を紹介する動画サイトを開設するなど、アイヌ文化の魅力を世界に向けて広く発信、紹介し、海外の皆様への興味、関心を高め、さらなる誘客促進につなげたい考えでございます。

○滝口直人委員 道は、理解促進やアイヌ文化の魅力の発信などについて、今後どのように取り組むのか、伺います。

○清水拓也委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌ施策に関する今後の取組についてでございますが、ウポポイは、アイヌ文化の復興、発展の拠点施設として重要な役割を担っておりまして、来訪された方々にアイヌの歴史や文化への正しい理解を深めていただくことはもとより、ウポポイから道内各地のアイヌ関連施設に足をお運びいただき、道内の観光振興や地域振興につなげていくことが重要と認識してございます。

このため、道では、これまで、官民が一体となり、ウポポイをはじめ、道内のアイヌ関連施設の魅力発信、誘客促進などに取り組んできたところでございますが、引き続き、SNSなどを活用しながら、道内はもとより、道外、海外の幅広い層への発信を高め、観光需要の高い道内外の都市部などでのイベントやプロモーション活動に注力いたしますとともに、国や関係する団体、自治体、民間企業等とも緊密に連携をしながら、民族としての誇りの源泉でありますアイヌ文化の振興や、一連の取組を通じた地域の活性化など、産業や観光を含め、アイヌ施策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、総合的なアイヌ施策の推進について伺います。

アイヌ施策の推進には、一層の理解促進や国内外への積極的な情報発信、伝承者の育成など多面的な取組が求められます。

道としては、今後、アイヌの方々の誇りが尊重される共生社会の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○相田環境生活部アイヌ政策監 アイヌ政策の推進につきまして、今後の取組についてでございますが、道では、これまでもアイヌの方々への差別や偏見の解消に向けた普及啓発に取り組んでおりまして、近年では、アイヌ文化に対する理解の広まりを感じます一方で、SNS上などでの差別的な書き込みが後を絶たない状況にあることを承知してございます。

こうした差別や偏見をなくしていくためには、国民全体に、先住民族であるアイヌの方々がかつて歩まれた歴史、文化に関心を持っていただき、正しい理解を深めることが何より重要と認識しているところであり、道といたしましては、今後とも、アイヌの歴史、文化や差別の現状につきまして、道民の皆様はもとより、国内外の皆様にも正しい理解が広まりますよう、国や関係機関と連携をし、幅広く啓発を実施するなど、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けまして、今後も積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、アイヌ政策監より、今後とも、道民はもとより、国内外にも正しい理解が促進されるよう、国や関係機関と連携して幅広く啓発を実施するなど、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、積極的に取り組むとの御答弁がありました。

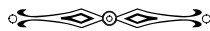
アイヌの人々や文化と接する機会が減少し、アイヌ民族やアイヌ文化との接点が増えていない現状の中で、地域や民間と連携し、施策の全道展開や海外への発信をより活発にすることによって、アイヌの人々や文化により多くの方々の理解が深まり、関心が高まるものと考えます。

幼児期からの学びの機会の提供、ウポポイの誘客促進、イベントの開催、情報誌やポータルサイトの活用、海外との交流事業などにこれまで以上に取り組むことによって、アイヌの人々や文化への理解がより一層深まることを期待し、私の質問を終わります。

○清水拓也委員長 滝口(直)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後 1 時 開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

梶谷大志さん。

○梶谷大志委員 それでは、通告に従って、私からも鳥獣被害対策ということでヒグマについて伺ってまいります。

今年の春以降、ヒグマの目撃情報が相次いでおりまして、市街地周辺への出没も増加しておりますし、午前中に今津委員からもお話があったとおり、幌加内町あるいは福島町で痛ましい死亡事故も発生しているわけでありまして。人と熊とのあつれきが問題になる中、国も緊急的な対策に乗り出す事態となっているわけでありまして、道としても各種の取組を進めているわけでありま

す。

そこです、最新のヒグマの捕獲頭数、また、その推移についてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅さん。

○井戸井ヒグマ対策室長 捕獲数についてであります、ヒグマの捕獲数は、昭和40年代は500頭から600頭、昭和50年代、60年代は400頭から500頭で推移し、平成初期には200頭から300頭と段階的に減少しましたが、それ以降は増加の傾向が続き、直近の捕獲数は、令和元年度は822頭、令和2年度は930頭、令和3年度は統計上最多となる1056頭となっております。

以上でございます。

○梶谷大志委員 年々増加している傾向が見てとれるわけではありますが、ただ、この報告を見ますと令和3年度で止まっておりまして、今、令和5年の途中でありますから、この途中経過の集計は難しいとは思いますが、少なくとも令和4年度の捕獲数がこの11月になって集計されていないということは、ちょっと作業が遅いのかなというふうに思います。

実態を速やかに把握できるように事務の改善をすべきではないかなと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 自然環境局長竹本広幸さん。

○竹本自然環境局長 捕獲数についての御指摘でございますが、今後におきましては、狩猟者の方々に対しまして、報告期限の遵守や報告漏れがないよう指導の徹底をしてまいりますほか、作業の効率化ですとか改善を図るなど、早期のデータ確定に努めてまいります。

○梶谷大志委員 いずれにしても対応が非常に遅いわけですから、来年度、またこの後の取組などの対応も含めれば、しっかりとその対策ということも含めて、実態の把握に速やかに取り組まれるように強く求めておきたいとします。

次に、令和4年度においてどのような取組を講じてきたのか、対策に係る事業費の執行状況と併せて伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 令和4年度の取組についてであります、ヒグマ管理計画に基づき、地域対応力の強化のため、市町村や警察などに参加を呼びかけ、市街地出没を想定した対応訓練を行い、関係機関の連携強化を図るとともに、解決が困難などの事案に対して専門家を派遣する、いわゆるヒグマ専門人材バンクを開始したほか、個体数推計の精度向上に向け、AI技術により個体識別する検証事業などを実施しております。

また、個体数の適正管理のため、生息密度を推計するヘア・トラップ調査や広域痕跡調査を実施したほか、情報発信の強化のため、ヒグマとの事故防止のための啓発リーフレットの作成やパネル展、ヒグマシンポジウムを開催したところです。

これらの事業を行うヒグマ対策費は、予算額2195万8000円に対し、執行額は1914万2857円となっております。

以上でございます。

○梶谷大志委員 次に、令和4年から、注意報、警報の発令といった取組を行っているというこ

とでありますけれども、その効果あるいは運用に対する評価について伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 注意喚起の取組についてであります。令和4年度は、札幌市、旭川市、滝川市、砂川市、松前町、新十津川町、東神楽町、東川町の区域に注意報を5回発出し、今年度は、札幌市、小樽市、室蘭市、釧路市、石狩市、福島町、江差町、厚岸町、羅臼町、そして野幌森林公園の区域に注意報を11回発出しております。

注意報の発出は、道民だけではなく、本道を訪れる旅行者などにも広く注意喚起を促すため、報道機関への発表をはじめ、ホームページ、SNSを通じて周知を行っており、SNSに寄せられたコメントには、ランニングコースを変えた、北海道にはヒグマがいることを実感などの書き込みが見られるほか、市町村から道に対して発出の要請が寄せられるなど、注意喚起の有効な手法となっているものと考えております。

以上でございます。

○梶谷大志委員 今、注意喚起の状況を見ますと、結構、全道満遍なく発令がされているなどということも見てとれましたし、今年度については、札幌を含めた周辺も多くなっているということでもあります。

それだけに様々な取組が求められてくるわけでありまして、今、このような状況の中にあつて、結局、ハンターの高齢化ですとか成り手の不足、また捕獲に対する抗議というものもあるわけでもあります。

こういった状況がさらに難しさを助長するような状況もあるわけでありまして、ヒグマの出没が増加する中であつて、その対応というのを市町村に任せることなく、道としてもその役割をしっかりと果たさなければならぬと思っておりますが、所見をお伺いしたいと思います。

○竹本自然環境局長 道の役割についてであります。ヒグマへの対応は、道、市町村、警察や猟友会など関係機関が緊密に連携して取り組むことが何より重要でございます。

道では、担い手育成の強化や専門人材の派遣、さらには、ヒグマの市街地などへの出没を想定した情報伝達や住民への注意喚起、対応の一連の流れを確認するための訓練の実施などをヒグマ管理計画に位置づけ取り組んできたほか、振興局ごとに、人里への出没時の捕獲や情報発信などの対応を示す地域版実施計画を策定し、市町村と連携した地域の対応力の向上を図ってきたところでございます。

さらに、本年9月には、市町村の緊急時の防除体制を支援することを目的に、全道域をカバーできるよう6振興局に電気柵や自動撮影カメラを配備するとともに、9月に本庁ヒグマ対策室に新たに職員3名を兼務発令したほか、10月には14振興局環境生活課の職員を本庁に兼務発令し、体制の強化を図ったところであり、今後とも人里出没時などの対応の強化に努めてまいります。

以上です。

○梶谷大志委員 今、答弁にありましたけれども、熊が出没して、我々市民、道民とのあつれきを回避するために様々な形で対応すると。捕獲に至っては、やはり、およそ9割5分が回避のために捕獲をしているわけでありまして。そういう意味からも、今、速やかな対策が求められている

わけであります。

国も重たい腰を上げて、今、対応しているということで記事にもなっております。しかし、金額を見ても、その中身を見ても、果たして十分なものになっているのか、ここは、道からもその役割を持って求めていかなければならないと思いますし、市町村だとか、様々な形でお手伝いをしてくださっている方にも、やっぱり、道がいろんな意味でさらに踏み込んでいく、支援をしていく、そういう姿が今求められているというふうに思います。

今後、そういったことも含めて、道として様々な対応をしていくということでもありますけれども、現下の実績も踏まえて、道としてどのような視点で見直しをしていくのか、また、今後のヒグマ対策をどうやって進めていくのか、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 環境生活部長加納孝之さん。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、道では、人とヒグマのあつれきがかかってないほど高まっているとの認識に立ちまして、ヒグマ管理の方向性を示しますヒグマ管理計画につきまして、計画の充実に向けた見直しを行うこととし、適正管理のための捕獲目標の設定やゾーニング管理の導入などについて、ヒグマ保護管理検討会において御議論いただきながら検討を進めておりますほか、体制の強化につきましては、専門的知見を有する職員の確保に努め、出没状況や被害の状況などを踏まえ、次年度に向けて職員の優先的な配置を検討してまいります。

また、春期管理捕獲につきましては、ハンターの育成や問題個体の駆除の推進などといった目的を市町村に十分周知いたしますとともに、市町村アンケートや専門家の御意見を踏まえまして、積極的に捕獲を促す方策を検討し取組を強化するなど、一層の危機感を持って抜本的なヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 今、部長からも答弁がありましたけれども、この週末も含めて、あちこちで熊の捕獲だとか、あるいは、我々とどうやって共存、共生をしていくかということも含めて議論がされているわけであります。そのことも、ある意味、道としてこれから示していきます。

それと、春に向けて、今の答弁にもありました春期管理捕獲、この部分についても、より速やかに、そして具体的にその姿を求められているわけであります。

今、答弁としては不十分でありましたので、このことについては知事に直接伺ってまいりたいと思います。委員長の取り計らいをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 梶谷委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

角田一さん。

○角田一委員 通告に従い、順次質問してまいります。

まず、動物愛護管理センターについて質問させていただきます。

北海道は、令和4年度の重点事業として、動物愛護管理センターの早期運用開始を見据え、関係団体と体制を構築し、実証事業を実施したと承知しております。この実証事業は、令和4年と

令和5年の2か年にわたって実施されるとのことでありますので、順次、その実施状況についてお伺いいたします。

まず初めに、動物愛護管理センター運用実証事業の目的と内容及び各年度の事業費についてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 動物愛護管理センター所長小笠原重喜さん。

○小笠原動物愛護管理センター所長 実証事業の目的などについてでございますが、道では、令和6年度までに、道央、道東、道北、道南の4地区に、順次、動物愛護管理センターを配置することとし、令和4年度から、センター機能の確保に向けた課題などを抽出する目的で、動物愛護団体等に、保健所で一定期間収容した犬、猫の搬送と飼育、新たな飼い主探しと譲渡、動物の愛護や適正な飼い方などに関する啓発活動、センター運用に関する関係機関との連携方法の検討などの業務を委託し、地域の実情に応じたセンター運用の試行を行っているところでございます。

また、この運用実証事業の令和4年度の決算額は、道央地区では288万3000円、道東地区では315万円、令和5年度の予算額は、道北地区では331万4000円、道南地区では317万円となっております。

以上です。

○角田一委員 令和4年度と今年度の2か年にわたって実施された実証事業の実施時期及び実施場所についてお伺いいたします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 実証事業の時期などについてでございますが、令和4年度は、道央地区では、江別市において酪農学園大学に、道東地区では、音更町において動物愛護団体に委託をいたしまして、委託期間はいずれも令和4年7月から10月までの4か月となっております。

令和5年度は、道北地区では、北見市において動物愛護団体に委託し、令和5年7月から10月まで、また、道南地区では、函館市において動物愛護団体に委託し、令和5年11月から令和6年2月までのいずれも4か月間となっております。道南地区は現在実施中でございます。

○角田一委員 道央地区については酪農学園大学、道東、道北、道南については動物愛護団体とのことでございます。

それでは、実証事業においては、実際に、犬、猫の引取りや譲渡など、どの程度の規模で実施したのか、お伺いいたします。実績についてお答えください。

○小笠原動物愛護管理センター所長 実証事業での引取り等の実績についてでございますが、昨年度実施した実証事業の期間中、道央地区では、14頭の犬、猫を引き取り、8頭を譲渡し、道東地区では、17頭の犬、猫を引き取り、15頭を譲渡したところであり、譲渡に至らなかった犬、猫についても、受託者において引き続き飼育していただき、譲渡会やホームページなどで新たな飼い主を募集した結果、一部は譲渡につながっているところでございます。

また、今年度、道北地区で実施した実証事業では、犬、猫を15頭引き取りましたが、けがや病気など治療を要するものが多く、譲渡会を行ったものの、期間中に譲渡には至りませんでした。

が、受託者において引き続き飼育や飼い主探しを継続していただいているところでございます。

○角田一委員 この成果についてですが、今の説明である程度実績を示していただきましたので、その中での成果についても確認させていただきます。

まず、道南地区においては、現在、実証事業を実施中とのことですが、ほかの3地区については事業が終了しております。道は、この実証事業でどのような成果を得て、どのように本格運用に生かそうとしているのか、お伺いいたします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 実証事業の成果についてでございますが、実証事業では、実際に犬、猫の搬送を行うことにより、搬送元の保健所との連携確認や健康状態に配慮した搬送方法などについて知見を得ることができましたほか、道央地区では、酪農学園大学や獣医師会と連携して、犬、猫の治療や人になれさせるための訓練を効果的に実施できたこと、道東地区では、SNSを活用しながら譲渡会や動物愛護に関するイベントなどの情報発信を効果的に実施できたこと、道北地区では、地元の獣医師会やボランティア、地域住民と連携し、地域が一体となったセンター運営の試行ができたと考えております。

来年度は、現在実施している道南地区の成果を合わせ、実証事業で得た知見を他の地区でも活用するなど、基幹センターが中心となって各地区センターとの情報共有を行い、実証事業の成果を本格運用に生かしてまいります。

○角田一委員 実証事業の成果、それから、様々な形での取組を各地区別に行っていることが分かりました。そのことが基幹センターのほうにつながってくるかと思えます。

改めて、今年度、直営となるセンターを設置すると承知しておりますが、この基幹センターと各地区センターとの関係やそれぞれの役割についてどのようになるのか、お伺いいたします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 センターの役割などについてでございますが、基幹となるセンターは、道央地区における犬、猫の引取りや飼育、譲渡等の業務に加え、道内全体におけるセンター運営の総合調整を行う拠点施設とし、他の3地区のセンターはサテライトセンターと位置づけ、各地区において、犬、猫の引取り等の業務を行うこととしております。

また、基幹センターは、サテライトセンターに対し、技術的な指導助言、業務の調整などを行い、道内のセンター業務を統括するとともに、災害発生時には、基幹センターのユニットの一部を切り離して被災地へ運び、被災した犬、猫の保護や飼育等を行う災害対策拠点としての役割も果たすこととしております。

○角田一委員 11月9日付で「アイニキタ」という名前が発表され、多くの道民の方も、やはり、これに対する期待感が高まってきているところだと思えます。私自身も、そういった団体の方からお話を聞く限り、待っていると、早くしていただきたいという声はかなりあります。

その中で、現在整備を進めている基幹センターについて、これまでの進捗状況や運用開始までのスケジュールについてお伺いいたします。また、具体的にどのような施設設備になるのか、お伺いいたします。

○小笠原動物愛護管理センター所長 整備のスケジュールなどについてでございますが、本年9

月に実施設計を終了しており、11月に建設工事の入札、契約の後、速やかに着工し、令和6年2月中旬までの完成と4月からの運用を目指しております。

新たなセンターは、事務所と飼育舎から成りまして、事務所には、動物愛護に関する研修やイベントなどが行えるスペースを確保するほか、飼育舎には、最大30頭を収容する犬用飼育スペース1室と猫用飼育スペース2室、さらに、搬入された犬、猫を診察する処置室を設ける予定です。

また、屋外には、犬のしつけや健康管理など適切な飼育環境を確保するためドッグランを整備するほか、搬入口にシャッターを設け、敷地外へ逃げ出さない構造としております。

○角田一委員 ありがとうございます。

敷地外へ逃げ出さないようにすると。酪農学園大学の敷地内に設置されると伺っておりますが、ほかの様々な動物、あるいは植物も含めて、研究対象、育成対象としているところでありますので、影響のないようにくれぐれもお願いしたいと思います。

次に、基幹センターの体制や酪農学園大学との連携についてお伺いいたします。

新たに設置する基幹センターは、どのような業務を行い、どのような体制で運営を行うことを考えているのか、また、その際、建設予定地である酪農学園大学とセンター業務の運営に関してどのような連携を考えているのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 自然環境局長竹本広幸さん。

○竹本自然環境局長 基幹センターの体制などについてであります。基幹センターでは、道内全体のセンター運営の総合調整を行う施設として機能するほか、保健所からの犬、猫の引取りと飼育、しつけや治療を施した上での譲渡といった一連の業務をはじめ、動物愛護に関する普及啓発業務などを実施することとしております。

生き物を扱い、また、より多くの譲渡を進めるため、土日、祝日も施設を稼働する必要がある、こうした基幹センターの業務を円滑に運用するために、道直営による運営と必要な人員につきまして検討を行っているところでございます。

また、センター業務のうち、犬、猫の治療に当たっては、高度な専門知識や治療施設を有する酪農学園大学との連携が不可欠でありますことから、現在、収容された犬、猫に対する獣医療の提供や実習生の受入れなどについて協議を進めているところであり、今後とも、酪農学園大学との連携を密にしてセンター機能の充実を図ってまいります。

以上です。

○角田一委員 今後の動物愛護施策について、確認のためにもう一度質問させていただきます。

動物愛護センターと各地区におけるサテライトセンターの運用開始は、本道の動物愛護推進に大きく寄与するものと期待しております。

北海道は、動物愛護センターの整備によって動物愛護施策をどのように推進しようと考えているのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 環境生活部長加納孝之さん。

○加納環境生活部長 今後の動物愛護施策についてでございますが、道では、令和3年に「動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめ、本道の広域性を踏まえたセンターの配置や幅広い関係者との連携による業務運営など、動物愛護センターの運用に関する考え方を示し、これまで実証事業を実施するなど、動物愛護センターの整備を目指してきたところであります。

令和6年度には、動物愛護施策の推進拠点として基幹センターと各地区のサテライトセンターから成る動物愛護センターが本格運用となることを契機に、動物愛護団体、獣医師会など関係機関との連携をより一層密にしながら、犬、猫の収容や譲渡、普及啓発など、道内における4センターの機能が十分発揮されますよう適切かつ円滑な運用に努め、動物を取り巻く様々な課題の解決はもとより、道民の皆様が動物の命を尊重し、人と動物の共生する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○角田一委員 御答弁、ありがとうございました。

動物にとっても飼い主にとっても本当に幸せになれるよう、様々なこれまでの実証の中で課題が出たことにきちんと対応していただきたいと思います。また、このセンター設置によって、保健所を含めた職員の負担の軽減が期待されています。そういった面でも粛々と準備を進めていただきたい。

さらには、我々の会派から要望しておりました部分でもありますが、災害時におけるユニットの対応、実際に災害が起こったことを想定しての運用マニュアル、そういったこともきめ細かく実態に合わせていただくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

人権啓発活動の推進についてお尋ねいたします。

北海道では、人権をめぐる国際的潮流や、国による法制度の整備などの変化を踏まえて、平成15年に策定した北海道人権施策推進基本方針について、令和3年7月に改定しています。翌令和4年度には、道の重点施策の一つに人権啓発活動の推進を掲げ、人権啓発活動活性化事業として様々な取組が行われたと承知しております。この事業の取組などについて、以下、お伺いしてまいります。

まず初めに、人権啓発活動活性化事業とはどのような取組なのか、その対象や目的など、事業の概要についてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 道民生活課長本田晃さん。

○本田道民生活課長 人権啓発活動活性化事業についてでございますが、この事業は、国からの委託を受け、地域住民の皆様を対象に、人権問題への正しい認識を広め、基本的人権の擁護に資することを目的として啓発活動に取り組むものであり、道自ら実施する事業と市町村が主体となって実施する市町村事業との二つの区分で取り組まれているものであります。

○角田一委員 人権に対する理解を深めていただくには、地域に密着した啓発活動も重要と考えます。

この事業のうち、市町村事業では、令和4年度にどのような取組が行われたのか、また、どのような成果があったのか、併せて伺います。

○**本田道民生活課長** 市町村事業についてであります。令和4年度は、道内の16市町村において事業が実施され、小学校や中学校などでは、子どもたちが協力して花を育て、地域の施設等に配ることで、生命の貴さや思いやりの心などを学ぶ「人権の花運動」をはじめ、人権をテーマとした紙芝居や読み聞かせなどを実施するとともに、バスや市電の車内広告において人権標語を掲出したほか、各種イベントで啓発物を配布するなど、人権啓発活動が行われたところであります。

事業実施報告及びアンケート結果によれば、参加型事業では、道内全体で2700人を超える方々が集い、屋内外の広告などにより幅広く人権への関心や理解を深めることができたとの回答が得られており、事業の実施により多くの方々の人権意識の醸成が図られたものと考えております。

○**角田一委員** それでは、道の実施事業についてお尋ねいたします。

道としては、人権啓発に向けて令和4年度はどのような取組を行ったのか、また、どのような成果があったのか、お尋ねいたします。

○**本田道民生活課長** 道の実施事業についてであります。令和4年度は、人権施策推進基本方針に掲げる12の分野に関し、道内各地において、関係部署と連携しながら、フォーラムや講演会、中高校生向け研修会など対面型の事業を実施するとともに、作文コンテストやパネル展のほか、啓発用冊子や資材の作成、配布など、公共施設や商業スペースを活用して、より多くの方に関心を高めていただけるよう街頭啓発などにも取り組んだところであります。

各事業の実施結果報告によれば、中学校、高校の生徒を中心に、事業全体で1万人を超える道民の皆様が参加し、全ての事業において9割を超える方々から、人権尊重に関する理解が深まったとのアンケート結果が得られており、事業の実施が道民の皆様の様々な分野に関する人権意識の醸成につながったものと考えております。

○**角田一委員** 市町村も道もそれぞれ役割分担をしながら進めてきたことが分かりました。

ちょっと苦言を呈するのであれば、道民の数から考えて、1万人、そして、恐らくこの事業に参加する方は基本的には関心のある方であるということ踏まえ、さらなる展開が必要だろうかと私自身は考えているところであります。

次に、インターネット上における人権侵害の防止についてお尋ねしてまいります。

令和4年度の道の重点政策においても、この活性化事業で、ネット上の人権侵害防止を進めることが示されております。どのような取組がなされたのか、成果と課題を併せてお伺いさせていただきます。

○**本田道民生活課長** インターネット上の人権侵害防止の取組についてであります。道では、ネット上の人権侵害防止を重点として、意図せず加害者とならないための知識や、被害を受けた場合の対応方法を学ぶオンラインセミナーを開催し、子どもたちの保護者など参加した113名から、ネットリテラシーについて幅広く具体的に学べたという声をいただいております。

また、ネット上の人権侵害防止に関する啓発動画コンテストでは、20作品の応募があり、入賞作品を道のホームページで公開したほか、大学生との協働によるSNS被害防止ポスターを作成

し、道内の中学校、高校や大学等に配付し、広く啓発を行ったところであります。

道といたしましては、多様化するネット上の人権侵害防止に向けて、関係部局との情報共有や対応策の検討など連携した取組を進める必要があると考えており、引き続き、関係機関などと緊密に連携しながら、様々な機会を活用し、ネット上の人権侵害防止に努めてまいります。

○角田一委員 インターネット上の人権侵害は、本当に難しい問題だと思います。様々な取組について、いろいろと私も確認をさせていただきましたが、なかなかなくなるのも現実ですし、私自身の周りでも実はそういう相談を受けることがあります。これについては、さらに深く、そして、その時々に合わせて形での対応をお願いいたします。

最後に、今後の取組について確認をさせていただきます。

誰もが安心して暮らし活躍できる社会の実現に向けて、全ての人の人権が尊重される地域づくりが求められています。

道では、こうした活性化事業などを活用しながら、人権啓発活動の推進にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 暮らし安全局長佐藤圭子さん。

○佐藤暮らし安全局長 今後の取組についてでございますが、道としては、引き続き、国の事業を活用し、関係する機関や部局、市町村と連携しながら、全道域で地域の方々に向けた意識啓発に取り組むとともに、本年2月に開始した人権配慮企業登録・紹介制度により、事業者が主体となる人権配慮の取組も促進していくなどして、継続的、重層的に啓発活動を進め、道民の皆様一人一人が人権に関する知識を確実に身につけ、人権意識を育ていけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○角田一委員 人権啓発活動につきましては、道も市町村も全部やっている、国もやっております、より有効なもの、言葉は悪いですが、このパターンというのがある程度あると思うのです。

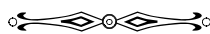
その中で、実証されたもの、より効果のあるものを北海道としてきちんと把握して、市町村と連携をしながら進めていただきまして、この啓発活動が有効に進むことを期待して、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○小泉真志副委員長 角田委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩



午後1時40分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

赤根広介さん。

○赤根広介委員 最近、環境生活部への質問は、重油流出だとかベンゼンだとか事件物ばかりに追われていましたが、久々に普通の話題について伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに、スポーツ政策についてであります。

先ほども議論がございました。まず、今年度から第3期の北海道スポーツ推進計画がスタートしているわけですが、第2期計画で掲げた数値目標が未達のものも散見されるわけでありまして、第3期の策定に当たり、第2期の点検評価をどう行い、総括されたのか、まず伺います。

○小泉真志副委員長 スポーツ振興課長松井直樹さん。

○松井スポーツ振興課長 第2期計画の点検評価などについてでございますが、道では、第2期計画の4年目に当たります令和3年度に、計画の柱ごと、項目ごとに計画の点検評価と、それを踏まえました現状や課題、今後の方向性を整理した上で、北海道スポーツ推進審議会で御議論いただいたところでございます。

第2期計画の数値目標では、コロナ禍でスポーツ活動が制約される状況においても、週1回以上スポーツをする人の割合や、地域で合宿や地域活性化活動を行うスポーツコミッション設置数が上昇しております一方で、子どもの体力水準の向上や総合型地域スポーツクラブの設置数などは目標に及ばなかったところでございます。

これらを踏まえて、少子・高齢化、人口減少も進む中、今後は、スポーツをするだけでなく、見る、支える、知るといった多様な関わり方を広げていくことや、学校部活動の段階的な地域移行も進められておりますことから、地域におけるスポーツ環境の充実などが重要であると整理したところでございます。

○赤根広介委員 今述べていただきました第2期の総括を踏まえて、どのように第3期計画を策定したのか、特徴的なものも含めて伺います。

○松井スポーツ振興課長 第3期計画の特徴についてでございますが、第3期計画は、新型コロナウイルス感染症や人口減少などの中にあっても、スポーツの持つ力を最大限活用し、北海道の潜在力を発揮しながら、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目指すこととしております。

計画の主な特徴といたしましては、昨年3月に制定されました北海道スポーツ推進条例や、国の第3期基本計画を踏まえて、四つの方針、五つの柱で構成してございました第2期計画を社会情勢の変化に応じて整理いたしまして、参画人口の拡大や選手の国際競争力の向上などを基本方針といたしました五つの体系とし、昨年7月に設立した北海道スポーツみらい会議と連携し、オール北海道で推進するとしたところでございます。

○赤根広介委員 今、第2期で未達だった点も含めて、この第3期では、さらにそこを補いながらも成長させていくという視点が大事だと思います。

【第1分科会 11月13日 第4号】

第2期の計画では、スポーツの成長産業化が掲げられておりました。そこで、これまでの取組と成果や課題をどう認識されているのか、伺います。

○松井スポーツ振興課長 スポーツの成長産業化に係るこれまでの取組などについてでございますが、スタジアム・アリーナに関しては、道立施設のきたえーるにおきまして、令和3年度、第5期の指定管理更新に当たり、民間活力の導入による施設の利活用方策の検討を行ったほか、ボールパーク構想への支援といたしまして、北広島市をはじめ、周辺市町村や民間企業などで構成するボールパーク連携協議会に参画し、スポーツ振興はもとより、食や観光、交通など様々な分野において検討を行ってきたところでございます。

また、地域振興の担い手としても期待されます地域スポーツコミッションの設立促進に向けた取組として、合宿誘致に関する情報提供を行ってまいりました。

こうした取組を通じまして、観光、産業といった幅広い分野に波及効果を広げ、これらの効果を、再びスポーツ人口の増加を促すといった好循環につなげていくことが重要と認識しているところでございます。

○赤根広介委員 今、答弁いただきました、きたえーるですが、こちらの施設の利活用の方策などについての検討状況を伺います。

○松井スポーツ振興課長 これまでの検討状況についてでございますが、第5期の指定管理の更新前であります令和3年度に、民間活力の導入などを検討するため、国が設置いたします「スタジアム・アリーナ改革の推進に関する相談窓口」の活用によりまして、スポーツ施設における民間活用事例などの情報を収集いたしましたほか、同年11月には、国が主催する民間事業者との意見交換会に参加したところでございます。

その中で、きたえーるは、既に稼働率の高い施設であり、現在の道民、アマチュアスポーツの利用を維持した上でのさらなる集客、収益性の向上は難しいとの御意見をいただいたところでございます。

民間活力の導入につきましては、より効率的なサービスの提供が見込まれます一方、幅広い層に利用されている施設の利用実態に大きな影響も生じる可能性があるなどの課題もありますため、引き続き、令和4年度から第5期目となる指定管理による管理運営としたところでございます。

○赤根広介委員 私は、従来、きたえーるのアリーナ構想だとか利活用のビジョンを策定すべきだということで議論を重ねさせていただきました。確かに、今は様々な形で道民の利用率も高いというのはもちろんでありまして、これからもそういうことで継続をしていただきたいと思うのです。

しかし一方で、今、もう札幌圏も含めて人口減少に突入してきた中で、この躯体は少なくともあと30年は使えるわけでありまして、果たしてこのままの形態を維持できるのかというところで、やはり、新たな利活用というものも考えていかなければいけないというふうに思いますが、今後のきたえーるの利活用について所見を伺います。

○松井スポーツ振興課長 今後の利活用についてでございますが、民間の資金と創意工夫を活用することを目的とした国のPPP/PFI推進アクションプランは、昨年、新たに、スポーツ施設、スタジアム・アリーナを重点対象に加えるなど、改定を行ったところでございます。

道といたしましては、こうした国の動きも踏まえつつ、また同時に、きたえーるが道民生活の向上に寄与する場としての役割を発揮していくことを基本としながら、今後、民間からの提案などの動きがある場合には、PFIに関する法令等に基づき、施設の利活用方策について検討を行ってまいります。

○赤根広介委員 今、国内に目を向けますと、本当に、全国各地で、体育館じゃなくて、いわゆるアリーナの建設がラッシュなわけでありまして。一方で、北海道は、このきたえーるが、まさに立地も含めて、地下鉄直結ということで、規模も含めて相当優位性のある施設だと私は考えているわけでありまして、今、こうした国内の趨勢と相反するような形で、今の答弁ですと、あくまで民間提案を待つという待ちの姿勢にしか私は感じないわけでありまして。

第2期の計画では、せっかく、スポーツの成長産業化のところ、スポーツ施設を核としたまちづくりやアリーナ等の魅力ある観戦環境づくりに向け検討を進める、あるいは、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成に関しても、大会を視野に入れたスタジアム・アリーナ改革検討を進めますとなっていたものが、残念ながら、第3期の計画では、エスコンができてしまったので、スタジアムに取って代わられてしまったのか、アリーナの文字が完全になくなっているわけでありまして。やはり、この点も含めて、これは道の姿勢だというふうに私は感じざるを得ないのですが、重ねて、北海道におけるアリーナ、きたえーるの利活用についての所見を伺いたいと思います。

○松井スポーツ振興課長 第3期計画におきましては、プロスポーツチーム等が行いますスポーツの観戦や応援の機運醸成のほか、スタジアム等を核としたまちづくりへの協力と、食と観光といった魅力を発信することとしております。

今後、引き続き、民間からの提案などの動きがあります場合には、施設の利活用方策について検討を行ってまいりたいと思います。

○赤根広介委員 変わらない答弁で大変残念なのですが、これは事実として、恐らく、数年後には、きたえーるをホームコートとしているレバンガ北海道が、新しく札幌市が造るアリーナのほうにホームコートを移行するということがもうほぼ確定的だと思います。今の札幌ドームと同じように、その後で、さあ、きたえーるの利用をどうしようかと、そうならないようにだけは今のうちからくぎを刺しておきたいというふうに思います。

午前中に今津委員からも質疑がございましたが、きたえーるの指定管理の負担金についてであります。

これも、先ほどとはちょっと違う角度で、これまでの道負担金の推移について、指定管理者制度の導入以前も含めてお伺いをいたします。

○松井スポーツ振興課長 これまでの負担金の推移についてでございますが、平成18年度からの

【第1分科会 11月13日 第4号】

第1期は15億7600万円、平成22年度からの第2期は13億9500万円、平成26年度からの第3期は13億500万円、平成30年度からの第4期は12億7000万円、令和4年度から5年間となります第5期は12億2700万円、単年度平均では2億4500万円となっております。

また、指定管理者制度導入前につきましては、管理委託による単年度ごとの予算措置となっております。指定管理直前の平成17年度の予算額は約5億700万円となっております。

○赤根広介委員 指定管理者制度導入前に比べると半分以下の負担になっているということで、当然、これは指定管理者制度そのものの趣旨に沿っているわけでありますが、一方で、本当にこのまま続けていくとどこまでこの負担金を減らしてしまうのかと。その辺も含めて、今、第5期が始まったばかりであります。この期間は5年間、あと4年間ですけれども、しっかりと次に向けた検討というものを、やはり、所管部としては持っていただきたいと思っております。

そこで、いわゆる外部委託費につきましては、第4期と第5期は同額となっていたわけですが、これらの費用というのは、主に人件費に当たるものでありますので、近年の最低賃金の値上げを踏まえれば、決して過小評価すべきコストではないというふうに考えるわけでありませぬ。そもそも指定期間が1年延びた5年の間に、最賃というのは、もしかした100円ぐらい上がる可能性も十分考えられるわけでありませぬ。この将来のコスト増について、公募時の積算では反映をしていないわけでありませぬ、この点、過去の議論では、関係部と協議するとしていたわけでありませぬ、その後の対応について伺います。

○松井スポーツ振興課長 将来のコスト増についてでございますが、昨年5月、指定管理者制度の改善に向けた検討のため、制度を所管いたします関係部局ときたえーるなどの指定管理者との意見交換会が実施されたところでございます。

北海道スポーツ協会からは、指定管理の運営に当たりまして、条例上限額単価の上昇の抑制や光熱費高騰のほか、外部委託費に係る人件費上昇への対応などについて改善要望、御意見があったものでございます。

負担金の賃金等の積算に関しましては、賃金構造基本統計調査などから全庁的な単価が設定されており、単独施設での変更は難しいことから、引き続き、指定管理者の声を関係部局に伝えてまいります。

なお、光熱費に関しましては、昨年度、燃料費などの著しい価格高騰に伴い、指定管理者制度導入施設の管理運営の安定確保のため、全庁一斉に負担金を増額し、きたえーるにおきましては約2000万円増額したところでございます。

○赤根広介委員 今の答弁ではちょっと分からなかったのが確認なのですけれども、既に、環境生活部としては、関係部としっかり協議をされた結果、難しいということの理解でいいですか、その点、確認させてください。

○松井スポーツ振興課長 指定管理者制度を所管いたします関係部局と指定管理者との意見交換会の実施などを踏まえまして、当部といたしましても、直接、指定管理者制度を所管いたします関係部局にも伝えております。

引き続き、指定管理者の声も併せて関係部局に伝えてまいりたいと思います。

○赤根広介委員 伝えるのはもちろんなのですが、しっかり協議をして次につなげる、そういうことで取り組んでいただきたいと思います。

これから、来年度を見据えたときには、道職員の皆さんの再就職先として、きたえーるを指定管理、運営しているスポーツ協会さんにも、協会長は言うまでもありませんが、一般の職員として3名の方が再就職をしているわけであります。私は、親しみを込めて給料7割おじさんということで、現役時代の7割の給料にすることをこれから策定するわけであります。確かに、きたえーるは、それに間違いなく従わなければいけない団体には該当しないのかもしれませんが、恐らく、基本的にはそういう流れになっていくと思います。その際、今よりも再就職先の3人分の人件費が上がれば、では、どこを削らなきゃいけないかと。そのときに、例えば、立場の弱い非正規の職員の方から1名退職していただかないといけないだとか、そういったことが十分懸念されるわけですね。

そうしたら何が起こるかという、今度は、道庁のスポーツ政策を実務的に担っているスポーツ協会のマンパワーが落ちることになり、当然、政策が停滞するわけであります。そういったことも含めて、来年度の皆さんの再就職に関する改定、これから予算の議論だとかが行われていくと思いますので、それは所管部としてもしっかり頑張っていただきたいと思いますというふうに申し上げておきたいと思います。

そうしたことも含めて、いわゆる自主財源の確保というものも今後大事になっていくわけであります。行政の効率化にとどまらず、民間の創意工夫が発揮できる環境整備につながり、さらなる公共サービスの質の向上にも資するというものと私は考えていまして、そうしたことをこれまでも議論してきたわけであります。皆さんからもそういった答弁はいただいているわけでありますが、こうした協議というものは、指定管理の更新のときの一過性にとどまることなく、やはり、指定期間が5年間なら5年間、常に何ができるかということとを不断に検討して実行していただきたいと思いますというふうに思うわけでありますが、この自主財源の確保に向けてどのように対応していくのか、所見を伺います。

○松井スポーツ振興課長 自主財源確保の取組についてでございますが、昨年5月の関係部局ときたえーるなどの指定管理者との意見交換会を踏まえまして、昨年10月に改定されました「指定管理者制度に関する運用指針」におきまして、施設の設置目的内の自主企画事業については、行政財産の使用許可が不要とされるといった手続の簡素化や、自主企画事業による収入について全て指定管理者に帰属させることを明確にするなど、インセンティブ付与に関する改定が行われたところでございます。

指定管理者であります北海道スポーツ協会は、昨年、スポーツ体験教室など延べ3万人が参加する37の自主企画事業を実施しており、今後、さらなる取組の拡大に期待するところでございます。

○赤根広介委員 取組の拡大に期待するのはもちろんであります。そのためには、指定管理者制

【第1分科会 11月13日 第4号】

度の趣旨というものは十分に理解するわけでありますが、その前提として、指定管理者の経営自体が安定しなければかなわないわけであります。

自主企画事業はもちろんでありますけれども、北海道のスポーツ振興や道民の健康増進にも影響が及ぶことが懸念されるわけでありますので、スポーツ協会の運営が今後も停滞することのないよう、環境生活部としてもしっかりと取り組んでいただきたいということを強く思うわけでありますが、この点、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 スポーツ局長高見芳彦さん。

○高見スポーツ局長 スポーツ振興との関係についてでございますが、きたえーるは、選手の競技力向上を図る場であり、競技会やプロスポーツの観戦の場であるほか、様々な世代の方がスポーツに親しむことができる空間として、本道のスポーツ振興の拠点となっているものでございます。

このため、施設の安定的な運営は、スポーツに親しむ環境づくりという観点からも重要であると認識しておりまして、指定管理に関する現状や課題について制度を所管する関係部局へ伝えるなどし、利用者に対するサービスの質の維持確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、言葉だけではなくて、行動で示していただくことを強く期待するわけであります。

次に、先ほども議論のありましたオリパラの関係でありますけれども、招致について、北海道としても札幌市と連携して取組を進めてきたわけでありますが、まず、2030年冬季五輪・パラリンピック招致の断念に関する受け止めと併せて、これまでの道の取組自体も検証する考えはあるのか、その点、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 オリンピック・パラリンピック連携室長猪股由起さん。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 オリパラ招致についてであります。先月末の面談において、札幌市長から、2030年大会の招致中止に係る経緯の説明や、2034年もかなり厳しいとの認識が示されたことから、知事は、2030年の招致を中止することは本当に大きな決断との認識を示した上で、オリンピック・パラリンピックの開催意義や効果などを踏まえて、今後の招致活動の在り方について議論していく必要があるとの考えを示したところでございます。

札幌市では、11月末のIOC理事会の決定事項に応じて、今後の取組について改めて市議会や地元関係者と協議を行うとともに、これまでの招致活動の検証を行うとしていることから、道としては、引き続き、IOC理事会の動向や今後の札幌市の検討状況などについて情報共有を図ってまいります。

なお、道としては、特段の検証を行う考えはございません。

○赤根広介委員 そういうことではあります。一方で、私は、ずっとこの1年ぐらい、知事の会見の言葉とかを見ていて少し違和感を感じるのが、市民の理解が深まっていないということを知事も認識として示されているのですが、その認識に至る根拠、エビデンスというのは、知事は何を基に判断したのかがずっと分からないまま今日に至っているのですけれども、その点、いかが

なのか、伺います。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 招致に対する市民理解などについてであります。2030年の招致中止につきましては、本年10月初めに、JOCの山下会長から札幌市長に、多くの市民、道民、国民の理解が進んでいるとは言い難いとの認識を示され、また、札幌市長も、市民から依然として多くの不安や懸念の声が寄せられ、招致に対する理解が十分広がったとは言い切れない状況と言わざるを得ないとの考えを示されており、知事としても同様の認識でございます。

○赤根広介委員 それは分かるのですけれども、なぜ知事が同様の認識を持ったのか、その部分について、例えば、何か独自でリサーチしたとか、その辺の根拠があるのかなのか知りたいのです。

○高見スポーツ局長 これまでの市民の状況については、各種報道機関の調査結果や、この夏に札幌市が市民向けに実施いたしました説明会などの状況を踏まえての判断、認識というふうに理解しております。

○赤根広介委員 知事の胸のうちだから、さすがの高見局長も、理解しておりますということで、断定はできないということなのですね。

そうであれば、段階的に、札幌市は去年の春もアンケート調査をやったりしているわけですので、招致に取り組んできた知事としては、少し市民理解が進んでいないなと思ったときに、本当に招致をしたいのであれば、確かに主体者ではないのかもしれないですけども、やっぱり、発信力のある方ですから、招致に向けての活動というのをもっとやっていく姿勢というのが本来あるべき姿だったのじゃないのかなと思うのです。何か、途中からもう完全に人ごと、いや、初めから人ごとだったのかもしれないかもしれませんが、その姿勢が本当に見え隠れしたわけでありましたが、その辺について、皆さん、オリパラ室までせっかくなつくってやってきた中で、知事とのやり取りはどんなことをされていたのか、率直に伺いたいのですけれども、高見さん、いかがですか。

○高見スポーツ局長 道といたしましては、オリンピックの開催意義や効果については理解しているところでございますが、進めるに当たっては、何よりも開催都市であります札幌市民の理解、道民、国民の理解が必要というその姿勢でこれまで取り組んできたところでございます。

○赤根広介委員 その理解を得るための知事としての役割を本当に十分果たしていたのかどうかというのは、非常に疑問なところであります。

それは、また知事に直接聞くとして、いずれにしても、今、招致中止ということで流れが進んでいて、札幌市は、先般、いわゆる道で言うオリパラ室を少し組織改編して人数を減らしたわけでありまして、道庁のオリパラ室というのは今後どうされるのか、伺います。

○猪股オリンピック・パラリンピック連携室長 オリンピック・パラリンピック連携室についてでございますが、オリパラ連携室は、札幌市と連携したオリパラ招致の業務だけではなく、アスリートの発掘、育成や障がい者スポーツの取組なども行っているところでございます。

【第1分科会 11月13日 第4号】

オリパラ招致に関しましては、札幌市から、11月末のI O C理事会の決定事項に応じて今後の取組について改めて協議させていただきたいと説明があったことから、道としては、引き続き、I O C理事会の動向や今後の札幌市の検討状況などについて情報共有を図ってまいります。

○赤根広介委員 今、事業もされているようではありますが、それは、仮にスポーツ局に一元化しても何ら問題はないと思いますので、いずれにしても、限られた人員、マンパワーを有効に活用できるように、組織についても検討していただきたいというふうに思います。

スポーツ王国・北海道の実現に向けては、庁内はもとより、道内市町村や競技団体、経済界との連携を深め、スポーツの成長産業化や地域活性化に資するスポーツ施設を核としたまちづくりの推進などを通じて、誰もが、いつまでも、スポーツに親しみ、可能性を伸ばせる環境づくりに取り組む必要があるわけではありますが、今後の対応について所見を伺います。

○小泉真志副委員長 環境生活部長加納孝之さん。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、スポーツを通じた心身の健康の保持増進や、地域特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現を目指し、多様な主体のスポーツへの参画を促進するため、パラスポーツの体験会や子ども向けスポーツ教室、統合型地域スポーツクラブの設立等を促進する取組などを実施するほか、障がい者スポーツの理解促進と支援の拡大や、スポーツに参加する機運の醸成などを図ることとしてございます。

道といたしましては、これらの取組を着実に進めることで、する、見る、支える、知るといった多様な関わりから生まれるスポーツの持つ力を最大限に活用し、北海道の潜在力を発揮しながら、いつでも、どこでも、そして誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、北海道スポーツみらい会議と連携して地域の活性化につなげてまいります。

○赤根広介委員 いずれにしても、先ほど申し上げたように、この点につきましては知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、犯罪被害者支援についてであります。

道では、平成30年に北海道犯罪被害者等支援条例を制定しているわけではありますが、これまでの取組、そして課題をどう認識しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 道民生活課長本田晃さん。

○本田道民生活課長 犯罪被害者への支援等についてでございますが、道では、令和3年3月に第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定し、国や関係団体等で構成する懇談会の設置、庁内及び市町村職員に対する研修、関連情報の提供など、被害者を支援するための推進体制の整備に取り組んできたところであります。

また、相談体制や情報提供の充実に向け、被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道——SACRACH（さくらこ）の運営、市町村や民間団体の取組を支援するハンドブックの作成、配布、被害者の平穏な日常生活の早期回復に向けた保健、医療や福祉サービスの提供、道営住宅への優先入居のほか、2次的な被害を防止するための一時保護、支援の重要性について道民や事業者の理解を深めるための啓発など、道警察や道教委などの関係機関や市町村と連携しな

がら、総合的かつ計画的に取組を進めてきたところであります。

しかしながら、様々な犯罪等の発生が後を絶たない一方、被害者支援に向けた社会的関心が高いとは言えない状況があるものと認識しております。

○赤根広介委員 道内179市町村の同条例の制定状況について、その現状認識と併せて伺います。

○本田道民生活課長 市町村における条例制定についてであります。基礎自治体として直接的に住民サービスを提供する役割を担う市町村において、犯罪被害者等の支援に特化した条例が制定されますことは、当該市町村全体に被害者支援の意識が広がることに加え、犯罪被害者等が発生した際の支援体制が確保されるなど、法が地方公共団体に求める各般の施策の円滑な実施につながる意義ある取組になるものと考えております。

道内市町村における条例の制定は、令和5年11月現在で18市町村であり、道内市町村数に占める制定率10.1%は、全国平均より約25ポイント低く、全国に比べて取組が進んでいないと認識しており、道といたしましては、道警察などの関係機関・団体と連携しながら、市町村での制定の効果や、道内外の制定状況などをしっかりと伝えていく必要があると考えております。

○赤根広介委員 いまだに、その重要性というものがしっかり認知されていないのかなというふうに危惧するわけでありまして。

昨年の「KAZUI（カズワン）」の沈没事故、大変痛ましい事故が発生しました。斜里町におきましては、先月、清里町、そして小清水町とともに犯罪被害者等支援条例を施行したわけですが、日常生活の支援など各種事業の対象は町民のみであり、遺族らに最大30万円の見舞金を支給するものの、その対象は事件被害者のみとなっており、いわゆる事故被害者は制度から漏れているわけでありまして、仮に町民であっても、事故の被害者は見舞金を受け取ることができない内容となっているわけでありまして。

道では、そもそも支援金の支給を行っていないわけですが、例えば、「KAZUI（カズワン）」のような沈没事故を踏まえますと、被害者は、事業者側からの保険金の支払いが長引き、経済的苦境に陥る可能性も十分考えられるわけでありまして、さらに、生活再建などへの当面の費用も必要となるわけでありまして。

そこで、道条例による支援というものも検討すべきと考えるわけですが、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 暮らし安全局長佐藤圭子さん。

○佐藤暮らし安全局長 犯罪被害者等への支援についてでございますが、国では、関係法令を整備し、犯罪被害者等の精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営めるようにするため、御遺族、重傷病、障がいに対する一時金を給付している一方、事故などの過失事件はその支給対象から除かれていると承知をしております。

また、一部の地方公共団体では、犯罪被害後に直面する経済的負担を軽減するため、見舞金などの制度が設けられておりまして、道内では、10市町村が導入する中で、国の給付制度と同様

に、その支給対象からは全て過失事件が除かれているところでございます。

道としては、引き続き、犯罪被害者等の損害回復や経済的支援などに向け、各種の相談対応に加えまして、日本司法支援センター、いわゆる法テラスと連携した損害賠償費用、弁護士費用の負担軽減や、性犯罪被害者などの医療費負担の軽減などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 確かに、この事業は、環境生活部さんは基本的に予算が少ない中で、さらに少ない1400万円程度の中で、相談事業、あるいは性犯罪への医療提供の体制、こうした支援をしていただいているのは非常に評価するわけでありますが、「KAZUI（カズワン）」の事故、それ以外のことも含めて、例えば、国に対して給付金を求めたときも、申請から給付まで大体9か月ぐらいの長い期間を要するだとか、そういったこともあるわけでありまして。今ちょうど、国の様々な検討が進められているとは思いますが、道としても、そうした実態というものを国に対していま一度しっかり訴えながら、国の制度が拡充されるように取り組んでいただくことを強く求めるわけでありまして。

道として、今後、犯罪被害者等を社会全体で支えて、誰もが安全に安心して暮らすことができる、そんな社会の実現に向け、どう取り組むのか、所見を伺います。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、犯罪被害者等は、犯罪による直接の被害だけではなく、それによって生じる心身の不調や経済的な負担、さらには、周囲の理解不足による心ない言動等から生じる2次被害など様々な問題を抱えることから、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、地域社会全体で支えていくことが重要と認識してございます。

現在、国におきまして、来年5月を目途に進められております被害者等支援の一層の拡充に向けた検討の動向も注視しながら、道といたしましては、引き続き、道民の皆様の御理解の下、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、庁内関係部局はもとより、道警察、道教委をはじめ、国の関係機関・団体、市町村とも連携して、犯罪被害者等への総合的な支援に着実に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 しっかり頑張ってくださいことを期待して、これは知事総括質疑には上げませんので、安心していただければと思います。

最後に、鳥獣対策についてであります。

先ほど来議論があったわけでありまして、令和4年度、道では、ヒグマの関係で、最新のICT等を活用し、出没する経路把握や個体特定を可能とし、出没前の防除の実証を行ったと承知をしております。

そこでまず、実証事業の成果や課題について伺います。

また、昨年度に続き、今年度も同様に、ICT等を活用し、様々な取組をしているわけでありまして、この具体的な取組内容も併せて伺います。

○小泉真志副委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅さん。

○井戸井ヒグマ対策室長 実証モデル事業についてでございますが、本事業では、過去の出没情報

などを考慮し、札幌市、三笠市、紋別市において、ヒグマが移動可能な森林や河川といった侵入経路に着目して、出沒リスクを設定した環境マップを作成したところでございます。

また、効果検証のため、出沒リスクが高いと思われる重点監視エリアを設定し、ヘア・トラップと自動撮影カメラによりモニタリングを行ったところでございます。三笠市では、複数回にわたりヒグマの出沒が確認されたほか、札幌市と紋別市では、期間中、ヒグマは確認されなかったものの、エゾシカの移動経路となっていることを確認したところでございます。

この環境マップにつきましては、今後、環境条件の異なる地域で実証を行うなど、実用性を高めていくことが重要と考えているところでございます。

また、この事業では、生息数の推定や問題個体の特定に活用するため、8個体のデータを用いて、AIの画像認識によるヒグマの個体識別に成功したところであり、今後、より多くの個体データをAIに学習させるなど、個体識別の実用化に向け、精度を高めていくことが必要と考えております。

今年度の取組についてであります。今年度は、複数市町村による広域的なヒグマ出沒対応体制の整備や連携に寄与することを目的として、農地や河川、山林などヒグマの侵入経路となる環境要素がつながっている旭川市、比布町、鷹栖町において実施しているところでございます。

具体的には、旭川市へ隣接する町から侵入の可能性が高い地点を重点監視地点として、複数箇所自動撮影カメラなどでモニタリングを行い、画像解析によりヒグマと判別された場合は、メールにより関係者に自動通知することで、関係自治体が連携した対応を行う実証、検証を行っているほか、樹木の葉の茂り具合の時期や河川敷や農地、広葉樹林地といった環境を考慮し、ヒグマ探索にドローンが活用できる場面や可能性について実証、検証を行っているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、もしかしたら、道庁の中で環境生活部さんがAIを含めた最先端技術を最も活用、実装しているのかなと。素晴らしい取組ですので、引き続き、頑張ってくださいと思います。

私も、ヒグマの関係で議論するのは、第2期の管理計画策定のときにはかなり議論させていただいて、久々なのですが、当時から状況がさらに様々変わっているなという印象なのです。

特に今、問題となっている市街地の関係でありますけれども、本当に出沒が増加しているわけでありまして、一定の条件の下、有害性の判断によらず、例外的に緊急対応を行うことができる判断基準を管理計画では設定するとしているわけでありまして、具体性がいまいち判然としないわけでありまして。この対応について、課題をどう認識しているのか、伺います。

また、先般、国会の議論におきましても、この判断基準の明確化について議論があったと承知をしておりますが、この点、道として、どのような認識を持ち、どのような対応が必要と考えているのか、併せて伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 市街地等での対応についてであります。市街地に出沒した際は、有

害性を判断している時間的余裕がなく、事故の危険性が高まることから、昨年4月に改定したヒグマ管理計画では、ヒグマ出没時の有害性判断フローに、新たに、市街地、集落、人家稠密地域などに出没した際には、段階的に有害性を判断するのではなく、直ちに出没による重大な被害などのおそれがある場合は、緊急対応型問題個体と判断し、対象個体の確実な排除も視野に対応するフローを加えた見直しを行ったところでございます。判断フローにつきましては、出没状況など実態を踏まえながら、適宜検討を行うことが必要と認識しておりまして、市町村における実態や御意見を把握するとともに、専門家などからの御意見も踏まえながら、市街地での対応が円滑に進むよう取り組んでまいります。

また、10月31日に開催されました参議院予算委員会において、国家公安委員長が、警察官職務執行法第4条に基づく発砲に関し、警職法の解釈や適用事例を通達し、現場で適切に判断できるようにしているが、さらに対応したいと発言された旨の報道があったところでございます。

道としましては、人家周辺等での銃器の使用につきまして、関係法令の運用基準を明確にすることが必要と認識しておりますことから、国に対して要望してきたところであり、今後の国における対応を注視してまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 確かに、道の管理計画でも、フローを見直しても、やはり、いざ現場でそれを基にどう判断していくかということが今度は重要になっていくわけでありますので、今、国の議論もあるわけでありますが、国の議論が一定程度の方向性を見たときには、道としてしっかりそれに対応できるように備えというものを頑張っていたいただきたいというふうに思います。

地域での対応については、先ほどの議論で承知をいたしましたので、割愛をします。

次に、春期管理捕獲についてであります。参加した自治体などからはどのような意見が寄せられているのか、また、それらを含め、成果や課題をどう認識しているのか、伺います。

それから、今年の実施を踏まえ、春期管理捕獲の在り方をどう考え、取組を進めるのか、併せて所見を伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 春期管理捕獲についてであります。人への警戒心を植え付け、人里への出没を抑制するため、令和5年春から開始した春期管理捕獲は、27の市町村などに捕獲許可を行い、2月9日から5月20日までの間、全道で延べ804名が従事し、20頭の捕獲があったところであり、ヒグマ保護管理検討会では、春期管理捕獲を一層進めるためには、インセンティブの付与や市町村への働きかけが重要との御意見をいただいたところでございます。

本年5月には、市町村に対しまして意向や課題についてアンケートを行い、その結果、88%の市町村が、積極的に行うべき、継続すべきとする一方、今後の実施についての意向は、実施したいが19%、今後検討が49%、また、実施に当たっての課題としては、関係者の調整が難しい、経費不足がそれぞれ36%、35%となっており、実施意向を持つ市町村は多いものの、捕獲従事者の確保や経済的な支援が不足していることなどが課題となっている自治体が多いものと認識しております。

令和5年春の実績や市町村へのアンケート結果を、有識者から成るヒグマ保護管理検討会に報

告し、御意見をいただいたところ、春期管理捕獲の強化など、ヒグマの増加を止めるための取組が急務であることや、捕獲を一層進めるためにはインセンティブの付与や実施主体である市町村への働きかけが重要との御意見をいただいたところであり、道といたしましては、こうした御意見を踏まえて春期管理捕獲の強化に向けた検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○赤根広介委員 このアンケート結果は、まさにヒグマ対策が直面している課題を顕著に表しているなというふうに思うわけであります。

そこで、道では、ヒグマによる人的被害の防止に向け、ハンターへの報酬や出動経費などに対する支援制度の創設を環境省に要望していると承知しているわけであります。

一方で、今年の春期管理捕獲でハンターに出動報酬などを出した自治体がある一方、そもそも道からの報奨金はないわけでありますが、まず、その理由について伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 報奨金についてであります。鳥獣の捕獲には、狩猟と、知事等の許可を受けて行う許可捕獲があり、ヒグマの許可捕獲は、これまで、必要な経費の負担も含め、市町村等が実施しており、春期管理捕獲につきましても、この許可捕獲の枠組みの中で実施してきたものでございます。

以上です。

○赤根広介委員 一方で、先ほどのアンケート結果では、いわゆるインセンティブの付与、さらには経費の不足、そうしたものが大きな課題として挙げられているわけでありますので、道としても、ハンターへの報奨金制度を早急に創設すべきと考えるわけでありますが、所見を伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 今後の対応についてであります。ヒグマ保護管理検討会では、春期管理捕獲の強化など、ヒグマの増加を止めるための取組が急務であるとの御意見がございまして、来年の春期管理捕獲の実施に向けて、積極的に捕獲を促すための効果的な方策の検討を速やかに行ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 この春期管理捕獲は、計画どおりいけば来年の2月からの実施ということであります。今、効果的な方策の検討ということで、これはインセンティブや報奨金の類いだらうというふうに想像するわけでありますが、そうであれば、当然、2月からの実施でありますので、年内、すなわち今月末から始まる第4回定例道議会には必要な関連予算というものを提案する必要があるわけでありますが、そういう理解、受け止めでよいのか、確認します。

○小泉真志副委員長 自然環境局長竹本広幸さん。

○竹本自然環境局長 ヒグマ保護管理検討会の御意見なども踏まえまして、積極的に捕獲を促すための効果的な方策について、来年の春期管理捕獲の実施に向けまして、現在、鋭意検討を行っているところでございます。速やかに検討を行っていきたいと思っております。

○赤根広介委員 今日のところは、この程度にとどめたいと思います。

それで、これは大事な話なので質問するのですが、実は、11月1日、2日と、議会運営委員会の道内調査でオホーツク管内へ行きまして、船橋委員長のお膝元でおいしい焼き肉を食べてきたわけですが、それはいいのですけれども、その際、バスのガイドさんからお願いされた話なのですけれども、いわゆるインバウンドも含めて、やっぱり、道内であまりヒグマになじみのない方々に対する注意喚起をしっかりとやっていただきたいと。何の注意もなく、近づいたり、付け回したりする人が本当に目につくということで、あれはいつ事故に遭ってもおかしくないと。事故が起こると、例えば、知床だったら、またそういう被害があれば観光客が行けなくなってしまうとか、2次被害、3次被害も発生するおそれがあるということで、ガイドさんからの切実な訴えがあって、そうしたら、船橋委員長が、いや、赤根さんが質問するから大丈夫だというふうに言われまして、今回質問するのですけれども、ぜひ、インバウンドを含めて、観光客も、住民もなのですけれども、安全確保についての課題というものを認識し、そうした注意喚起などにしっかり取り組んでいただきたいと思うわけですが、まず伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 注意喚起についてであります。ヒグマに近づき撮影や餌を与えるなどの不用意な行為は、危険なほか、人慣れする個体を生み出すおそれがありますことから、ヒグマとの正しい付き合い方について、道民はもとより、本道を訪れる旅行者などにも啓発をしていくことが大切と考えております。

道では、道民だけではなく、本道を訪れる旅行者などにも広く注意喚起を促すため、人身事故の発生が懸念される場合は注意報を発出し、報道機関への発表をはじめ、ホームページ、SNSを通じて周知を行っているほか、事故を防ぐための行動などを示したリーフレットを作成し、広く配布しているところでございます。

また、今年の夏には、道と包括連携協定を結んでいる日本航空株式会社北海道支社の御協力により、道内空港到着便の機内において、ヒグマ人身事故防止に向けたアナウンスを行っていただいたところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 一つは、アナウンスはいいのですけれども、ないよりはいいのですけれども、ただ、これから北海道旅行だという人が、そんなアナウンスをちゃんと聞いているかというところ、そこはそれぞれなのでしょうけれども。

もう一つは、団体旅行の人は、バスに乗って、それでいいと思うのですが、やっぱり、今、インバウンドも含めて、レンタカーを借りての個人旅行が主たる旅行形態になりつつありますので、そこで、まず一つお願いは、リーフレットですね。多分、日本語版しかないと思いますので、リーフレットもポスターも、まず多言語のものを作ってください。私が思いつく対策の一つとしては、やっぱり、レンタカー屋さんに、そのリーフレットを、多言語のものも含めて置いていただいて、必ず、ヒグマについて一言、注意喚起をしていただければ、まさに航空会社とやっつけていただいているような包括連携協定をレンタカー屋さんとも結んでいただくと。思いつくものは何でもいいです。注意喚起になるものであれば、そうした対策をぜひ取り組んでいただきたい

と思いますので、その点、所見を伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 普及啓発についてであります。ヒグマ保護管理検討会からも普及啓発については重要との御意見をいただいておりますことから、我々としても、インバウンドも含めて、普及啓発できるところから、できることを順次対応してやっていきたいと思っております。

有効な普及啓発につきまして、専門家の意見も踏まえまして、今後、積極的に検討してまいりたいと思います。

○赤根広介委員 取りあえず、まずはやれることといたら、多言語版のリーフレット、ポスターを作ることだと思いますので、そこはもうやるということで理解しましたので、補正予算を楽しみにしています。

最後に、エゾシカの関係ですけれども、まず、令和4年度のエゾシカ対策推進事業の予算、決算、不用額について、その要因と併せて伺います。

○小泉真志副委員長 エゾシカ担当課長高杉聖さん。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカ対策に係る令和4年度の事業実績についてであります。エゾシカ対策推進費については、予算額1012万円に対し、決算額は947万円、不用額は65万円となっており、主に調査費等の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものであります。

エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費については、予算額7361万円に対し、決算額は6752万円、不用額は609万円となっており、主に捕獲事業の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものであります。

エゾシカ有効活用推進事業費につきましては、予算額551万円に対し、決算額は482万円、不用額は69万円となっており、主にイベント等開催の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものであります。

エゾシカジビエ利用拡大推進事業費については、予算額7152万円に対し、決算額は4583万円、不用額は2569万円となっており、主に食肉処理施設への捕獲個体搬入に対する狩猟者への補助金が前年度より増加したものの、想定よりも少なく残額が生じたことなどによるものであります。

エゾシカ捕獲困難地対策事業費については、予算額5351万円に対し、決算額は4531万円、不用額は820万円となっており、主に捕獲数が想定よりも減少し、委託料に残額が生じたことなどによるものであります。

○赤根広介委員 予算規模の割に、ちょっと不用額の割合が多いものも見られるので気になるところであります。今年度、エゾシカの捕獲推進プランでは18万5000頭を捕獲の目標として定めているわけですが、この達成に向けての取組について伺います。

○竹本自然環境局長 捕獲対策の取組についてであります。道では、適正な個体数管理のため、市町村による有害捕獲に加え、平成27年度から、環境省の交付金事業を活用しまして、道自らも鳥獣保護区などにおける捕獲に取り組んでいるほか、令和4年度からは、農林水産省の交付金事業を活用して、地元市町村が捕獲困難な市町村境界などにおいて捕獲事業を開始したところ

です。

今年度は、特に被害が多い全道16か所の鳥獣保護区や自然公園、銃猟禁止区域等で捕獲事業に取り組むほか、森林管理局による捕獲事業を拡充していただくなど、捕獲目標の達成に向け対策を強化しており、今後とも、国に対して必要な予算の確保を強く働きかけながら、猟友会や農業団体など関係機関と連携を強化し、市町村や道による捕獲の上積みに向けまして、捕獲の実効性の確保に努めるなど、効果的な対策を進めてまいります。

以上です。

○赤根広介委員 たくさん捕獲していただいた後、大事なのが利活用なわけではありますが、流通拡大を図るため、「稼ぐジビエ」のマーケティングモデルを創出するとしておりますが、このブランド化や流通拡大などの成果及び課題の認識について伺います。

○竹本自然環境局長 マーケティングモデル創出事業についてであります。令和4年度は、一般消費者に対して、道認証のエゾシカ肉の魅力伝える動画コンテンツを制作し、これまで再生回数が約7万回と多くの方に視聴いただいております。

また、食肉加工の担い手育成を目的として、大学生や高校生などを対象に、道の認証施設において食肉加工に関する講義や体験活動を行い、33名の参加者によるアンケートでは、4割の方から、エゾシカの食肉加工に関連する就業や起業に前向きな回答があったほか、食肉加工の有識者検討会を開催し、国の地理的表示保護制度、いわゆるG I登録などブランド価値向上の検討を行ったところです。

道としては、今後、エゾシカ肉の一層のブランド化や流通拡大を図るため、認証肉のさらなる高品質化やジビエの高級食材、皮革製品への利用など、エゾシカの多面的な価値を最大限に引き出していくことが課題であると考えており、さらなる有効活用の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○赤根広介委員 パイは少ないものの、4割の方が就業、起業に関心があるということですので、ぜひ、そういった方々の願いがかなうようにさらなる取組をしていかなければいけないわけではありますが、エゾシカ肉の品質向上、流通拡大のための推進事業に今年度は取り組むとしているわけではありますが、この具体の取組と、例えば、食肉販売量などの目標値について伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 今年度の取組などについてであります。8月に東京での道産品商談会で、食肉やペットフード、皮革製品への活用など、幅広い分野での利用をPRしたほか、シェフや栄養士、皮革事業者の方々を対象とした、関西圏などでのエゾシカセミナーの開催に加え、道内の食品開発担当者、バイヤーの方々によるエゾシカジビエツアーを開催し、新たな商品開発を促すとともに、食肉関連団体と連携し、認証肉のさらなる高品質化に向けた品質管理マニュアルの作成にも取り組むこととしており、エゾシカの食肉利用率について、令和4年度の27%からのさらなる向上など、一層の有効活用を目指しているところであります。

○赤根広介委員 令和4年度の27%からのさらなる向上というのは、これは当然の話ですので、

何かもうちょっと具体的な目標値を、これに限らずなのですけれども、設定するのも検討されたいかがかなというふうに思うわけであります。

最後になりますが、深刻さが増すヒグマ、あるいはエゾシカを含めた野生鳥獣被害に対し、今後どう取り組むのか、最後に部長の所見を伺い、部長の答弁を聞く前に恐縮ですが、この問題は知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、エゾシカにつきましては、指定管理鳥獣に指定されたことに伴いまして、道自らの捕獲にも取り組み、今年度は捕獲目標を大幅に引き上げるなど、適正な個体数管理に向け、対策を強化しているところでございまして、今後とも、捕獲目標を適宜見直しながら捕獲の実効性の確保を図ってまいります。

ヒグマにつきましては、人とのあつれきがかつてないほど高まっているとの認識に立ちまして、ヒグマ管理計画の充実に向けて見直しを行うこととし、適正管理のための捕獲目標の設定やゾーニング管理の導入などについて検討を進めますとともに、春期管理捕獲につきましては、ハンターの育成や人里周辺への出没抑制などといった目的を市町村に十分周知し、市町村アンケートや専門家の御意見を踏まえて、積極的に捕獲を促す方策を検討し、取組を強化いたしますほか、専門的知見を有する職員の確保、配置に努め、現場対応力を向上させるなど、一層の危機感を持って抜本的な対策の強化に取り組んでまいります。

○小泉真志副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

寺島信寿さん。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、伺ってまいります。

初めに、文化振興についてです。

本年5月にコロナが5類に移行しまして、経済活動も再開しました。長らく停滞していた人の流れが戻りつつあります。この流れを捉えまして、世界遺産・縄文、ウポポイ・アイヌ文化、北海道立総合博物館など、北海道の魅力を積極的に発信し、文化振興につなげていくことが重要と考えます。

そこで、伺ってまいります。

まず、縄文遺跡群の活用についてです。

縄文遺跡群への誘客促進のため、令和4年度事業でどのような取組を実施してきたのか、どのような成果があったのか、伺います。

また、令和4年度の成果を受けまして、令和5年度はどのような事業に取り組んでいるのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 縄文世界遺産推進室長家山正吾さん。

○家山縄文世界遺産推進室長 誘客促進のための取組についてであります。道では、北海道の縄文の価値、魅力を広く伝え、多くの方々に遺跡を訪れていただけるよう、令和4年度におきま

【第1分科会 11月13日 第4号】

しては、北の縄文ポータルサイトを制作し、道内の縄文遺跡の紹介のほか、関連イベントや周遊ルートなどの情報を集約して集中的に発信しています。

また、若年層を中心とした誘客を促進するため、SNS動画を活用した広告配信を行い、再生回数が約350万回に達したほか、東京と大阪において、北の縄文をPRするイベントをそれぞれに2日間開催し、東京では約4700人、大阪では約2500人の来場があったところです。

さらに、今年度は、登録2周年を記念した展覧会を北海道博物館で開催し、約4万3400の方々々に御来場いただくとともに、札幌市内で開催した記念シンポジウムには約300の方々々が参加され、世界遺産や縄文遺跡群についての理解が深まった、遺跡や資料館を訪問したいなどといった声があり、これらの取組を通じて縄文遺跡群の認知度や興味、関心の向上につながったものと認識しております。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

縄文遺跡群については、道内の構成資産は広域に分散して、一日で全てを訪れることが難しいため、誘客促進のみではなく、遺跡の周遊を促す取組も重要と考えます。

このような観点も踏まえまして、道として、縄文遺跡群の活用に関し、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○家山縄文世界遺産推進室長 今後の取組についてであります。道では、昨年度に制作いたしましたポータルサイトの多言語化により、周遊ルートなどの情報を海外向けにも提供し、発信力の強化を図ることとしており、また、先月からNFTを活用したデジタルスタンプラリーを開始し、若年層や新規層などによる遺跡群への誘客と周遊を促すこととしております。

このほか、道教委や観光部局との連携や、観光振興機構が主催する教育旅行相談会に参加するなどいたしまして、教育旅行を含めた観光誘致にも取り組むとともに、地元ガイドの交流研修などを今年度も引き続き実施し、遺跡を訪れる方々の満足度向上に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、北海道立総合博物館についてです。

道では、本年3月に北海道立総合博物館をはじめとする野幌森林公園エリアの活用に関する方針を策定しておりますが、北海道立総合博物館のそれぞれの施設の入場者数について、直近3年間の推移について伺います。

また、こういった入場者数の推移について、どのように分析し、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○小泉真志副委員長 文化振興課長越田習司さん。

○越田文化振興課長 北海道立総合博物館の入場者数などについてでございますが、北海道立総合博物館を構成する3施設の直近3年間の入場者数は、北海道博物館が、令和2年度4万3664人、令和3年度3万7532人、令和4年度12万4391人、北海道開拓の村では、令和2年度5万8588人、令和3年度4万414人、令和4年度12万247人、自然ふれあい交流館では、令和2年度2万3790人、令和3年度1万9893人、令和4年度2万7480人となっており、いずれの施設においても、令和2年度に大幅に減少し、令和3年度はさらに落ち込んだものの、令和4年度からは回復

傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による影響が主な要因と考えております。

こうした状況を踏まえまして、各施設とも感染症対策の徹底を図りつつ運営に取り組んできたところであり、例えば、北海道博物館では、入場者数に制限を設けた上での開館や、子どもたちが家庭にしながら学ぶことのできる「おうちミュージアム」を開設する一方で、昨年度からは、休止しておりました特別展を再開したところであり、また、北海道開拓の村や自然ふれあい交流館では、野外を活用できるという特性を生かし、入場制限を行わない中で、四季を感じることでイベントや観察会を開催するなど、感染状況の推移などを見極めながら、状況に応じた取組を行ってきたところでございます。

○寺島信寿委員 ぜひ、ポストコロナの新しい流れをつくっていただければと思います。

次に、野幌森林公園エリアの活用に向けた今後の取組についてです。

本年9月には、道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの文化観光拠点計画が、文化観光推進法に基づく国の拠点計画として認定を受けたものと承知しております。

このエリアの活用に向けて、今後どのように取組を進めていくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 文化局長塚田みゆきさん。

○塚田文化局長 野幌森林公園エリアの活用に向けた取組についてでございますが、道といたしましては、利用者の方々が、本道の歴史や文化、自然を体感し、交流できるにぎわいのある空間の創出を目指し、文化観光推進法の拠点計画としての認定を契機に、北海道の独自性がより鮮明に伝わる展示資料の多言語化やデジタル化、さらには、VRやAR等を用いた体験型コンテンツの充実を図りますとともに、北海道観光振興機構や施設の指定管理者でございます北海道歴史文化財団などと連携を強化しながら、国内外にその魅力を発信するなど、より多くの皆様にこのエリアを訪れていただけるよう取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、アイヌ関連事業についてです。

アイヌ文化の振興について、令和4年度はどのような取組を行い、どのような成果があったのか、伺います。

また、令和4年度の取組を踏まえ、令和5年度はどのような事業に取り組んでいくのか、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 象徴空間担当課長高石浩子さん。

○高石象徴空間担当課長 アイヌ文化の振興に係る取組についてでございますが、令和4年度は、テレビCMやウェブを活用し、ウポポイや道内各地のアイヌ関連施設の魅力を発信するとともに、人気漫画と連携したスタンプラリーの実施、アイヌ工芸品のアンテナショップ開設や、工芸家とバイヤー等とのマッチングイベントの開催などに取り組んできたところでございます。

スタンプラリーの参加者は約2万2000人、工芸家とバイヤー等のイベントでは63組がマッチングされたほか、アンテナショップのアンケートにおきまして、約9割の方が、常設展の開設を希望するなど、アイヌ文化の認知度や興味、関心の向上につながったものと考えております。

今年度は、アイヌ文化の新たなファン層の発掘や裾野の拡大、道外での認知度の向上に向け、

【第1分科会 11月13日 第4号】

家庭でも手軽に調理できるアイヌ料理新レシピを開発し、道内各地で開催する料理教室や動画配信で活用するほか、道内の高校、大学への工芸家による出前講座やインターンシップを実施するとともに、年明け1月から2月を「首都圏におけるアイヌ文化発信強化期間」とし、羽田空港におけるアイヌ文化発信イベントの開催など、集中的なプロモーションを行うこととしております。

○寺島信寿委員 次に、アイヌ工芸品の発信についてです。

アイヌ文化を発信し、理解を深めるためには、アイヌ文化の一つである各地域で制作されているアイヌ工芸品を、道内を訪れる方にも幅広く紹介していくことが必要と考えますが、アイヌ工芸品のPRなどの取組について伺います。

○小泉真志副委員長 アイヌ政策課長鈴木昭弘さん。

○鈴木アイヌ政策課長 アイヌ工芸品についてでございますが、二風谷イタ、二風谷アットゥシは、その技術的技法が100年以上にわたりまして、多くの作家の試行錯誤、改良を経て確立されたものとして、道内では、国の伝統的工芸品に指定されるなど、文化的価値が高く、将来へしっかりと継承すべきものと考えております。

このため、道では、アイヌの方々の高い技術による伝統的な工芸品を道内を訪れた方々へ紹介し、アイヌ文化に関心を持ってもらうため、多くの方々が利用する新千歳空港センタープラザや白老駅北観光インフォメーションセンターにおきまして、アイヌの工芸師による木彫や刺しゅうなどの制作実演イベントを、昨年度、20日間開催をいたしまして、延べ6200名の方々に来場いただいたところです。

このうち750名の方々には、実際に木彫や刺しゅうの制作体験を通じまして、アイヌ工芸品のぬくもりや風合いを肌で感じていただくなど、そのPRやにぎわいの創出につなげたところがございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

本道は、ウポポイや縄文世界遺産、北海道博物館など魅力的な文化資源がありますが、さらなる人の呼び込みを図るため、その魅力を発信し、認知度を向上させることが必要と考えます。

来道者の多くが新千歳空港を利用する中、空港や札幌駅、赤れんがなど利用者が多い施設等でしっかりとPRして、足を運んでもらうような人の流れをつくることが重要と考えますけれども、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 環境生活部長加納孝之さん。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、国内外からの人の流れの増加は、文化施設におきましても、新たなファンの掘り起こしなど来場者の増加を図る好機でございます。施設の受入れ体制の充実、向上はもとより、来訪意欲を高めるための情報発信が重要と考えてございます。

このため、道では、それぞれの施設等の特色を生かしましたイベントの実施や、特別展の開催などに取り組みますとともに、多言語による各施設のホームページや、周遊コースや食など関連

情報を含めたポータルサイトのほか、道内における文化施設の魅力を集約、発信する北海道デジタルミュージアムを活用した情報発信などに努めてきたところであります。

道といたしましては、今後、国内外からのさらなる来訪者数や機会の拡大に向け、アイヌ文化や縄文世界遺産をはじめとする本道の歴史、文化等に興味や関心を抱いていただき、訪問や周遊につなげていただきますよう、国や市町村、北海道観光振興機構や関係団体とも連携を図りながら、駅や空港のほか、来道される方の多くが訪れる場所や施設における効果的なPRなどに努め、独自性や多様性に富んだ本道の自然、歴史、文化の価値や魅力の発信に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 先般、北海道博物館へ行きまして観覧してきましたのですけれども、北海道の歴史、自然の全般を展示していて、非常に素晴らしいなと思いました。

歴史を学ぶということは、将来の北海道をどうするかと考える時間がすごくできましたし、また、アイヌ文化を学ぶということは、多様性を学び、平和を希求するということに直結しますし、1人でも多くの子どもたちに見てほしいなと思いました。さらに、教育にもつながるし、経済にも多くつながっていくということで、より多くの人に見ていただけるような流れをしっかりとつくっていただければなと思います。

この問題は非常に重要だと思っておりますので、特に文化資源を積極的に活用していくということ、地域づくり、人づくりを推進していくということで、知事にお考えを直接聞きたいと思っておりますので、委員長にお取り計らいのほどをよろしく申し上げます。

次に、エゾシカの有効活用についてです。

道では、捕獲したエゾシカの有効活用に向けて、食肉への利用を中心とした取組を進めており、高度な衛生管理を行う食肉処理施設を認証する制度を平成28年度から運用し、安全、安心なエゾシカ肉のブランド価値の向上に努めているものと承知しております。

そこで、道のエゾシカ肉の有効活用の取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、エゾシカの有効活用推進事業についてです。

エゾシカ肉処理施設認証制度の運用や、エゾシカ肉の様々な場面における利用機会の拡大を図ることを目的としたエゾシカ有効活用推進事業の令和4年度の取組実績について伺います。

○小泉真志副委員長 エゾシカ担当課長高杉聖さん。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカ有効活用推進事業についてであります。本事業は、安全、安心なエゾシカ肉の提供に向けたエゾシカ肉処理施設認証制度の運用と、道内外での家庭やレストラン、給食などでの利用拡大を二つの柱として実施しております。

認証制度につきましては、令和4年度に新たに厚岸町と鶴居村の2施設を認証しましたほか、認証取得を希望する1事業者に対し、衛生管理の助言を行うため、専門的知識を持つ事業者をアドバイザーとして派遣しております。

また、利用拡大につきましては、10月に神戸市、11月に東京都内で、シェフや栄養士を対象に料理や給食利用をテーマとしたセミナーを開催しましたほか、道内の小中学校などを対象にし

【第1分科会 11月13日 第4号】

た、食肉や皮革製品への活用など、エゾシカの多面的な価値などを学ぶ出前講座の開催や、エゾシカ肉の旬である12月から2月に、道内106店舗の飲食店等で肉や料理を提供するエゾシカフェアを実施したところであります。

○寺島信寿委員 次に、狩猟による捕獲の推進と、ジビエの利用拡大を目的としたエゾシカジビエ利用拡大等推進事業の令和4年の取組実績について伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカジビエ利用拡大等推進事業についてであります。本事業は、狩猟で捕獲したエゾシカをジビエとして利用いただくため、捕獲したエゾシカを食肉処理施設へ搬入する際の支援と、処理後の内臓など残滓の処理に対して補助しております。

令和4年度は、搬入の補助については、10月から1月までの期間、狩猟者に対して1頭当たり8000円を補助し、狩猟者128人に対し約2700万円を補助したところであり、残滓の処理については、食肉処理施設に対して1施設当たり200万円を上限として補助しており、食肉処理施設14施設に対し、約1800万円の補助を行ったところであります。

○寺島信寿委員 次に、エゾシカの食肉利用に関し、捕獲頭数に対する食肉処理頭数の割合は近年どのように推移しているのか、伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 エゾシカの食肉利用の状況についてであります。10年前の平成25年度は15.9%、5年前の平成30年度は23.8%、令和元年度は26.4%と増加の傾向にあったものの、令和2年度はコロナ禍の影響などにより22.5%と一時的に減少しましたが、令和3年度は23.2%、令和4年度は27.0%と増加に転じております。

○寺島信寿委員 次に、エゾシカ肉処理認証施設についてです。

道の認証を受けている施設数と道内の食肉処理施設数に占める割合、また、食肉として処理されるエゾシカのうち、認証施設での処理の割合について伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 道の認証施設数などについてであります。令和4年度末における認証施設数は17施設であり、道内の食肉処理施設に占める割合は19.8%となっております。

また、令和4年度に食肉として処理されたエゾシカのうち、認証施設で処理された割合は38.7%となっております。

○寺島信寿委員 次に、食肉処理施設への搬入についてです。

道認証の要件として定められているエゾシカ衛生処理マニュアルでは、捕獲した個体のまま速やかに食肉処理施設へ搬入することとされておりますけれども、その理由について伺います。

また、山中での捕獲など速やかな搬入が困難な場合もありますことから、有効な対策が必要と考えますけれども、道の所見を伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 食肉処理施設への搬入についてであります。エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱では、認証を受けるための基準としてエゾシカ衛生処理マニュアルを遵守することを定めており、このマニュアルでは、エゾシカ肉の食品衛生上の安全性確保のため、屋外での内臓摘出は、外皮や土壌等により、捕殺した個体が汚染されるおそれがあることや、食肉処理施設への運搬に時間を要した場合には、個体内で微生物の増殖が懸念されるなど、衛生上のリスク

が高まることから、捕獲した個体のまま速やかに施設へ搬入することとしております。

また、捕獲場所が食肉処理施設から遠いなど速やかな搬入が困難な場合、現地で食肉処理施設と同様に衛生的なエゾシカの一時処理を行うことが可能な移動式処理解体車の活用が有効と考えており、エゾシカ衛生処理マニュアルの中で、このような解体車の利用を衛生管理のモデルの一つとして示しております。

○寺島信寿委員 ただいま、捕獲場所が食肉処理施設から遠く速やかな搬入が困難な場合は、移動式処理解体車の活用が有効との答弁がありました。

食の安全、安心を掲げる道におきまして、例えば、認証肉の流通を拡大するためには、より多くの事業者と同認証を取得していただく必要があると考えます。しかし、現状では、認証を取得している処理施設数は全体の約20%です。一方、事業者が屋外で内臓摘出を行わずに道認証を取得するためには、移動式処理解体車、いわゆるジビエカーを導入する必要がありますが、車両自体がとても高額だと伺っております。

この際、捕獲個体を食肉処理施設に速やかに搬入できない事業者が道認証を取得しやすいようにするため、高額な移動式処理解体車の導入費用に対する助成などが有効と考えますけれども、見解を伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 処理解体車導入への助成についてであります。農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では、解体機能を有する車両のリース導入に対する支援として、1500万円を上限とした費用の2分の1以内の助成を行っており、道としては、今後とも、事業者の負担軽減につながる有効な措置として助成制度の活用を促してまいります。

○寺島信寿委員 次に、エゾシカ肉の消費拡大についてです。

エゾシカ肉の消費拡大を図るために、ジビエの高級食材としての認知度を高めることなどが重要と考えますけれども、これまでの道の取組状況について伺います。

○高杉エゾシカ担当課長 認知度向上の取組についてであります。道では、これまで、道内の認証施設で生産された認証肉について、「シカの日」やエゾシカフェア、出前講座などを開催し、認知度の向上や消費拡大に取り組んできたほか、エゾシカ肉のおいしさなどの魅力を発信するセミナーを各地で開催し、食肉やペットフードへの活用など、幅広い分野で利用をPRしてきたところであります。

令和4年度は、認証施設で生産される安全、安心なエゾシカ肉の魅力について、動画コンテンツを作成し、動画配信サービスやテレビ番組などで広くPRするとともに、シェフなどを対象としたエゾシカセミナーを神戸市で開催するなど、エゾシカ肉の高級食材としてのブランド価値の向上や、さらなる認知度の向上に取り組んだところであります。

○寺島信寿委員 首都圏とか関西圏とかの名立たるミシュラン獲得のレストランが、相当、本道の鹿肉を使っているというふうに聞きます。新しい流れなのだなと思います。

最後に、このエゾシカの有効活用の推進に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、有効活用を推進するためには、エゾシカ肉の認知度の向上、需要拡大に向けた取組と併せて、ジビエの高級食材や皮革製品への利用など、エゾシカの多面的な価値を最大限に引き出していくことが重要というふうに考えてございます。

今年度におきましても、栄養士や皮革事業者の方々を対象とした道外でのエゾシカセミナーの開催に加え、道内の食品開発担当者、バイヤーの方々によるエゾシカジビエツアーを開催し、新たな商品開発を促すとともに、食肉関連団体と連携し、認証肉のさらなる高品質化に向けた品質管理マニュアルの作成にも取り組むこととしておりまして、今後、エゾシカ協会など関係団体との連携を一層強化しながら、エゾシカを原材料とする製品が本道を代表するブランドの一つとして広く認識、確立されますよう、さらなる有効活用の推進に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 終わります。

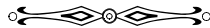
○小泉真志副委員長 寺島委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩



午後3時29分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○清水拓也委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史君。

○今津寛史委員 今津寛史です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、ドローンの利活用についてお伺いします。

広大な面積を有し、少子・高齢化や人口減少が進む本道では、労働人口の減少が大きな社会問題となっています。

遠隔操作や自動制御によって飛行するドローンは、業務の効率化や省人化の手段として様々な産業分野での活躍が期待されており、地域課題の解決手法の一つとして注目をされています。

そこで、道におけるドローンの利活用について、以下、伺ってまいります。

まず、ドローンワンストップ窓口についてであります。

様々な分野で活用が期待されるドローンについて、ほっかいどうドローンワンストップ窓口を設置し、ドローン利用者や民間企業からの相談対応、関係機関との調整を行い、企業とのマッチ

ング等につなげていくことは大変有用なものと考えております。

これまでどのような成果が得られたのか、伺います。

○清水拓也委員長 デジタルトランスフォーメーション推進課長漆崎卓哉君。

○漆崎デジタルトランスフォーメーション推進課長 ドローンワンストップ窓口についてですが、道では、令和4年4月に、ほっかいどうドローンワンストップ窓口を設置し、ドローンの飛行に必要な申請手続ですとか、ドローン関係企業と利用者とのマッチングなどに関する相談に対応するとともに、飛行ルールや各地での活用事例、各種イベントなどの情報発信を行ってきたところでございます。

こうした取組を通じ、道内における具体的なドローンの活用をサポートしてきており、自治体が有する土地や施設をフィールドとした実証のほか、北海道防災総合訓練におきまして、複数のヘリやドローンが安全に飛行するための運航調整訓練ですとか、ドローンの画像を用いた自治体ハザードマップの作成など、ドローンの活用の拡大につながっているところでございます。

○今津寛史委員 次に、これまでの取組についてですが、道では、昨年度、北海道ドローン活用実証事業により、積雪寒冷条件下におけるドローンの活用の実証に取り組んできたことと承知しています。

この事業は、どのような目的で実施したものか、また、具体的にどのような成果が得られたのか、伺います。

○漆崎デジタルトランスフォーメーション推進課長 北海道ドローン活用実証事業についてですが、本道におけるドローンの冬季の使用につきましては、着雪によるプロペラの凍結や低温によるバッテリーの急速な消耗などの懸念がありますことから、積雪寒冷条件下における課題の整理や飛行可能性の検証を行うため、本年1月から2月にかけて、国内外の複数のメーカーの機種を用い、様々な気象条件の下、実証事業に取り組んできたところでございます。

この実証事業を通じまして、マイナス10度を下回る気象条件下でも、バッテリーを暖めることなどで低温の影響をある程度回避できる可能性があること、また、吹雪等の悪天候時にはセンサーの不具合なども想定されるため、冬季には、より一層の安全確認、天候判断が必要であることなど、冬季でも安定的に活用するための、機体や運用方法に関する知見が得られたところでございます。

さらに、この実証結果を基に、冬季飛行の際の注意事項や運用におけるチェックリストを整理いたしまして、冬季ドローン飛行ガイドラインとして公開し、国や民間企業などから多くの問合せをいただいているところでございます。

○今津寛史委員 昨年度の実証事業の目的と成果について御答弁をいただきましたが、今年度も、この事業の後継事業となる実証事業に取り組んでいると伺っています。

本道におけるドローンの利活用を進めていく上で、どのような課題があり、その課題克服に向けてどのような対応をしているのか、伺います。

○清水拓也委員長 次世代社会戦略局長上原和信君。

○上原次世代社会戦略局長 ドローンの利活用における課題についてでございますが、積雪寒冷の環境に対応したドローンが少なく、冬季の利用が控えられていること、農業やインフラ点検の分野で活用が進む一方で、そのほかの分野では活用が限定的であること、また、操縦士の確保などにも課題があると考えてございます。

このため、道では、国に対し、積雪寒冷地域に対応した国産ドローンの開発について要望したほか、今年度の実証事業では、さらなる活用ニーズを掘り起こすため、例えば、インフラ点検用ドローンを、災害時の被災状況確認や鳥獣対策に活用するなど、1機のドローンを複数の用途で利用するマルチユースの実証を進めるとともに、観光分野では、アクティビティーやアトラクションにドローンを取り入れることや、ドローン操縦士確保につながる免許取得合宿の検討など、北海道らしい新たな用途の開拓に取り組んでいるところでございます。

○今津寛史委員 次に、今後の対応についてですが、地域の活性化を図っていく上では、技術革新が進み、活用の場面が広がりつつあるドローンは大きな可能性を有しています。

今後、本道の暮らしや産業の様々な場面で活用されていくことが重要と考えますが、道は、ドローンの利活用に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 ドローンの今後の利活用についてでございますが、広域分散型の地域構造を有し、人口減少が進む本道では、ドローンは、地域課題の解決を図る重要なツールの一つでございまして、物流や防災、観光など様々な分野での活用を進めていくことが重要でございます。

このため、道では、ほっかいどうドローンワンストップ窓口を中心として、市町村と民間企業等とのマッチングによる実証事業の誘致などを進めますとともに、道や国、市町村で構成する、ドローンの利活用に向けた行政連絡会議における情報共有のほか、民間企業や関係団体と連携した普及啓発イベントや勉強会の開催、さらに、導入に当たりましては、道や国の支援策の効果的な活用を促すなど、先進的な取組の横展開を図っていく考えでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じ、道民の皆様の暮らしの利便性や産業の生産性の向上、そして地域の活性化につながるよう、ドローンの利活用を一層促進してまいります。

○今津寛史委員 続きまして、官民連携の推進に移ります。

官民連携の推進は、知事公約に掲げられている重要政策の一つであり、道では、令和元年度に、ほっかいどう応援団会議を立ち上げ、これまでも官民連携の取組を進めてきたものと承知しています。官民連携による取組は、複雑化、多様化する地域課題の解決に不可欠なものとなっており、より一層の取組を強化していくことが必要と考えます。

そこで、以下、伺います。

初めに、ふるさと納税の現状と課題について伺います。

官民連携による地域応援手法の一つとして、個人からのふるさと納税による寄附があり、道をはじめ、市町村の貴重な財源となっています。

個人のふるさと納税について、道及び市町村の現状と課題について伺います。また、道民税の控除額等、道への影響についても併せて伺います。

○清水拓也委員長 官民連携推進局参事福山琢也君。

○福山官民連携推進局参事 ふるさと納税の実績などについてでございますが、令和4年度に個人の方から道に対して寄せられた御寄附は3753件、約5億5700万円、また、道内市町村に寄せられた御寄附は約861万件、約1447億円となっております。

寄附額につきましては、市町村をはじめ、関係者の皆様の御努力に加え、北海道を応援してくださる方々から多くのお力添えをいただき、道分、市町村分ともに、全体として着実に増加しておりますものの、全国でも寄附金額が上位に入る市町村がある一方、寄附金の獲得に苦慮する市町村も見受けられるところであります。こうした市町村は、地域の魅力を発信する返礼品のPRや、地場産品を活用した返礼品の新規開発などの課題があると伺っております。

なお、個人版ふるさと納税の税収面の仕組みは、道民がふるさと納税制度を活用し、道外の都府県や居住する市町村以外の自治体に寄附を行った場合、本来、道と居住する市町村に納税される個人住民税が控除され、寄附先として選んだ自治体への寄附となっております。

道へのふるさと納税により寄せられた御寄附は約5億5700万円となった一方で、ほかの自治体への寄附による道民税の控除額は約51億6000万円となっておりますが、そのうち、75%分の約38億7000万円が地方交付税で補填されております。

以上でございます。

○今津寛史委員 今後の取組についてですが、ふるさと納税の寄附金額は順調に推移している市町村がある一方で、寄附の獲得に苦慮し、課題を抱えている市町村もあるということです。

そうした現状と課題を踏まえ、道は、ふるさと納税に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○清水拓也委員長 官民連携推進局長所健一郎君。

○所官民連携推進局長 今後の取組についてでございますが、道といたしましては、ふるさと納税制度は、外部の方々からの地域への応援の思いを支援につなげ、地域の活性化を図るもので、大変重要と認識してございます。

これまで、アンケートなどを通じ、市町村のふるさと納税に関するニーズの把握に努めるとともに、こうしたニーズなども踏まえ、道のホームページや道内外のイベントを活用した市町村の取組の積極的なPRを行ってきたほか、寄附獲得に関する勉強会を開催してきたところでございます。

また、本日からでございますが、道が契約している民間ポータルサイトにおきまして、期間限定ではございますが、新たに寄附獲得に苦慮する市町村の返礼品の特集ページを立ち上げ、PRを行うとともに、今後、ふるさと納税の課題などにつきまして、道内市町村の皆様方と幅広く意見交換を行う場を新たに設けるなど、引き続き、市町村と連携を図り、ふるさと納税の効果が道内全域に波及するよう市町村の取組を支援してまいります。

○今津寛史委員 次に、企業との取組ですが、民間企業等との連携手法の一つとして、包括連携協定の締結に基づく事業の展開がありますが、道における包括連携協定の締結状況について伺います。

○清水拓也委員長 官民連携推進局参事藤原和道君。

○藤原官民連携推進局参事 企業等との包括連携協定についてであります。道では、地域の活性化や公共サービスのさらなる充実に向け、社会貢献や地域貢献に関心を持つ企業等と複数の事業分野にわたり協力関係を構築するため、企業等との包括連携協定の締結を進めており、令和元年以降、34企業の皆様と24件の協定を締結しています。

協定項目につきましては、企業からの提案に基づき、適時、見直しを行っていますが、食や観光をはじめとする産業振興、環境保全、人材育成や子育てなど、企業の業種等により幅広い分野にわたっています。

具体的な取組としましては、例えば、ホタテなど道産食材を使用した商品の開発、提供、店舗やイベントにおける食や観光などのPRのほか、健康づくりやデジタル人材などの育成に向けたセミナー、児童生徒向けの食育やキャリア形成教育の出前講座の実施など、相互の連携を通じ様々な取組を行っております。

以上でございます。

○今津寛史委員 続いて、応援団会議の状況について伺います。

ほっかいどう応援団会議には、北海道に思いを寄せていただいている個人や企業、団体など、多くの方々に参加していただいていると伺っておりますが、これまでの参加状況について伺うとともに、応援の輪の拡大に向けて、これまでどのような取組を行ってきたのか、併せて伺います。

○藤原官民連携推進局参事 応援団会議の参加状況やこれまでの取組についてであります。道では、地域課題の解決に向け、民間の皆様知恵とノウハウを最大限活用しながら、官民連携による取組を推進することが重要との認識の下、令和元年9月に、ほっかいどう応援団会議を立ち上げたところです。

こうした中、応援団会議への参加企業などの掘り起こしに向けましては、道内外の企業への地道な個別訪問や、包括連携協定締結企業への働きかけ、さらには、経済団体等の各種会合時でのPRなど、様々な機会を通じて積極的に取り組んできました。

こうした取組などにより、企業、団体の参加は、初年度末の302団体から、直近の10月末では977団体、また、個人の参加は、初年度末の2812名から、直近の10月末では1万3845名になっており、それぞれ着実に参加者は増加しております。

以上でございます。

○今津寛史委員 成果と課題についてですが、応援団会議のネットワークの拡大はもとより、そうした思いを具体の支援につなげていくことが重要です。

これまでの取組を通じ、どういった成果があり、どのような課題があると認識しているのか、

伺います。

○清水拓也委員長 企業連携担当局長阿部正幸君。

○阿部企業連携担当局長 これまでの取組の成果や課題などについてでございますが、道では、応援団会議のネットワークを活用し、資金支援や協働活動など、官民連携の取組を促進してきたところでありまして、こうした取組を通じまして、資金支援面では、道と道内市町村を合わせた個人版、企業版のふるさと納税がそれぞれ全国1位となるなど、多くの方々に御支援をいただいているところでございます。

また、協働活動面では、知事や市町村長がトップセールスを行います応援セミナーへの出席や、地域の支援ニーズをまとめた事例集をきっかけに、個別の取組を支援する寄附につながったケースをはじめ、応援団会議が取り組むマッチングの場をきっかけに、企業と若手道職員との農水産物PRキャンペーンの実施や、市町村が取り組む環境や健康に関する取組への支援など、様々な具体の連携事例が生まれてきているところでございます。

道といたしましては、今後、こうした応援団会議の取組の輪を広げていくためには、参加主体をさらに掘り起こし、より多くのマッチング機会を創出していくことが重要と認識しております。

○今津寛史委員 今後の取組についてですが、官民連携に関するこれまでの取組については伺ってまいりましたが、応援団会議の参加数は着実に増加しているほか、ふるさと納税による資金面での支援や協働の取組事例も見られるなど、一定の成果はあったものと承知しています。

官民連携の取組をより一層推進していくためには、北海道創生や地域活性化につながるよう、さらなる連携事例の創出を積み重ねていくことが重要と考えます。

今後、ほっかいどう応援団会議の展開を含め、どのような取組を展開し、官民連携の推進を図っていくのか、伺います。

○清水拓也委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の官民連携の推進についてでございますが、地域が直面する課題が複雑化する中、道では、こうした課題解決に向けましては、多様な主体の参画の下、地域の支援ニーズと企業等の応援シーズとのマッチングを強化し、官民連携をさらに促進していくことが重要と認識しております。

道といたしましては、今後、取組を一層強化するため、今年度作成しました地域の支援ニーズをまとめた事例集を活用し、積極的に企業訪問を個別に行い、特に道外企業には、北海道の優位性やポテンシャルをPRするとともに、社会貢献や地域貢献に関心を持つ企業などを対象としたトップセールスである応援セミナーにつきましては、今般開催いたしました東京に加えまして、年明けに大阪、札幌で開催いたしますほか、本年9月、道庁内に設置しました官民交流サロン「CONNECT（こねくと）」におきまして、個別のテーマに応じたきめ細かなマッチングイベントを実施するなど、様々なマッチング手法を展開し、多様な連携の創出に努めてまいります。

【第1分科会 11月13日 第4号】

道といたしましては、こうした取組を通じまして、様々な主体の参画の下、「「つながり」を「チカラ」に変える」を合い言葉に、1件でも多く、官民連携の具体の取組実績を積み上げまして、地域活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 続きまして、知事の地域訪問等に移ります。

道では、知事が地域を訪問し、スクラムトークや「なおみちカフェ」を実施しております。こうした取組に関し、以下、数点伺います。

まず、スクラムトークについてであります。

道では、知事が市町村長や地域で活躍しておられる方々と直接対話を行うスクラムトークを実施していると承知していますが、どのような狙いで実施しており、これまでの実施状況はどのようになっているのか、伺います。

○清水拓也委員長 地域戦略課長笹森穰君。

○笹森地域戦略課長 スクラムトークの実施状況等についてでございますが、スクラムトークは、知事が、訪問地域における様々な課題や将来に向けての取組などにつきまして、市町村長や地域の活性化に取り組んでいる方々と対話形式で意見交換を行い、地域の課題等を共有して道の施策に反映させることを目的としております。

令和4年度は開催しておりませんが、今年度の5回を含め、取組を始めた令和元年度からこれまで12回開催しており、延べ50人の市町村長、52人の地域関係者の方々と意見交換をしております。

○今津寛史委員 それらのスクラムトークの活動は、どのような成果に結びついているのか、伺います。

○清水拓也委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 スクラムトークについてでございますが、実施に当たっては、地域の活性化に関するテーマをその都度、設定した上で、幅広く意見交換を行っているところでございます。

例えば、令和3年度に釧路管内で開催した際には、「ポストコロナを見据えた地域の活性化」をテーマとして、管内の市町村等と地域の課題や振興方策などにつきまして意見交換を行ったところであり、そこで出された御意見も参考にして、赤潮被害による持続的な漁業経営への支援に係る国への要請、海溝型地震に係る地震防災対策など、その後の政策展開につながったところでございます。

○今津寛史委員 政策展開につながったという御答弁でしたが、道のホームページには開催実績が公表されております。令和元年には6回ほど開催されてはいますが、その後は、実はほとんど開催されていないことが確認できますし、したがって、昨年度の実績や成果はなかったということになってしまいます。今年になってから再開していますが、全て地域おこし協力隊の方々を交えての開催となっていて、偏りがあり、実施内容の改善や充実が必要かと考えます。この点を指摘

させていただきます。

続きまして、「なおみちカフェ」について伺います。

道では、「なおみちカフェ」の取組を行っているということですが、どのような狙いで、どのような取組を展開しているのか、昨年度の実施状況について伺います。

○笹森地域戦略課長 「なおみちカフェ」の実施状況についてでございますが、「なおみちカフェ」は、知事が地域を訪問し、市町村長にも同席をいただきながら、特色ある取組を行っている地域づくりの実践者の方々から直接お話を伺い、その取組を広く発信するとともに、道の施策に反映させることを目的としております。

令和4年度につきましては、それまでコロナ禍の影響で訪問できなかった地域を中心に、延べ126の市町村を訪問し、学校教育、保健福祉、歴史、文化、農林水産、食品加工、観光振興など、幅広い分野にわたり、各地の特色ある取組や課題などにつきましてお話を伺ったところでございます。

○今津寛史委員 政策につながったということですが、道の施策に反映させると答弁せざるを得ないのは分かりますけれども、道のホームページでは、「なおみちカフェ」について、地域づくりの実践者との懇談で、知事が創意工夫ある取組を直接伺い、広く発信していくと紹介されているだけであり、道の施策への反映に重きを置いていないことが分かる点を指摘させていただきます。

それでは、道は、「なおみちカフェ」の成果をどのように認識しているのか、伺います。

○笹森地域戦略課長 「なおみちカフェ」についてでございますが、これまで、地域の方々から様々な分野で地域の魅力や課題についてお話を伺い、訪問先の魅力や地域の先駆的な取組につきまして、SNSや動画、情報誌など様々な手法を活用し、広く情報発信してきたところでございます。

また、伺った意見等を庁内で共有し、例えば、風力発電や水素ファームなど先進的な取組を踏まえた、地域のゼロカーボンの取組支援、また、地域おこし協力隊の募集から任期終了までの各段階における支援などにつきましては、道の施策や取組への反映につながったところでございます。

○今津寛史委員 確かに、エピソード的に幾つか関連づけられる取組もあるとは思いますが、「なおみちカフェ」を道の施策等に反映させていく仕組みになっているかは疑問が残る点を指摘させていただきます。

続けて、今後の対応についてです。

これまで、知事の地域訪問や「なおみちカフェ」での情報発信の成果について伺ってまいりましたが、地域情報の発信という意味では、知事の知名度も生かした効果的な発信ができていると評価できます。

しかし、その後の具体的な展開や成果という意味では、物足りなさを感じざるを得ません。個別具体の政策テーマに関し、知事が直接地域に赴いて意見を伺ったり、「なおみちカフェ」を活

用して広く意見を募ったりすることによって、道の政策課題に結びつけることも十分可能であると考えます。いずれにしても、目に見える具体的な成果に結びつくための取組が求められます。

道としては、今後、知事の地域訪問などをどのように展開していく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 地域訪問に係る今後の取組についてでございますが、道では、これまでスクラムトークや「なおみちカフェ」を通じて、物価高騰による地域経済への影響、担い手不足対策のほか、ゼロカーボンやDX、観光、アドベンチャートラベル、地学協働の推進、さらには交流人口の拡大など、様々な地域課題に関する御意見を伺い、迅速な庁内共有や道政への反映に努めますとともに、179市町村の魅力や特色の情報発信を強化してきたところでございます。

今後も、スクラムトークや「なおみちカフェ」はもとより、様々な機会を通じまして、知事が直接地域に赴き、地域課題について幅広く御意見を伺い、道政への反映につなげながら、個性と活力あふれる地域の創生に取り組んでまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 やはり、知事の地域訪問に関しては、知事御自身のお考えを総括質疑において伺う必要があると考えますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

続きまして、地域づくり総合交付金について伺っていききたいと思います。

道では、地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、地域づくり総合交付金を通じて地域づくりを支援しています。

この交付金は、人口減少や少子・高齢化といった地域課題の解決や地域活性化、地域における緊急的な懸案事項への対応など、地域の様々な課題に対応してきたことから、地域づくりの最前線で努力されている市町村にとってかけがえのない支援制度となっていると伺っております。

今後も強化を図っていく必要があると考えますが、そうした観点から、以下、地域づくり総合交付金の昨年度の執行状況等について伺ってまいります。

まず初めに、市町村等からの相談対応についてであります。

交付金が地域の課題に対し効果的に活用されるためには、市町村等からの相談や要望に対しきめ細かく対応することが重要と考えます。

そこでまず、これまでの市町村等からの相談対応状況について伺います。

○清水拓也委員長 地域政策課長東貴弘君。

○東地域政策課長 市町村等からの相談対応についてであります。地域課題解決に向けた市町村等からの相談に対しましては、地域づくりの中核的な役割を担う振興局の職員が日頃から丁寧に対応しているところであり、また、地域づくり総合交付金の活用に当たりましては、制度の運用や手続、交付対象経費の取扱い等について説明するほか、より効果的な事業展開や有利な条件での事業実施が可能となるよう、ほかの制度の活用などについて助言するなど、きめ細やか

な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 次に、昨年度の決算額等についてですが、市町村からの相談や要望に対応していくためには、一定の予算規模が確保され、活用されることが重要ですが、昨年度までの過去3年間における決算額や事業件数はどのように推移しているのか、伺います。

○**東地域政策課長** 決算額等についてであります。令和2年度からの決算額等の推移につきましては、令和2年度につきましては、施設整備等のハード系事業は248件で31億9497万7000円、イベント開催等のソフト系事業は713件で8億5718万円、合計で、961件で40億5215万7000円、令和3年度につきましては、ハード系事業は246件で30億7827万6000円、ソフト系事業は897件で10億8349万円、合計で、1143件で41億6176万6000円、令和4年度につきましては、ハード系事業は264件で29億8201万6000円、ソフト系事業は971件で12億6022万2000円、合計で、1235件で42億4223万8000円と、決算額、事業件数ともに増加している状況にあります。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 事業採択に係る考え方についてですが、この交付金の交付に関しては、要綱などでその目的や交付対象事業、対象経費、交付限度額、交付率など細かく定められており、しかも、毎年、1000件前後の事業件数があると伺っています。

この交付金を活用しようとする市町村の要望に丁寧に対応していくためには、本庁と振興局との連携が欠かせないと考えますが、交付事務等に当たり、本庁と振興局の役割はどのようになっているのか、伺います。

○**東地域政策課長** 事業採択についてであります。地域づくり総合交付金につきましては、各振興局が把握しました市町村等からの要望額を基に、市町村と道との連携が図られ広域的な効果が見込まれる事業や、地域創生に向けた先進的な取組など、地域振興に与える効果や影響を踏まえ、本庁において予算配分を行っているところでございます。

各振興局におきましては、配分額の範囲内で、あらかじめ振興局長が定める事業採択の優先度の考え方にに基づき、市町村の重点施策との整合性や事業の要望順位、要望額に加え、市町村の財政状況等についても考慮した上で交付決定を行っているところでございます。

以上でございます。

○**今津寛史委員** その中で、特定課題対策事業についてですが、道では、全道的な観点から対応する必要のある重点事項や地域における懸案事項のうち、緊急に解決を図る必要のある課題に対して取り組む市町村を支援するため、この交付金メニューの一つとして、特定課題対策事業を実施していると承知しています。

令和4年度では、どのような事業に対し、どのような支援を行い、どのような成果があったのか、具体的に伺います。

○**東地域政策課長** 特定課題対策事業についてであります。道では、これまで、地域における懸案課題となっている、台風被害等により海岸漂着した大量の流木処理に対する支援を行うとと

もに、令和4年度からは、胆振東部地震により被災した森林の再生を加速する取組や、全道的観点から重点施策として推進する必要があるデジタル化や脱炭素化を図る取組に対し支援を行ってきたところでございます。

道としましては、こうした支援により、被災した森林の再生が着実に進んでいるほか、富良野市で実施しました除雪の出動要請を自動化する実証実験や、湧別町でのバイオガспラント整備に関する組織の立ち上げなどの取組については、デジタル化や脱炭素化に係る先駆的取組の全道的な展開に資するものと考えております。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 次に、市町村間の連携の取組についてですが、道は、令和2年度から、地域づくり総合交付金のメニューとして広域連携加速化事業を実施しています。

市町村が地域づくりを進めていくためには、特に広域的な連携を活用した取組を進めることが重要と考えますが、本事業の趣旨や昨年度までの成果について伺います。

○**清水拓也委員長** 行政連携課長渡辺和隆君。

○**渡辺行政連携課長** 広域連携加速化事業についてでございますが、人口減少や少子・高齢化の進行など、社会情勢等が大きく変化する中、広域分散型で小規模な市町村が多い本道において、地域が多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、各地域の特性を生かしながら、相互補完と役割分担による広域的な連携が重要と認識しています。

現在、道内におきましては、定住自立圏や連携中枢都市圏といった国の広域連携制度を活用し、中核となる都市を中心とした市町村連携の取組が進められておりますが、こうした国の制度の活用が困難な地域等を対象といたしまして、道独自の取組として広域連携加速化事業を実施しており、複数町にまたがるバス路線に係る利便性の向上や、防災に係る市町村間の連携体制強化のほか、医療分野では、大きな課題となっております人材確保に関し、連携によるスケールメリットを生かした情報発信力の強化など、地域が共有する課題の解決に向けた広域連携による取組が着実に進んでいるものと考えております。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 再度伺いますけれども、道は、広域連携加速化事業を通じた市町村における広域連携の現状をどのように認識し、また、どのような考えで連携を進めているのか、伺います。

○**渡辺行政連携課長** 広域連携の現状に係る認識などについてでございますが、令和2年度から4年度までに、岩見沢市など九つの市町で構成いたします南空知圏域、日高振興局の七つの町で構成する日高連携地域など、7地域におきまして、防災、医療、人材育成などの分野で連携事業を実施しており、定住自立圏や連携中枢都市圏といった国の広域連携制度の活用が困難な地域におきましても、広域連携加速化事業を通じた取組が着実に進んできているものと認識しています。

道といたしましては、各振興局が主体となって、管内の市町村における地域課題の解決に向け、広域連携による対応の方向性や取組を取りまとめた広域連携前進プランを策定し、振興局長

と管内の市町村長で構成する広域連携推進検討会議におきまして、プランに係る取組の進捗状況や今後の進め方、新たな地域課題に係る広域連携による対応の方向性などについて、関係市町村が共有しながら広域連携の取組を推進しているところでございます。

以上でございます。

○今津寛史委員 人口減少下においては、市町村でも職員の人材不足といった課題があり、市町村間の連携を着実に推進していくためには、道の取組を一層強化していくことが必要と考えます。

今後の市町村間の連携推進に向けて、道は、具体的にどのように取り組んでいこうとしているのか、伺います。

○清水拓也委員長 地域行政局長山中剛君。

○山中地域行政局長 市町村の連携に関しまして、今後の取組についてでございますが、道におきましては、本道の人口減少が、消費の縮小、地域交通の維持、税収減による住民サービスの低下など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている中、市町村の専門人材の不足といった課題も顕在化してきているものと認識しておりまして、住民に身近な市町村が行政サービスを維持確保するためには、市町村間における広域連携の取組をこれまで以上に進めていくことが重要であると考えているところでございます。

このため、道では、今年度、道と市町村の実務者レベルで構成するワーキンググループを設置し、これまでの取組に係る評価や新たな課題など、様々な観点で人口減少下における広域連携の在り方を検討しているところでございまして、市町村が自主性や独自性を保ちながら持続可能な地域づくりができるよう、市町村と緊密に連携をし、広域連携の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○今津寛史委員 関連して、制度改正についてですが、地域づくり総合交付金は、これまで、市町村の要望を踏まえて様々な制度改正を行っているかと承知しています。

これまでの主な見直し内容について伺います。

○大野地域創生局長 地域づくり総合交付金に関し、制度改正の内容についてでございますが、地域づくり総合交付金につきましては、制度改正に関する市町村へのアンケートなどを通じて、地域の皆様の御意見を伺いながら、地域の実情に応じた制度となるよう見直しを行ってきたところであり、これまで、地域課題に対して柔軟な対応が可能となるよう、振興局長が特に認める事業について、交付金の限度額に下限額を適用しないこととしたほか、胆振東部地震からの復興支援、新型コロナウイルス感染症への対応、地域防災力の向上など、その時々におけるニーズに応じた対応を行ってきたところでございます。

○今津寛史委員 今後についてですが、道は、市町村等が自ら地域の多様な課題の解決や地域活性化に取り組むことができるよう、地域づくり総合交付金の弾力的な運用に努めてきたと伺っています。

【第1分科会 11月13日 第4号】

市町村からは、活用しやすく必要性が高い交付金であると聞いていますが、一方で、資材や人件費の高騰などから事業費が膨らむケースも少なくなく、今後、希望する市町村に十分な支援が行き届かなくなることも懸念されています。地域づくり総合交付金に対する市町村の強い期待に応えるため、十分な予算措置を確保することも重要と考えます。

道は、地域づくり総合交付金を確保することはもとより、その活用を通じ、今後、市町村等が取り組む地域づくりをどのように支援していく考えなのか、伺います。

○菅原総合政策部地域振興監 地域づくり総合交付金に関します今後の取組についてでございますが、道では、個性豊かで活力に満ち、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、地域の創意と主体性に基づき実施する地域特性や資源を生かした取組に対して、地域づくり総合交付金を活用し、ハード、ソフトの両面から支援をしているところでございます。

今後も、地域づくりの拠点であります振興局が、市町村や地域の皆様の声をしっかりと伺い、地域が直面している課題を的確に把握した上で、地域と一体となって持続可能な地域づくりを進めていきますとともに、必要な予算額の確保はもとより、財政、情報、人による支援を効果的に組み合わせながら、地域の実情に応じた実効性のある支援に努めてまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

最後に、地域づくり総合交付金につきましては、私の地元の上川管内はもとより、全道的に要望が大変多い事業であると認識しておりますので、来年度に向けて、さらなる拡充が必要であることを指摘させていただきます。

続きまして、交通政策に移りたいと思います。

最初に、地域公共交通計画についてです。

地域公共交通計画の策定状況について伺いますが、道では、地域の公共交通が、利用者の減少や燃油価格の高騰、さらには運転手不足など、様々な課題に直面する中、市町村など地域の関係者と連携し、広域的な地域公共交通計画の策定に向けた取組を進めていると承知しています。

北海道交通政策総合指針の重点戦略における取組指針においては、令和5年度までに計画策定市町村カバー率を100%にすることとなっています。

まず、計画策定の目的や狙いを伺うとともに、これまでの策定状況がどのようになっており、現在どのように取り組んでいるのか、伺います。

○清水拓也委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 計画の策定状況についてでございますが、道におきましては、地域交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な地域交通の確保を図るため、令和3年度からの3年間にわたり、振興局が中心となって全道14地域において、市町村や交通事業者などで構成する法定協議会を設置し、地域の実情や移動ニーズを把握しながら広域計画の策定を進めているところでございます。

令和4年度は8地域の策定に着手し、これまでに10地域で計画の策定を終えますとともに、残

る胆振地域や南空知地域など4地域において、現在、利用状況調査や利用者アンケートなどの作業を進めており、地域の関係者との連携の下、今年度中の計画策定に向け取り組んでまいります。

○今津寛史委員 続いて、運転手確保対策についてですが、バスの運転手の確保が全国的に大きな課題となっており、道内においても、運転手不足を理由として、やむを得ずバス路線を減便あるいは廃止せざるを得ない状況が道内各地で生じています。このままでは住民の足を守ることもさへ困難になることを危惧しており、運転手の確保に向けて、バス事業者と共に道や市町村が連携協力して取り組む必要があると考えます。

地域公共交通計画では、運転手不足問題がどのように位置づけられており、今後、計画に基づきどのように取り組んでいくのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 運転手不足への対応についてでございますが、地域のバス路線の運行を担う運転手の確保に向けましては、効果的な採用活動や働きやすい環境整備などといった取組に、事業者のみならず、道や市町村が連携して取り組むことが重要と考えております。

このため、これまで策定した地域公共交通計画においては、運転手の確保を重要な施策の一つと位置づけており、具体的取組として、例えば、日高地域では、教育委員会との連携による小中学生の企業訪問などを通じた交通事業者の理解促進、また、後志地域などでは、交通事業者が実施する合同就職相談会の周知の協力といった取組を進めることとしており、道といたしましては、今後とも、交通事業者をはじめ、市町村など地域の関係者と連携協力の下、地域における運転手の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○今津寛史委員 それでは、地域公共交通計画の策定後の取組についてですが、道は、地域公共交通計画について、今年度末までに全14地域の策定を終えるとのことですが、足元の環境を見詰めますと、公共交通の利用者の減少、運転手の不足や燃油価格の高騰など、地域やバス事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、計画策定後は、こうした環境変化を適切に捉え、計画策定に参画した関係者の合意を得ながら、必要に応じて計画を見直すなど、柔軟な対応が求められます。

今後、地域の実情に応じた持続性の高い地域交通を確立していくために、どのように地域公共交通計画の推進に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 今後の対応についてでございますが、人口減少や高齢化の進行、運転手不足など、地域を取り巻く交通環境が厳しさを増す中、将来に向け地域交通を安定的に確保していくためには、こうした変化を的確に捉えながら、地域の方々との共通理解の下、地域公共交通計画に掲げる施策の実効性を高めていくことが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、各地域の計画を推進していくに当たりましては、社会情勢の変化のほか、燃油の高騰や人材不足といった交通事業者の厳しい経営状況や、バスの利用実態などを踏まえ、地域の方々との丁寧な議論を通じ、必要に応じて計画の見直しも行いながら、路線

【第1分科会 11月13日 第4号】

の最適化やバスの利便性の向上、さらには、利用促進といった取組を着実に進め、持続可能な地域交通の確保に取り組んでまいります。

○**今津寛史委員** 続いて、北海道新幹線の建設工事について伺います。

北海道新幹線函館北斗－札幌間の建設工事について、道は、昨年度に約376億円の事業費を負担していますが、2030年での冬季オリパラの札幌開催が厳しい状況となったことから、開業延期が避けられないといった報道も一部で見られ、沿線自治体などでは、北海道新幹線の開業時期にも関心が集まっているものと考えます。

そこで、北海道新幹線の工事に関し、以下、数点伺います。

初めに、まず、新函館北斗－札幌間における北海道新幹線建設工事の現在の進捗状況について伺います。

○**清水拓也委員長** 交通企画課参事永田浩幸君。

○**永田交通企画課参事** 北海道新幹線の建設工事の進捗についてであります。新函館北斗－札幌間につきましては、建設主体の鉄道・運輸機構によりますと、本年10月1日現在で、線区全体の土木本体工事の契約率は98%であり、総延長の約8割を占めますトンネル区間の工事の掘削率は69%となっております。

また、いわゆる明かり区間に関しましては、今年度に入り、倶知安駅、仮称・新小樽駅、札幌車両基地、さらに今月18日には、仮称・新八雲駅と、順次、起工式が行われるとともに、先月には、中間4駅のデザイン素案が鉄道・運輸機構から駅を設置する各市町へ提示され、それぞれの地域ごとにデザインの選定作業が進められるなど、2030年度末の札幌までの完成、開業に向け、建設工事が進められているところでございます。

一方、昨年12月に公表されました国の有識者会議報告書によりますと、羊蹄トンネルにおける巨大で堅固な岩塊の出現や、トンネル工事中における陥没の発生による掘削の一時中止、地質不良区間におけるトンネル補強工事の追加などに起因して、現時点において、3年から4年程度遅れている工区も存在しているとされているところでございます。

○**今津寛史委員** 建設促進上の課題についてですが、来年3月16日に金沢－敦賀間の開業を迎える北陸新幹線は、令和4年度末の開業を目指していましたが、建設中に工期に遅れが生じていることが明らかになり、およそ1年遅れての開業となります。

建設主体である鉄道・運輸機構は、北海道新幹線の早期延伸、札幌乗り入れを目指して工事を進めていますが、現在どのような課題があるのか、伺います。

○**永田交通企画課参事** 建設促進上の課題についてであります。国の有識者会議報告書によりますと、北海道新幹線の新函館北斗－札幌間における建設工事の課題としまして、工事の集中に伴う近隣地域での作業員・資機材不足と、地域外からの想定以上の手配、羊蹄トンネルにおける新たな堅固で大きな岩塊の出現、想定以上の大幅な工事資材価格等の上昇など、潜在的なリスクが想定されますことから、これらについては、それぞれの特性を踏まえ、今後、リスクが発現した際にも、状況を正確に把握し、適切な対応を図っていくことが重要とされたところでございま

す。

また、令和6年4月より、働き方改革関連法に関し、建設業に関する経過措置が終了し、時間外労働の上限規制が適用され、工程へ影響を及ぼす可能性があることから、今後、関係者において相談、調整しながら、その影響を低減する具体的な方策の検討、実施が重要であるとされているところでございます。

○**今津寛史委員** 今後の対応についてですが、北海道新幹線の工期や札幌までの延伸、開業時期については、沿線自治体のまちづくりや札幌駅周辺の再開発に係る市町村や関係者の関心が高いばかりではなく、2030年度での北海道新幹線札幌乗り入れを前提とした経営改善計画に沿って取組を進めているJR北海道の今後の経営にも大きな影響を与えることと思います。

道は、こうした状況や北海道新幹線の建設を促進する上での諸課題を踏まえ、今後どのように対応していくのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○**宇野総合政策部交通企画監** 今後の対応についてでございますが、現在、沿線地域では、新幹線開業を見据えましたまちづくりが進められております。JR北海道においても、新幹線開業後における経営自立を目指し取組が進められておりますことから、新幹線効果を早期に発現させ、本道経済の活性化につなげるためにも、札幌までの開業は極めて重要と考えているところでございます。

まだ相当の事業期間がある中で、今後予測できない事態が生じるリスクも考えられますが、道といたしましては、新函館北斗ー札幌間の2030年度末までの完成、開業に向けまして、徹底したコスト削減の取組と併せ、工程の管理や工法の工夫などにより、できる限り工期短縮に努めるよう、引き続き、国や鉄道・運輸機構に対し強く求めますとともに、沿線自治体など関係者と連携を密にしまして取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**今津寛史委員** 続きまして、北海道の物流について伺います。

道では、令和4年度に、将来的な貨物動向に関する調査を行う持続的物流体制構築検討事業を実施してきており、調査結果を踏まえ、今後の本道における持続的な物流の確保に向けて取組を進めていくものと考えますが、以下、北海道の物流について伺います。

初めに、昨年度に実施した持続的物流体制構築検討事業の狙いや実施内容を伺うとともに、事業実施を通じてどのような成果があったのか、伺います。

○**清水拓也委員長** 物流企画担当課長椋平剛史君。

○**椋平物流企画担当課長** 調査事業についてでございますが、持続的に物流を確保していくためには、人口減少やトラックドライバー不足など物流をめぐる情勢の変化を見通しつつ輸送体制の確保を図っていくことが必要でありますことから、道では、昨年度、関係者へのヒアリングや統計データの分析などを踏まえ、本道における将来的な貨物動向や各輸送モードの見通しを整理いたしました。

【第1分科会 11月13日 第4号】

調査の結果といたしましては、貨物動向は、全体として減少傾向にあるものの、農水産品や宅配などの生活用品は現状維持で推移する見込みである一方、輸送モード別では、ドライバー不足などにより、トラックの輸送力の減少が懸念されますことから、鉄道やフェリーなどによる輸送を推進していくことが、将来にわたる安定的な物流体制の確保のため重要としているところでございます。

○**今津寛史委員** 続きまして、鉄道貨物輸送についてですが、北海道と本州間の物流において重要な役割を担う函館線、函館一長万部間の鉄道貨物輸送については、本年7月に関係者により論点整理がされたと承知しております。

これまでの取組と今後の検討の進め方について伺います。

○**椋平物流企画担当課長** 鉄道貨物輸送についてでございますが、道では、国、道、JR貨物、JR北海道の4者の実務者レベルで意見交換を行い、少なくとも北海道新幹線の札幌延伸開業時においては、船舶等の他の輸送手段により鉄道貨物の全量を代替することは難しく、費用負担や要員の確保など解決すべき課題が多岐にわたるものの、貨物鉄道機能を確保する方向性が妥当ではないかとの点に異論はないことを確認いたしました。

8月以降、順次、これまでの議論の経過や内容等につきまして、関係団体への説明や、オホーツク地域、十勝地域、上川地域において意見交換会を開催したところであり、地域の皆様からは、全国的なネットワークの観点としての議論を期待、地域の産業のほか、食料安全保障、2024年問題、ゼロカーボンの観点からも鉄道による輸送手段の確保が必要といった御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、今後、国と連携の上、有識者を含む検討会議を立ち上げ、引き続き、関係者の意見を伺いながら、最終的な結論が得られるよう課題の解決方策について検討を進めてまいります。

○**今津寛史委員** 次に、トラック輸送についてですが、本道の物流の中核を担うトラック輸送は、来年4月から、運転手の残業時間を年間最大で960時間とする上限規制の適用、いわゆる物流の2024年問題により、国の試算では輸送力が14%不足するとされており、政府は、これに対応するため、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、様々な取組を実施することとしています。

本道におけるトラック輸送を取り巻く現状や課題について、道は、どのように認識しており、これまでどのような対策に取り組んできたのか、伺います。

○**椋平物流企画担当課長** トラック輸送についてでございますが、本道の運送事業者は、人口減少や高齢化の進行に伴うトラックドライバー不足に加え、2024年4月から適用されます時間外労働の上限規制など、様々な課題に直面しているものと認識してございます。

道では、これまで、国や関係団体などと連携して、道の駅を拠点とした中継輸送、共同輸送や、ドローン輸送の実証実験などの輸送の効率化のほか、トラックドライバーの労働時間の短縮や収入の確保に向けて、荷待ち時間の削減や適正な運賃収受が図られるよう荷主への働きかけを

行っているほか、再配達削減に向けて道民への啓発活動などに取り組んできたところでございます。

また、人材の確保育成に向けまして、トラック協会と連携し、大型免許の取得に対する助成を行っているほか、今年度は、新たに、運転手確保に向けた取組として、移住イベントへの出展による道外の方々に向けたプロモーションを行ったところでございます。

○今津寛史委員 今後の取組についてですが、物流は、道民の暮らしや道内外の経済活動を支える重要な社会インフラですが、物流の2024年問題やゼロカーボンへの対応など、様々な課題に直面していると承知しており、本道における安定的かつ持続的な物流の確保に向けては、物流事業者のみならず、荷主も含めた様々な関係者が連携して取り組んでいく必要があると考えます。

道は、こうした状況を踏まえ、本道の物流にどのような認識を持っており、今後、物流を取り巻く問題解決に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 物流担当局長白戸則幸君。

○白戸物流担当局長 本道の物流に関します今後の取組についてでございますが、本道の物流を将来にわたり持続的に確保していくためには、トラックや鉄道、船舶など、いずれの輸送手段も欠くことができず、それらの機能の維持強化に加えまして、物流事業者をはじめ、様々な関係者の連携の下、取組を進めていくことが重要であると考えております。

そのため、道では、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおきまして、具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や経済団体、産業団体の荷主、行政が一体となりまして、トラック輸送の効率化や鉄道輸送へのモーダルシフトの推進などに取り組んでおります。

また、本年6月に国が策定しました「物流革新に向けた政策パッケージ」におきましては、物流を支えるための環境整備に向けた抜本的な対策として、共同輸送やモーダルシフトの推進による物流の効率化や、荷待ち時間を削減するための商習慣の見直しなどが示されているところでございまして、道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、トラック運転手などの人材の確保育成や、取引環境の改善に向けた荷主への働きかけに努めるなど、情勢の変化に対応した安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 次に、JR北海道について伺います。

JR北海道が単独では維持困難としている、いわゆる黄色線区における昨年度の取組について、以下、数点伺います。

黄色線区の沿線地域では、国がJR北海道に発出した、事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令に基づき、JR北海道と連携し、様々な利用促進やコスト削減の取組を行ってきていると承知しています。

道では、JRへの支援策として、令和3年度から、JRに観光列車等は無償付与するため、三セクの北海道高速鉄道開発株式会社による車両取得に支援を行ってきていますが、道が支援した車両の活用状況について、まず伺います。

○清水拓也委員長 鉄道企画担当課長佐藤寿志君。

○佐藤鉄道企画担当課長 鉄道車両を活用した利用促進策などについてでございますが、三セクであります北海道高速鉄道開発株式会社では、道と国からの補助を受けまして、令和3年度には多目的特急車両でございますラベンダー編成、令和4年度には一般気動車のH100形4両を取得した上で、JR北海道に無償で貸与しておりまして、これらの車両につきましては、石北線や宗谷線などにおいて、JR北海道の定期列車としての運用を基本としつつ、地域の意向を踏まえた列車の運行も行われております。

このうち、ラベンダー編成につきましては、特急列車としての定期運用のほか、期間限定で札幌と富良野を結ぶ「フラノラベンダーエクスプレス」や、道内を周遊する観光列車ひとめぐり号での運用が行われておりまして、また、H100形につきましては、釧網線や花咲線におきまして、地域独自の取組として、沿線の協議会が主体となったサイクルトレインの実証事業で使用されるなど、鉄道を利用される方々の快適性、利便性の向上に加えまして、利用促進の取組においても活用が図られております。

以上でございます。

○今津寛史委員 次に、北海道鉄道活性化協議会等の取組についてですが、道、市長会、町村会、経済団体など幅広い分野の関係者が参加して設置された北海道鉄道活性化協議会では、平成30年度の組織設立以降、各種媒体を活用した情報発信や首都圏プロモーションの実施など、地域の取組と連携して様々な取組を行ってきていますが、道として、活性化協議会のこれまでの活動について、どのような認識を持っているのか、伺います。

○清水拓也委員長 鉄道担当局長斎藤由彦君。

○斎藤鉄道担当局長 北海道鉄道活性化協議会についてでございますが、協議会におきましては、平成30年の設立以降、鉄道の利用拡大や本道の鉄道に対する国民的理解、応援機運の醸成のため、沿線地域の取組と連携しまして、全道的な観点で、道内外から利用客を取り込む取組や、本道における鉄道の重要性の発信などに取り組んできたところでございます。

この間、協議会として、道内外でのプロモーションなどの利用促進に取り組んできておりますが、長引くコロナ禍の影響によりまして十分な取組を実施できない期間があったものの、道といたしましては、協議会におけるモニターツアーの実施を契機といたしまして、観光列車ひとめぐり号といった、JRと旅行会社によります旅行商品の造成につながりましたことや、沿線地域との連携によりまして、観光列車のおもてなしや子ども乗車体験などの取組が全道で広く展開されるとともに、先般、11月5日になりますが、石北線におきまして、自治体の企画によりますクラブビール列車が運行されるなど、一定の成果は得られていると考えているところでございます。

以上でございます。

○今津寛史委員 協議会の今後の取組についてですが、今年度は、国の監督命令に基づき総括的検証が行われることとされておりますが、令和元年度から現在までの取組のうち、その大半がコロ

ナの影響を受けており、沿線自治体からは、アクションプランに定める数値的な目標達成に関し、懸念の声が出されていると承知しています。

本道における鉄道ネットワークは、道民の生活はもとより、人流や物流の両面で重要な役割を担っていることから、路線の維持、活性化に向けて、令和6年度以降においても地域における利用促進の取組を続けていくことが重要であり、そのためには、関係者間の認識の共有や、統一的な運動を展開することへの方向性を確認していくことも重要と考えます。今後の道の対応について伺います。

○宇野総合政策部交通企画監 今後の対応についてでございますが、本道における持続的な鉄道網の確立に向けましては、JR北海道の徹底した経営努力を前提といたしまして、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力、支援が必要との認識の下、地域における利用促進の取組と連携し、鉄道活性化協議会による全道的な利用促進の取組を継続していくことが大変重要と認識しております。

道といたしましては、鉄道活性化協議会におけるこれまでの取組やその成果を踏まえ、今後における取組の方向性に関する総意の形成に向けまして、構成する15団体の意見を集約するとともに、来年度以降においても利用促進を展開していけるよう、構成団体はもとより、沿線自治体や経済団体など幅広い関係者における認識の共有を図りながら、改めてオール北海道による機運のさらなる醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○今津寛史委員 最後に、航空政策について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、航空路線は大幅な減便を余儀なくされるなど、甚大な影響を受けました。本年5月8日、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類となり、それ以降、国内の航空需要はおおむねコロナ禍以前の水準となりまして、道内の観光地でもにぎわいが戻りつつあります。

道では、この間、地域の皆様と連携しながら、航空需要の回復に向けて取り組んできたことと承知していますが、その取組等について、以下、数点伺います。

初めに、道では、昨年度、コロナ禍で大幅に落ち込んだ航空需要を早期に回復させるため、道内航空需要回復支援事業を実施したと承知していますが、その内容と事業実績について伺います。

○清水拓也委員長 航空課長嶋田貴洋君。

○嶋田航空課長 道内航空需要回復支援事業についてでございますが、本事業は、令和4年2月に、道内7空港の所在自治体から航空需要回復に向けた緊急要望が出されたことを受けまして、コロナ禍により落ち込んだ航空需要を早期に回復させるため、空港利用促進協議会や市町村が航空会社と連携して実施する空港の利用促進の取組などに対し、道が支援したものでございます。

具体的には、補助率を補助対象経費の2分の1以内とし、1事業当たりの上限額については、単一の協議会や市町村の取組には250万円、複数の協議会や市町村が連携する場合には500万円と

したところでございます。

本事業の予算額3000万円に対し、千歳市や旭川市などで構成される北海道誘客促進実行委員会など計14団体から17件の申請があり、うち14件について、計2950万円を交付したところでございます。

○今津寛史委員 支援事業による成果の認識等についてなのですが、この事業では、地域の多様な主体が連携し、イベントやモニターツアー等、様々な取組が進められたとのことですが、具体的にどのような取組が行われ、どのような成果があったと認識しているのか、伺います。

○嶋田航空課長 取組の内容と成果についてでございますが、本事業により支援した取組は三つに大別され、首都圏でのPRイベントなど、北海道エアポートを事務局として民間委託を行う道内7空港で実施された取組のほか、利尻島と礼文島に所在する三つの町と航空会社による札幌市内のマンションへのチラシの投函やSNSとウェブを活用したプロモーションなど、空港所在自治体が広域で連携した取組、さらには、旅行商品造成に向けた千歳市や航空会社によるブレイジャー及びアドベンチャートラベルを目的とするモニターツアーやワークショップの開催など、各空港の実情に沿った独自の取組が実施されたところでございます。

これらの事業においては、PRイベント等への参加者数が2万人以上、特設ウェブサイト等へのアクセス数が40万回以上となるなど、航空需要の喚起に一定の効果がありましたほか、補助事業者からは、取組の総括として、空港の利用促進はもとより、自治体や航空会社など多様な関係者との連携を深めることができたとの評価を得ておりまして、航空需要の創出に向けて多様な主体が連携する機運が醸成され、今後のさらなる利用促進に向けた取組につながるものと認識しております。

○今津寛史委員 最後に、今後の取組についてですが、コロナ禍によってリモート会議やテレワークが普及したことなどから、特に国内ではビジネス面での需要の減少といった新たな課題が生じていると承知しています。

こうしたことから、本道の経済や地域の活性化を図るためには、積極的に新たな需要を創出する取組を推進することが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

○清水拓也委員長 航空港湾局長前川晃輝君。

○前川航空港湾局長 航空需要の創出に係る今後の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んだ航空需要は、国内線におきましてはおおむねコロナ禍前の水準に戻ってきたものの、ビジネス需要は回復していないといった課題も指摘されており、今後は、将来にわたって需要の拡大が図られるよう、昨年度の事業の成果を生かしながら、新たな需要を創出する取組を進めていくことが重要であります。

このため、道では、昨年度支援した取組の成果を、空港周辺自治体や航空会社などで構成されます北海道地域航空推進協議会において共有したところであり、今年度は、こうした関係者間での共有などにより醸成された連携の機運を生かしながら、道外も含めた複数の空港間におきまし

て、空港利用促進協議会や市町村が航空会社と共に実施する利用促進などの取組を支援することとしており、こうした広域かつ多様な主体の連携によりまして、新たな航空需要の創出を図ることで、航空ネットワークのさらなる充実強化に取り組んでまいります。

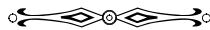
以上でございます。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○清水拓也委員長 今津委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時44分休憩



午後4時46分開議

○清水拓也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、今津委員の質問とかぶるところはありますけれども、私からも幾つか伺ってまいります。

まず、知事の地域訪問についてであります。令和4年度における訪問の回数、延べ日数、訪問市町村数について、令和元年度以降の状況との比較や、いわゆる「なおみちカフェ」とスクラムトーク、それぞれの内訳を含め、伺います。

また、本年度の現時点での実績についても併せて伺います。

○清水拓也委員長 地域戦略課長笹森穰君。

○笹森地域戦略課長 地域訪問の実績についてでございますが、令和元年度から令和3年度までは、合わせて19日間、32市町村におきまして、スクラムトークを7回、「なおみちカフェ」を35回実施したのに対しまして、令和4年度におきましては、合わせて36日間、126市町村におきまして、「なおみちカフェ」を129回実施しております。

また、令和5年度におきましては、本日現在、合わせて8日間、16市町村におきまして、スクラムトークを5回、「なおみちカフェ」を17回実施しております。

○中川浩利委員 今ほど答弁がございましたけれども、本年度はまだ終わっていないので、今後どうなるかは分からないのですけれども、前年度と本年度の「なおみちカフェ」について、スクラムトークは、昨年度は実施していないということでもありますので、ちょっと計算してみると、昨年のペースでいきますと、月平均で大体10か所以上の地域訪問をしていると。しかし、本年は知事選がありましたので、6月からのカウントですけれども、月平均で言いますと3.6か所といったことで、明確な差異があるわけです。

コロナがあったときに、昨年はまだコロナの最中でありましたけれども、そういった中で猛烈に回っていたのと比べて、今年は分類が2類相当から5類に変わったという中で、今年こそ訪

【第1分科会 11月13日 第4号】

問数が増加するのが自然なのかなというふうに思いますけれども、そうっていないのはなぜかということでもあります。

人によっては、これは選挙対策だったのじゃないかと言われかねないかなというふうに思いますけれども、その理由をお伺いいたします。

○笹森地域戦略課長 昨年度の地域訪問についてでございますが、令和元年度から令和3年度におきましては、コロナ禍の影響などにより32市町村への訪問となりましたことから、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和を踏まえまして、それまでコロナ禍の影響で訪問できなかった地域を積極的に訪問し、市町村長の皆様や地域づくりを实践されている方々から、幅広い分野にわたりまして各地の特色ある取組や課題などにつきましてお話を伺ったところでございます。

また、令和5年度につきましては、滞在時間を確保した上で、「なおみちカフェ」やスクラムトークをできるだけ多くの地域で実施できるよう取り組んでいるところでございます。

○中川浩利委員 今ほど答弁がございましたけれども、昨年度もコロナ禍の真っ最中で、特に僕が昨年の決算特別委員会で問題視したのは、新規感染者が9000人のとき、最多を2日続けて更新した、そういったときにも行っているわけですよ。そういった中で、行くなどとは言いません。大事なことなので、ぜひ頻繁に行っていただきたいのですけれども、それと今年を比べると、何でこんなに少なくなっているのかと思うわけでもあります。

そうした中で、これら地域訪問に際して、実際、どの程度の人員と経費をかけて行ったのか、令和4年度の実績についてお伺いいたします。

○笹森地域戦略課長 地域訪問に係る運営などについてでございますが、「なおみちカフェ」やスクラムトークの実施に当たりましては、本庁及び振興局の職員が、司会進行、報道機関への対応、行事の記録など現地の運營業務に当たっておりまして、令和4年度では、訪問1日当たり約14名がこれらの業務に当たっております。

また、開催の都度、知事はもとより、運營業務に当たる職員の交通費や宿泊費などの経費といたしまして、計304万1000円を支出しております。

○中川浩利委員 今お答えいただいたのは、目に見える人員とその経費ですが、そういったもの以外にも、受入先との事前の調整、あるいは、様々な見えない手間がかかっているということは言うまでもないことでもあります。それだけの時間、経費、人的資源、あるいは、そういった手間をかけてまで実施をするからには、その訪問先の選定について、厳しく言えば、仮に地域からの要望であったとしても、単に知事の一存だけで決めたり、政務あるいは選挙応援等の合間で実施されるものであってはならず、明確かつ事後の客観的な検証にも耐えられるような基準によって決定をされていく、そういった必要があるというふうに考えています。

そこで、知事の訪問先の選定に当たって、どのような基準で、どのようなプロセスで判断がされたのか、その時々道の課題に対応した訪問先となっていたのか、具体的な例とともにお答えをいただきたいと思います。

○**笹森地域戦略課長** 訪問先の選定についてでございますが、具体的な訪問先につきましては、地域づくりの拠点として常日頃から管内の動きを把握している振興局と本庁の間で、地域の課題を踏まえるとともに、市町村や関係者の御都合、知事の日程などを調整しながら選定をしております。

また、昨年度におきましては、飼料・肥料価格の高騰や、地域におけるゼロカーボンの推進などの課題に対応するため、農協や牧場、牛乳・乳製品の製造工場、風力発電やバイオガス発電施設、森林組合などを訪問し、意見交換を行ったところでございます。

○**中川浩利委員** 訪問先の選定については分かったのでありますけれども、私は地元が岩見沢市で、知事の地域訪問実績一覧表というのをホームページで見させていただいて確認したのですけれども、私が知らないのもどうかと思うのですけれども、岩見沢市には来られていないようであります。

例えば、今年の夏、猛暑などの課題があつて、岩見沢市を含めて空知地域は農業が基盤ということですから、そういった中で岩見沢市を訪問する、そういったこともありますので、訪問する意義がないということにはならないというふうに思いますけれども、全道では、いまだ知事によるこうした地域訪問の実績のない自治体は、私の地元の岩見沢市のほかにどの程度あるのでしょうか。

また、まだ行っていない自治体に対しての今後の対応について、例えば、全道的に共通している課題などについては、まだ行っていないところを優先的にこれから回るとか、そういった考え方があるのか、併せて伺います。

○**笹森地域戦略課長** これまでの訪問実績などについてでございますが、令和元年度から4年度までの「なおみちカフェ」やスクラムトークでは、155市町村を訪問しており、24市町村が未訪問であるものの、各種行事や視察による訪問を含めると全ての市町村を訪問しているところでございます。

道といたしましては、今後も、様々な機会を通じましてできるだけ多くの地域へ知事の訪問機会を設けるとともに、可能な限り滞在時間を確保した上で「なおみちカフェ」を実施するほか、地域の課題や将来に向けての取組などについて意見交換を行うスクラムトークにつきましても積極的に開催していく考えでございます。

○**中川浩利委員** 1期目は、コロナ禍という特殊要因があつた中ではありますけれども、そもそもの公約が、正式な表現はちょっと失念しておりますけれども、179の声をしっかり聞いていくのだというような中身の公約であつたと思っておりますので、私の地元も含めて、しっかりとそういったところをどのように回っていくか、テーマなども決めながら取り組んでいただきたいというふうに、これは指摘をさせていただきます。

次に、訪問先の基準も重要でありますけれども、その訪問の成果をどのように道政に反映するかがより重要なことでもあります。そして、それこそが、先ほど伺ったように、地域訪問に、貴重な時間、人的資源、予算、そういったものを割いてきた大きな意義であることは言うまでもない

わけであります。

この点については、昨年もただしておられますけれども、昨年の答弁においては、訪問先の先進的な取組を庁内で共有するとか、地域の魅力や取組をSNS等で情報発信するといったことにとどまっていまして、具体的な成果が上がっているという状況は感じられないものであります。すなわち、令和4年度は数多くの地域訪問を行ってはいますけれども、地域訪問を重ねれば重ねるほど、それを踏まえた道庁の対応がルーチン化、形骸化してしまっているのではないかと懸念せずにはられません。

昨年度、より多くの道民との接触が目的かのごとく、コロナ禍も顧みず訪問数を積み重ねましたけれども、各地で酌み取ったことが政策に反映されていないのであれば、それこそ本末転倒だというふうに思います。

そこで、1年たった今、改めて確認をいたしますが、知事の地域訪問の成果について、地域で聞き取ったその声がどのように道政運営に反映をされたのか、具体的な例も含めて伺います。

また、昨年の私の質問以降、様々な地域の声や実情を道政運営に反映する新たな取組や仕組み、そういったものは構築されたのでしょうか。もしそうでないならば、しっかりと地域の声を道庁全体に酌み上げて共有する仕組みを新たに構築するべきと考えますが、併せて所見を伺います。

○清水拓也委員長 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 道政への反映などについてでございますが、これまで、地域の方々から様々な分野で地域の魅力や課題についてお話を伺い、その結果を庁内で共有し、関連施策の推進に向けて検討を重ねてきたところでございますが、例えば、物価高騰の影響緩和に係ります国への要請ですとか補正予算への対応、農水産物の6次産業化に取り組む高校生が企画、開発、生産した商品のどさんこプラザでの販売など、道の施策や取組につなげてきたところがございます。

今後も、地域が抱える課題やニーズにつきまして、スクラムトークや「なのおみちカフェ」など、知事が直接地域に赴く機会を通じまして、お聞きした御意見等の迅速な庁内共有や道政への反映に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 ただいま、地域振興監から御答弁をいただきましたけれども、本件については知事にも直接そのお考えを伺いたいと思いますので、お取り計らいをよろしく願いいたします。

次に、個人版ふるさと納税等について伺います。

まず、道への個人版ふるさと納税の令和4年度の実績について、寄附者が選択する使途メニューごとの状況、過去の実績との比較を含め、伺います。

また、クラウドファンディングによる獲得実績も併せて伺います。

○清水拓也委員長 官民連携推進局参事福山琢也君。

○福山官民連携推進局参事 ふるさと納税の実績などについてでございますが、道に対して寄せられた個人からの御寄附は、令和元年度は約800万円、令和2年度は約5億8500万円、令和3年度は約2億4100万円、令和4年度は約5億5700万円となっております。

令和4年度の使途別では、主なものとして、地域振興事業に、前年度比で3倍の約3億6000万円、観光振興施策に、前年度比で2.5倍の約1億4000万円、赤れんが庁舎改修事業に、前年度比で5倍の約3000万円となっております。

また、クラウドファンディングを通じて寄せられた御寄附につきましては、企業からの御寄附も含め、上川総合振興局において実施しました大雪山旭岳の木道補修を目的とした事業には、目標額200万円に対して約338万円、また、当部において実施しました「恐竜・化石大陸 北海道」の魅力発信を目的とした事業につきましては、目標額50万円に対して約83万円、自転車利用環境整備を目的とした事業には、目標額100万円に対しまして約125万円となっております。

○中川浩利委員 状況については分かりました。ばらつきはありますけれども、トレンドとしては今後も増えていくのかなというふうに推察をいたします。

それで、道への寄附額がそうやって増えていく以上に、道内市町村への寄附、これが増加の一端をたどっております。そういった中で、道内市町村の中でも、格差といいますか、大きな差異が生じているという課題がありますけれども、一部には、受入額ランキングの全国上位の常連となっているような団体もあります。都道府県別のトータルにおいても、北海道は断トツのトップに君臨をしているというのが今の状況だと承知をしております。

一方で、道内市町村への寄附額が増えれば増えるほど、道の住民税からの控除額が増加することにもなりまして、道庁の立場としては、一定程度は地方交付税で補填がされるものの、減収になることも想定をされるところであります。

そこで、令和4年度の道の減収額について、地方交付税による補填分を除いた実質的な影響額も含めてお伺いをいたします。

○福山官民連携推進局参事 道のふるさと納税による寄附額等についてでございますが、ふるさと納税の税収面の仕組みについて、道民が、ふるさと納税制度を活用し、道外の都府県や居住する市町村以外の自治体に寄附を行った場合、本来、道と居住する市町村に納税される個人住民税が控除され、寄附先として選んだ自治体への寄附となるものでございます。

令和4年度に個人の方から道に対して寄せられた御寄附は約5億5700万円となった一方で、道民がふるさと納税制度を活用したことによる道民税の控除額は約51億6000万円となっております。

なお、道民税の控除額の75%分の約38億7000万円が地方交付税で補填されることから、控除の影響は約12億9000万円となっております。

○中川浩利委員 今ほど答弁がございましたけれども、地方交付税で補填をされても、控除の影響が約13億円あるということでありまして、道としては、実質、約7億円の赤字ということになりますけれども、このことに対する認識についてお伺いいたします。

○清水拓也委員長 官民連携推進局長所健一郎君。

○所官民連携推進局長 道のふるさと納税による影響などについてでございますが、道では、ふるさと納税の活用にあたりましては、市町村の返礼品への配慮や、返礼品の経済波及効果の広域性などを意識しながら、新規の返礼品の開発を行うとともに、市町村と連携しながらPRを行うなど、道はもとより、道内市町村の寄附獲得に向けた取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、ふるさと納税による道の歳入などへの影響も認識した上で、今後の必要な取組を検討してまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 御案内のとおり、本道は179自治体ございまして、なかなか、調整というか、プレーヤーが多いものですから大変だと思いますけれども、それなりに制度が開始されて時間もたっていますので、しっかりとした検討を行っていただきたいというふうに思います。

次に、道へふるさと納税をしていただいた方に対する御礼の品、いわゆる返礼品について、現在どういったラインナップを用意しているのでしょうか。

また、返礼品の調達や仲介サイトへの手数料などに関し、令和4年度にどの程度の予算を確保し、実際にどの程度の経費を支出したのか、お伺いいたします。

さらに、この10月からは、総務省が、寄附額に占める経費の割合を5割以内に収めることという新たなルールでの運用を始めたところでありますが、道分についてはこの経費の割合はどのようになっているのか、令和4年度の実績と新ルール適用後の対応について併せて伺います。

○福山官民連携推進局参事 ふるさと納税の返礼品等についてでございますが、道内市町村においては、地場産品の需要拡大や地域の魅力発信に向けて、返礼品の選定など様々な工夫を凝らして制度の活用を図っていることから、道といたしましては、市町村の返礼品に配慮しながら、効果が広域に及ぶよう、本道全域への誘客促進や道内各地の優れた食のPRといった観点で、旅行クーポンや北のハイグレード食品などを採用しておりますほか、中国の輸入停止措置への対応など、その時々々の社会情勢や地域が抱える課題に対しても、ふるさと納税を機動的に活用して返礼品を選定しているところでございます。

こうした中、令和4年度予算では、返礼品の調達やポータルサイト手数料、プロモーション活動などのため約2億6000万円を計上し、約2億3000万円を執行したところでございます。

また、令和4年度の寄附に関する経費につきましては、寄附額に対し、基準内の約4割となっておりますが、令和5年度からは、寄附金受領に関する事務手続の費用などが新たに経費に含まれることとなりましたことから、引き続き、寄附金や経費の状況を定期的に把握するとともに、経費削減策を工夫するなど適切な運用に努めてまいります。

○中川浩利委員 次に、返礼品に関連して、都道府県内の全ての自治体と同じ商品を取り扱うことができる、いわゆる共通返礼品制度の活用が広がっておりまして、報道によると、全国の18府県で導入済みということですので。

共通返礼品については、自治体間格差の解消はもとより、例えば、今般の中国における水産物の輸入停止措置を受けて、ホタテをその対象にして生産者を支援するなど、様々なメリットもあ

ると考えられる反面、それぞれ各市町村の努力や地域ごとの特色ある取組を阻害してしまうというおそれもあるというふうに考えております。

一部報道では、道は導入に対して慎重あるいは難色を示しているということでありましたけれども、共通返礼品に対する道の所見をお伺いいたします。

○福山官民連携推進局参事 共通返礼品についてでございますが、本道におきましては、ふるさと納税の活用に意欲があるものの、寄附の獲得に苦慮している市町村が見受けられ、道といたしましては、地域の魅力を発信する返礼品のPRや、地場産品を活用した返礼品の新規開発などの課題があると認識しておりますことから、ほっかいどう応援団会議を活用した道内外のイベントでのPRや、寄附獲得に関する勉強会の開催など、各般の支援策を行ってまいりました。

こうした中で、道が全市町村との共通返礼品を導入していくためには、北海道全体の地域資源として相当程度認識されている物品を選定し、全ての市町村との合意形成に向けた調整などが必要となり、引き続き、市長会や町村会とも連携の上、ふるさと納税に関し、市町村の皆様から御意見を伺う場を設ける中で、寄附獲得に苦慮している市町村への支援策としての可能性など、北海道における共通返礼品の在り方についても議論してまいります。

○中川浩利委員 今ほど答弁いただいたように、寄附をたくさん獲得しているところもあれば、そうでないところもありますので、寄附獲得に大変苦慮しているところに対して、何とかそういった助けになるようなことに一つでも取り組んでいただきたい、そのためにしっかり議論していただきたいということを申し添えておきます。

次に、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会では、去る10月4日の分科会で、ふるさと納税制度に基づく自治体への寄附金に関し、地方財政法上の扱いを、現在の寄附金収入から、自治体が自由に使える一般財源に変更することを検討するべきとの提案がされたと承知をしております。

報道によりますと、財務省は、この取扱変更によって、地方税収の減収に伴い国が穴埋めをしなければならない額を抑制できると見ているとのことでありますが、翻って地方の立場で考えますと、骨太の方針で定められた地方一般財源総額確保ルールの下、近年、総額も大きく増えてはいない中で、ふるさと納税が総額にカウントされてしまえば、実質的な一般財源の減少につながりかねず、結局、自治体が自由に使える財源が目減りをしてしまう、そういったことになってまいります。

また、ふるさと納税収入が税収と同じ扱いとなりますと、地方交付税の減少につながるおそれもあり、各自治体のインセンティブをそぐことにもなりかねないわけであります。

一般財源化により、道及び道内市町村にどのような影響があると考えられ、道としてどのように対応していくつもりなのか、所見を伺います。

○所官民連携推進局長 財政制度等審議会での議論についてでございますが、10月4日に開催された財政制度分科会におきましては、「地方財政」という議題の下、ふるさと納税に関しても審議が行われ、その提出資料には、地方財政におけるふるさと納税の計上の在り方を是正する必要

【第1分科会 11月13日 第4号】

があるのではないかと、また、将来的には、ふるさと納税収入を一般財源として扱うことを検討すべきではないかといった記述もあったと承知をさせていただきます。

地方交付税は、税収など一般財源収入が増えるほど減少するため、ふるさと納税が仮に一般財源化され、税収と同様の扱いとされた場合にあっては、交付税が減少する可能性があり、自治体への影響が懸念されるところでございます。

ふるさと納税は、人口減少に伴い税収の減少に直面する地方において、自治体の努力による貴重な財源確保の一つと認識してございまして、道といたしましては、市町村との意見交換の場などを通じ、情報共有や今後の対応について議論をし、認識を共有するほか、財政制度等審議会をはじめ、今後の国における議論を注視してまいります。

○中川浩利委員 注視もいいのですけれども、先々を見据えてしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、冒頭で伺ったとおり、近年、道への個人版ふるさと納税の寄附額は、ばらつきはありますけれども、増加をしております。この主な要因をどのように考えているのか、これが知事の言う稼ぐ道政の成果の一つと認識をしているのか、まず伺います。

また、現在は、特段、道として寄附の獲得額の目標などについて公表しているわけではなくて、受け入れた額の範囲内で淡々と活用しているというのが実態のようでありますけれども、例えば、寄附金の獲得目標を設定する等の対応を取るつもりはないのか、併せてお伺いをいたします。

○所官民連携推進局長 寄附の獲得についてでございますが、ふるさと納税による支援は、地域経済の活性化や課題解決など、北海道への思いや応援の形として寄せられるものであり、道といたしましては、これまで目標額などは設定せずに取り組んできたところでございます。

こうした中、道のふるさと納税につきましては、市町村の返礼品への配慮や、返礼品の経済波及効果の広域性などを意識しながら、新規の返礼品の開発を行うとともに、ほっかいどう応援団会議を活用した様々な機会でのPRなどを行ってきたところでございます。

また、コロナ禍における地域医療を守るための寄附や、災害時における寄附の代理受付など、その時々々の社会情勢や地域が抱える課題に対しましても、ふるさと納税を機動的に活用してきたところであり、こうした取組を通じ、支援の輪が広がり、寄附額も増えてきたものと認識をしております。

○中川浩利委員 取り組むに当たっては、これは一つの考え方ですけれども、金額というのは、もしかしたら、何というのですか、多寡ではないと私も思いますけれども、どのぐらいの人が関わってくれるのかとか、そういった目標の置き方というのは、いろいろ検討の余地があるというふうに思います。

それは別にして、目標を持って取り組んでいただくというのも一つの考え方ではあるのかなと思いますので、検討はしっかりしていただきたいというふうに思います。

一方、幾ら稼ぐかということだけではなくて、頂いた寄附をどのように有効に活用するかとい

ったことが重要でありまして、そういったことがしっかりなされれば、寄附された方も次の寄附行為にまたつながっていく、そういった循環が期待をできるわけでありまして。

道として、個人版ふるさと納税の獲得、活用に向けて、今後どのように取り組むつもりなのか、所見をお伺いいたします。

○清水拓也委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の対応についてでございますが、人口減少をはじめ、様々な地域課題に直面する本道におきまして、その活性化を図っていくためには、外部の方々からの応援を地域につないでいくことが重要と認識しております。

こうした中で、ふるさと納税は、自治体にとって政策推進の貴重な財源となっておりますほか、地域が持つ魅力を広く発信することで、関係人口の拡大や地場製品の消費拡大といった地域経済の活性化にもつながる効果的な制度と認識しているところであります。

こうしたことから、道といたしましては、ふるさと納税制度を地域活性化に生かしていくため、寄附が多く見込まれる12月に向けて、水産物の消費拡大を促進するための新たな返礼品などを追加するとともに、市町村と連携しまして、包括連携協定を締結した企業のポータルサイトにおける水産物支援の特集ページの開設、さらには、北海道物産展でのPRなど様々な取組を展開しますほか、寄附金の獲得に苦慮する市町村を支援するため、本日から民間のポータルサイトにおきまして新たに市町村の返礼品を紹介、PRするなど、今後も積極的に取組を進めてまいります。

また、こうした取組を通じまして、道と市町村が連携の下、共にふるさと納税の活用を推進し、その効果が道内全域に広がりますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、本件についても知事に直接そのお考えを伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、企業版ふるさと納税等についてであります。令和4年度の道への企業版ふるさと納税の実績について、事業ごとの状況と過去の実績との比較を含め、伺います。

また、このうち、ほっかいどう応援団会議への参加企業からの寄附はどの程度あるのか、併せて伺います。

○清水拓也委員長 官民連携推進局参事藤原和道君。

○藤原官民連携推進局参事 道への寄附実績についてであります。道に対する企業版ふるさと納税による寄附につきましては、若者の海外留学を支援する北海道未来人財応援事業や赤れんが庁舎改修事業など、継続的に実施している事業のほか、コロナ禍におきまして、医療従事者の皆様への支援を目的とした「エールを北の医療へ！」など、その時々々の社会情勢で対応が必要な課題につきましても、こうしたふるさと納税を機動的に活用し、取組を展開してきたところであります。

これまでの寄附実績を申し上げますと、令和元年度は8件、約380万円、令和2年度は25件、約4100万円、令和3年度は25件、約8700万円、令和4年度は28件、約2800万円となっております。

【第1分科会 11月13日 第4号】

また、ほっかいどう応援団会議参加企業の皆様からの寄附は、過去4年間の寄附額約1億6000万円のうち、約1億800万円と、全体に占める割合は約68%となっています。

以上でございます。

○中川浩利委員 今ほど言われたような獲得した寄附について、その活用に当たって、どのような事業にどのように充当しているのか、現状を伺います。

また、全額、企業版ふるさと納税を活用して実施をした事業は、そのうちどの程度あるのか、併せて伺います。

○藤原官民連携推進局参事 寄附の充当方法等についてでございますが、道では、企業版ふるさと納税に限らず、企業の皆様から頂く寄附につきましては、当該企業の寄附に関する意向や方針などをよく伺った上で、道より寄附対象事業等を提案し、最終的には、企業において充当事業をお選びいただいております。令和4年度の主な寄附実績につきましては、北海道未来人財応援事業が約300万円、赤れんが庁舎改修事業が約200万円、「エールを北の医療へ！」が約100万円となっています。

また、全額、寄附を活用して実施した事業につきましては、令和4年度に寄附をいただき実施をしました18事業のうち、2事業、約340万円となっており、寄附額に占める割合は約13%となっています。

以上でございます。

○中川浩利委員 今伺いましたように、全額、寄附を活用して実施した事業というのが18事業中2事業ということでありまして、そうした事業は少ないようではありますが、道において、企業版ふるさと納税をはじめとする民間資金を活用する際に、どのように予算化をし、事業を実施していくことになるのでしょうか。

寄附をもらってから補正会で事業化するケースも散見されますけれども、あくまで寄附額の範囲内での事業構築が原則なのか、道としての予算化、事業化に係る考え方について所見を伺います。

○藤原官民連携推進局参事 民間資金の予算化等についてでございますが、自治体が企業版ふるさと納税を活用して実施する事業は、国が認定した地域再生計画に位置づけられているプロジェクトが対象となっており、その事業化に当たりましては、企業からの全額寄附による取組のほか、事業の一部を企業からの寄附で充当する取組などが実施可能となっております。

道としては、寄附企業の御意向を尊重し、寄附のタイミングなど必要な調整をさせていただきながら、具体の事業化に取り組んでいます。

以上でございます。

○中川浩利委員 せっかく企業から資金を獲得しても、既存事業に後づけで充当してしまうということであれば、単なる財源確保策にしかすぎず、せっかくの企業等からの寄附を真に政策的な取組に活用したとは言えないのではないかと考えます。

道として、民間資金の確保に対する予算上のインセンティブを付与していることは承知してお

りますが、より効果的、政策的に民間資金を活用できるよう、例えば、予算化、事業化に係る明確な指針を定める、そういったことをしていくべきではないでしょうか。

ほっかいどう応援団会議参加企業からの寄附の一層の確保など、寄附獲得、さらには、さきに述べた観点などを含めまして、その効果的な活用に向けて今後どのように取り組んでいくのか、最後に所見を伺います。

○清水拓也委員長 企業連携担当局長阿部正幸君。

○阿部企業連携担当局長 民間資金の活用についてでございますが、地域が直面する課題が複雑化する中、道では、こうした課題解決に向けまして、多様な主体の参画の下、地域の支援ニーズと企業などの応援ニーズとのマッチングを強化いたしまして、資金面での支援を含めまして、官民連携をさらに促進していくことが重要と認識してございます。

このため、道では、行財政運営の基本方針に基づきまして、民間資金やノウハウの活用による施策の推進を図ることといたしまして、令和2年度から民間資金の獲得状況に応じまして上乗せする仕組みを導入し、例年の予算編成方針において積極的な活用を促しているところでございます。

道といたしましても、今後とも、企業への具体の支援ニーズをまとめたガイドブックを活用した積極的な企業訪問を展開するほか、道庁内の官民交流サロン「CONNECT（こねくと）」における各種イベントやセミナーの機動的な開催、さらには、知事と市町村長がトップセールスを行います応援セミナーを開催するなど、様々なマッチング機会を用意いたしまして、本道に関心をお持ちの社会貢献、地域貢献に関心が高い企業を掘り起こすとともに、資金支援も含めた官民の協働活動を進めまして、地域の活性化に結びつけてまいります。

○中川浩利委員 本件に関しましても、先ほどの個人版と同様に知事に直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、地域づくり総合交付金についてでありますけれども、例年40億円超の予算額となっております。道の単独事業の中でも有数の規模を誇るなど、地域活性化に資する重要な役割を担っているところであります。

そこでまず、交付金の令和4年度の執行状況について、事業区分ごとにお伺いをいたします。

○清水拓也委員長 地域政策課長東貴弘君。

○東地域政策課長 令和4年度の地域づくり総合交付金の決算額についてでございますが、市町村等による地域課題の解決や地域活性化を目的とした取組を支援します地域づくり推進事業は4億4027万3000円、全道的な観点から特に重点的な支援を行います特定課題対策事業が7177万2000円、感染症の影響を受けました地域経済や住民生活への支援を通じ地域活性化を図ります新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては9329万3000円、市町村の広域的な連携による取組に係る広域連携加速化事業につきましては3690万円であり、合計で42億4223万8000円となっております。

以上でございます。

○中川浩利委員 執行率を計算すると約94%で、令和3年度に比べると不用額が減っているというふうに承知をしておりますけれども、そういった中で、その要因をどのように分析されているのか、伺います。

また、執行の面でこういった工夫を行ってきたのか、併せて伺います。

○東地域政策課長 交付金の執行などについてであります。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことにより、予定していたイベントの中止や延期等に伴う不用額が生じていましたが、令和4年度におきましては、社会経済活動が少しずつ回復する中、計画どおりに執行された事業が多かったほか、市町村からの追加要望にも対応するなど、交付金の効果的、効率的な運用に努めたことにより、不用額が減少したところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 令和4年度の地域づくり総合交付金については、道内市町村等が行うSociety 5.0及びゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に対しまして、特定課題対策事業で重点的に支援をしたものと承知しておりますけれども、具体的にどのような事業がどの程度採択をされたのか、お伺いたします。

○東地域政策課長 特定課題対策事業についてであります。民間と市町村が協力し、デジタル技術を活用して地域課題を解決する実証的な取組を支援するデジタルチャレンジ推進事業につきましては、岩見沢市で実施しましたEV自動運転バスの冬道公道走行の実証実験など4件の事業を採択し、3407万3000円を交付したところでございます。

また、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、市町村が行う脱炭素化の取組を推進するゼロカーボン推進事業につきましては、赤井川村で実施しましたCO₂排出量の見える化に関する調査研究など10件の事業を採択し、2890万円を交付したところでございます。

道としましては、こうした支援により、デジタル化や脱炭素化に係る先駆的取組の全道的な展開に資するものと考えております。

以上でございます。

○中川浩利委員 今後の対応についてであります。地域づくり総合交付金は、これまでの時代の変化や地域のニーズに合わせて様々変化を遂げてきたものと承知をしており、今後とも、まさに地域に直接根差した視点で、柔軟に対応をしていく必要がある事業であることは言うまでもございません。

道として、この交付金が一層積極的かつ効果的に活用されるよう、地域の課題やニーズをどのように的確に把握し、効果的、効率的な執行に向けてどのように対応していくのか、所見を伺います。

○菅原総合政策部地域振興監 地域づくり総合交付金に関します今後の対応についてでございます。道では、地域課題が複雑化、多様化する中、地域の創意と主体性に基づき実施する地域の特性や資源を活用する取組に対しまして、地域づくり総合交付金を活用し、ハード、ソフト両面から支援を行っているところでございます。

今後とも、地域づくりの拠点であります振興局が市町村や地域の皆様の声をしっかりと伺うなど、地域が直面している課題を的確に把握いたしますとともに、交付金の効果的な活用に向けまして、制度改正に関する市町村へのアンケートなどを通じて、地域の皆様の御意見も伺い、不断に見直しを行いながら、予算の確保はもとより、地域の実情に応じた実効性のある支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 本件については、知事に伺いませんので、お取り計らわなくて結構です。

大項目の最後、交通政策について伺います。

昨年12月に国土交通省の有識者会議が取りまとめた報告書では、北海道新幹線の総事業費が1兆6700億円余から2兆3145億円余に大幅に増加する見通しであることや、工程についても、複数年の遅れが生じている工区があるなど、厳しい状況であるとされました。

その後、事業費増加に係る財源構成について、増加見通し6445億円のうち、2922億円分についての財源措置が示されまして、地方負担分はそのうち332億円余と示されていたものと承知をしております。

そこでまず、令和4年度の北海道新幹線に係る道及び道内市町村の負担金の額が全体としてどの程度であったのか、前年度との比較を含めてお伺いいたします。

○清水拓也委員長 交通企画課参事永田浩幸君。

○永田交通企画課参事 北海道新幹線の地方負担額についてであります。新函館北斗ー札幌間の建設工事に係る地方負担額は、令和3年度は、道が約222億円、駅設置市町が約24億円、令和4年度は、道が約320億円、駅設置市町が約56億円となっております。

○中川浩利委員 御案内のとおり、事業費負担の基本的な考え方については、総事業費からJRが負担する貸付料を除いた額を、国、地方が2対1の割合で負担するスキームであります。

昨年の事業費増加を踏まえ、議会議論の中では、知事から、貸付料の確保を国に求める旨の答弁もあったところでありまして、その要望の成果なのか、事業費増嵩分については、貸付料の割合は約66%と北陸新幹線並みに高くなっていたものと承知をします。

しかしながら、既存事業費1兆6700億円に対する貸付料割合は、昨年度時点で約2割程度にとどまっているとのことでありました。

そこで、先ほど伺った令和4年度までの実績も踏まえ、今後の事業費増嵩分を含めた総事業費に対する貸付料割合や地方負担額はどの程度と見込まれるのか、また、地方負担の軽減のため、今後どのように対応するつもりなのか、併せて所見を伺います。

○永田交通企画課参事 地方負担の見通しなどについてであります。昨年示された事業費増嵩分6445億円につきましては、2922億円についてのみ財源構成が示されたものであり、残りの3523億円につきましては財源構成が明らかでないことから、現時点で、今後の道の負担などを精緻に見込むことは困難であります。仮に、事業費増嵩分の6445億円全額が今回と同じ財源構成で、総事業費が2兆3145億円となった場合の想定であります。貸付料配分割合はおおよそ約46%程

度となることが見込まれております。

また、地方負担額につきましては、同様の財源構成として想定した場合、約4230億円程度と見込まれるところでございます。

道としましては、コスト縮減はもとより、できる限り地方負担の軽減が図られるよう、引き続き、国に対し強く働きかけてまいる考えでございます。

○中川浩利委員 北海道新幹線の札幌までの延伸開業時期について、トンネル工事の難航、あるいは建設費高騰のため、予定をしていた2030年の開業に間に合わないのではないかとの一部報道もありましたけれども、国交大臣は、会見で、現時点で一部工区に三、四年の遅れが生じているということは認めましたが、まだ相当の事業期間が残っていることなどを理由として、開業時期の変更については明言していないわけであります。

物価高騰や人手不足が一段と深刻化している中で、さらなる事業費の増嵩も懸念されるところであり、並行在来線や貨物の取扱いなどの課題も山積をしております。

道としては、こうした現状をどのように認識し、今後、北海道新幹線の早期開業に向けてどのように取り組んでいくつもりなのか、所見を伺います。

○清水拓也委員長 新幹線担当局長金盛修君。

○金盛新幹線担当局長 今後の対応についてであります。北海道新幹線の開業に向けては、沿線地域におけるまちづくりやJR北海道における経営自立を目指した取組など、様々な準備が進められております。新幹線効果を早期に発現させ、本道経済の活性化につなげるためには、札幌までの早期開業が必要と考えているところでございます。

一方で、まだ相当の事業期間がある中で、今後、予測できない事態が生じるリスクも考えられますが、道といたしましては、新函館北斗ー札幌間の2030年度末までの完成、開業に向けまして、工程の管理や工法の工夫などにより、できる限り工期短縮に努めるよう、引き続き、国や鉄道・運輸機構に対し強く求めるとともに、沿線自治体など関係者と連携した取組を進めてまいりる考えであります。

以上でございます。

○中川浩利委員 次に、関連しますけれども、地域公共交通の維持確保について伺います。

先般、北海道中央バスが、今冬のダイヤ改正から、運転手不足を背景に札幌中心部への乗り入れを取りやめる旨、発表しました。また、北海道新幹線の札幌延伸により、並行在来線となる、いわゆる山線のバス転換に当たっても、運転手不足による利便性の低下が懸念されるなど、バスをはじめとした地域公共交通の維持確保が大きな課題となっております。

加えて、来年度からは、運輸業界における、いわゆる2024年問題も重なっておりまして、地域公共交通の担い手不足といったものが一層深刻化する懸念が大きくございます。

道においては、これまでも、国の補助金を活用するなどし、地域公共交通の確保維持に対して様々な予算措置をしてきているものと承知をしておりますが、特にバス路線の維持に係る主な事業について、令和4年度における対応とその執行状況について伺います。

また、今年度の取組も含め、運輸業界における運転手不足に対する道の対応状況について併せて伺います。

○清水拓也委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 バス路線の確保等についてでございますが、道では、地域の暮らしを支える上で重要な役割を担っておりますバス路線の運行を確保するため、国や市町村と協調し運行費補助を実施しており、令和4年度における実績額としては、国との協調で実施しております地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、143系統の路線に対し約12億8000万円であり、市町村との協調で実施しております生活交通路線維持対策事業費補助金では、106系統の路線に対し約1億9900万円となっているところです。

また、運転手確保に向けましては、バス事業者などと連携を図りながら、全道各地での合同就職相談会の開催に取り組むとともに、北海道バス協会などの関係団体と連携し、2種免許の取得に対する助成、また、今年度からは新たに、道外からのバス運転手の採用に向け、首都圏での移住イベントへ出展するなど、プロモーション活動の強化を図っているところでございます。

○中川浩利委員 コロナ禍においては、地域公共交通事業者は一段と厳しい経営環境に置かれることとなり、それが運転手の離職など、現下の担い手不足にもつながっているというふうに承知します。

そうした中で、令和4年度において、道のバス補助事業やその他の交通事業者向けの事業において、例えば、補助要件緩和、補助制度創設など、どのような対応を取ってきたのか、具体的な対応を伺います。

○齋藤地域交通担当課長 これまでの対応などについてでございますが、道では、昨年度、コロナ禍による利用低迷や燃油高騰などにより厳しい経営環境にあるバスやタクシーなどの交通事業者の方々が安定的に事業継続できますよう、国の臨時交付金を活用して、車両の維持経費等について臨時的な支援を実施したほか、需要喚起を図るための「ぐるっと北海道」といった事業を実施したところであります。

また、国などと協調して実施しておりますバス路線の運行費補助の交付に当たりましては、1日当たりの利用者数や運行回数などに基づく補助要件の緩和を行いますとともに、補助金を早期に交付できるよう概算払いを実施したところでございます。

○中川浩利委員 今ほどお話のあった「ぐるっと北海道」についてでありますけれども、これは、数度の延長を図りながら実施してきた事業でございますけれども、累計の予算額とその実行状況はどのようになっているのか、あわせて、その政策効果の認識について伺います。

○清水拓也委員長 交通企画課長菅野圭二君。

○菅野交通企画課長 「ぐるっと北海道」についてでございますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により失われた交通需要を早期に回復させることを目的に、令和2年7月から、道内の交通事業者の皆様に御協力いただき、割引乗車券や道内周遊切符の造成と販売促進に取り組んだものでありまして、本年3月までの約3年間における累積予算額は約52億円であり、

その執行額は約50億円となっております。

本事業を活用しました、JR北海道の道内6日間周遊パスや、北海道ハイヤー協会による割引クーポンなどが事業者の想定を上回る好調な販売となりましたほか、道北地域では、複数のバス事業者の連携による「かみくるパス」や、道南いさりび鉄道とバス事業者の連携による「いさりび1日キャンパス」といった新たな商品が造成され、令和5年3月時点における公共交通機関の乗車率は、コロナ禍前と比較し、約8割の水準まで回復に至るなど、道としては、交通需要の喚起や事業者間の連携促進に一定の役割を果たしたものと認識しております。

○中川浩利委員 一定の役割と、言葉もあれですけども、その役割を果たしたということは否定いたしませんけれども、皆さんの部に関係ない部分でも、コロナに関わっては、各部それぞれ緊急的にいろんな事業を行って、それによって不正な取扱いがほかのところで問題になるなどございましたので、政策成果についての検証というのは、自分たちでまずしっかりなされるでしょうし、我々も今回に限らず議論をさせていただきたいというふうに思います。

それで、話は変わるのでですけども、岸田総理は臨時国会の所信表明演説で、地域交通の担い手不足、あるいは移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、いわゆるライドシェアの課題に取り組むということを表明しました。

さきの第3回定例会の我が会派の代表質問でも取り上げましたけれども、その際、知事は、「過疎地の公共交通空白地域等における移動手段として活用の可能性はあるものの、道路運送法において禁止されており、加えて、自家用車の運転手のみが運送責任を負うことは、安全確保や利用者保護の観点から多くの課題があると指摘をされていることから、引き続き、国の動向を注視した上で、慎重な対応が必要と考えております。」という答弁がございました。

それで、他府県の状況を見ますと、神奈川県あるいは大阪府については、どうも導入を前向きに検討しているということで、それぞれの地方での取組に動きが出つつある状況です。私の立場を申しますと、これには反対でございますけれども、どうも政府の動きも加速化をして、年内には一定の方向性が示されるだろうといった状況でございます。

そういった現下の状況を踏まえて、道として、今後どのように対応していくつもりなのか、改めて伺います。

○齋藤地域交通担当課長 ライドシェアについてでございますが、個人の方々が自家用車を用いて他人を有償で輸送する、いわゆるライドシェアにつきましては、公共交通の利用が困難な地域等における移動手段として活用の可能性はあるものの、安全性の確保や利用者保護の観点などが大きな課題となっており、現在、国では、規制改革推進会議の作業部会において、こうした課題の整理を行っているものと認識しております。

他方、国においては、移動困難な地域におけるタクシーや自家用車を活用した有償旅客運送に係る制度、運用の見直しを行うこととしており、道といたしましては、引き続き、国の動向を注視しつつ、北海道運輸局や北海道ハイヤー協会と情報共有を図りながら、必要に応じた対応を行っていく考えでございます。

○中川浩利委員 国の動向を注視し、あるいは、いろいろな関係の方の意見をしっかり聞いていくということでもありますけれども、やはり、どうも国の動きが速いようでもありますので、課題を早急に整理して、場合によっては、道からしっかりと物を申していくということをしていただきたいというふうに思います。

一律の制度でどうなるのだというのは、皆様も想像するとおりで、人口の少ない地域でも頑張っって何とかやりくりをしているハイヤー・タクシー業界の皆様にとって、それが致命打になるのでしょうか、そういったこと、あるいは、そういった中でも賃金が上がっていくようなところに冷や水を浴びせるとか、いろんな影響が考えられますので、そこら辺はしっかりと声を聞き取っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、先ほど述べましたように、地域公共交通は担い手の不足が著しく、そのための担い手確保は喫緊の課題でございます。

交通部門のみならず、道内の各産業における人手不足というのが深刻化している中でありますので、これまで我が会派でも再三指摘をしてきましたとおり、ありがたいというか、うれしいことではあるのですが、ラピダスの立地によっては人材の奪い合いが一層激化する、そういった懸念もあることから、道庁における部局横断的な取組も、当然のことながら不可欠であるというふうに思います。

交通部局として、運輸・物流部門における担い手の確保について、将来も見据えながら今後どのように対応をされるのか、お伺いいたします。

○清水拓也委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 担い手の確保についてでございますが、バスやトラック等の事業者におきましては、人口減少や高齢化の進行による運転手不足に加え、来年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応などといった課題に直面しており、今後も、交通事業者のみならず、道や市町村といった関係者が効果的な採用活動の実施などに向け、連携して取り組むことの重要性が高まっていると認識しております。

こうした中、道では、今年度、移住・観光部局との連携による運転手の確保に向けた道外プロモーションを実施するほか、効果的な採用活動を促進するための事業者向けセミナーの開催などといった取組を進めておりまして、引き続き、国との情報共有も図りながら、庁内の関係部局はもとより、事業者の皆様とも、より一層連携協力しながら、運転手確保の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 全体的にどこかで人材が余っているという話じゃなくて、本道は、全体的に人材が足りないという中での確保ということですから、なかなか難しいというふうに思いますけれども、こういった大きな課題でありますので、知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

○清水拓也委員長 中川委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

【第1分科会 11月13日 第4号】

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水拓也委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、11月14日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時48分散会